

宮城南部地域森林計画書（案）

（宮城南部森林計画区）

令和7年 月策定

計画期間
自 令和 8年4月1日
至 令和18年3月31日

宮 城 県

はじめに

「地域森林計画」は、森林法第5条により、都道府県知事が「全国森林計画」に即して5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、市町村がたてる「市町村森林整備計画」や森林所有者が作成する「森林経営計画」の指針となるものです。

本県には、宮城北部及び宮城南部の2つの森林計画区があり、本計画は宮城南部森林計画区について策定したものです。

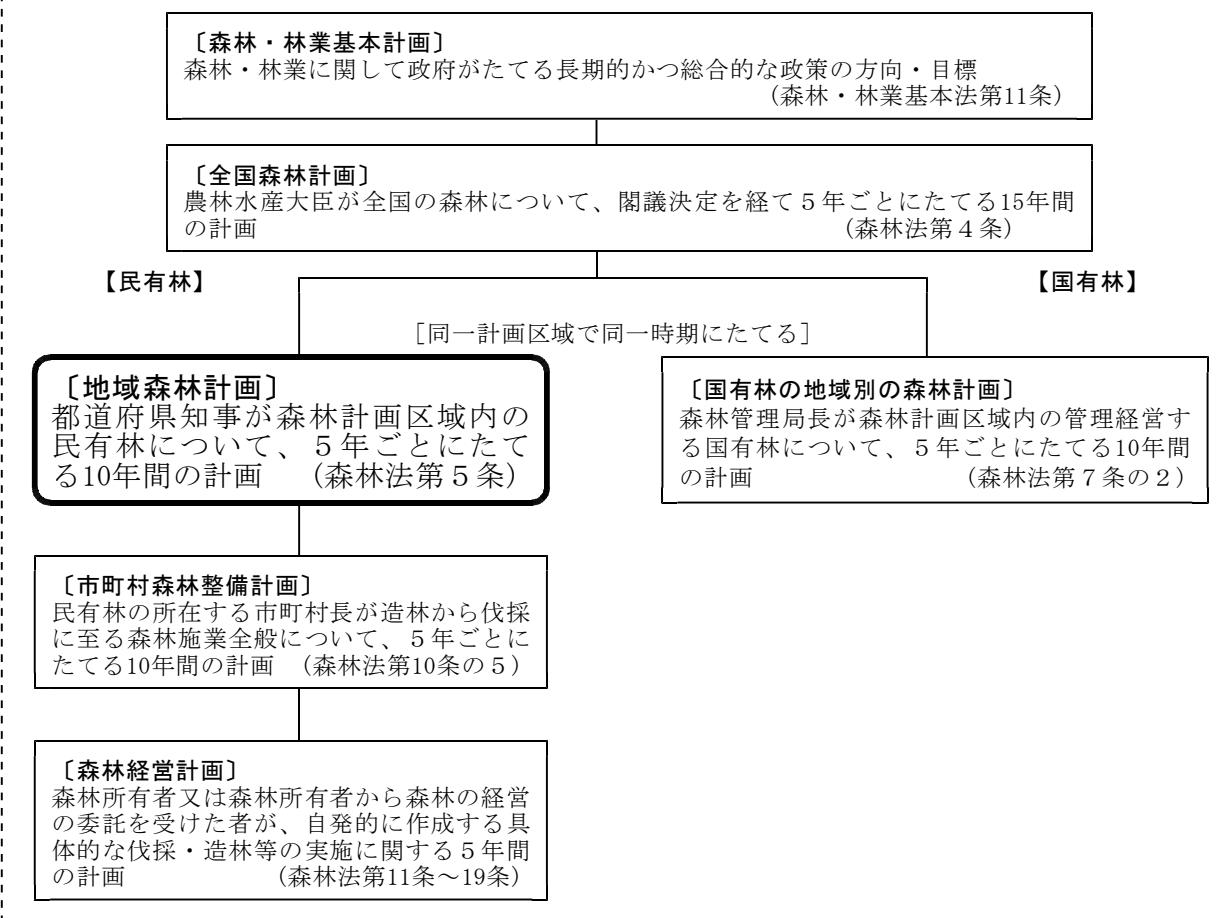
本県の森林は県土面積の57%を占め、水源の涵養や県土の保全、木材などの林産物の供給に加え、生物多様性の保全など多様な機能を持ち、県民生活に大きな役割を果たしています。二酸化炭素等の温室効果ガスの削減のため、森林が有する二酸化炭素吸収源としての機能を十分に発揮させるため、間伐等の森林整備を確実に実施していくことが必要となっています。

戦後造林された人工林は利用期を迎え、県内の充実した森林資源の循環利用が課題となっています。しかし、長期に渡る木材価格の低迷等により、林業所得の減少に伴う経営意欲の減退、林業従事者等の減少等、森林・林業を取り巻く状況は引き続き厳しい状況にあります。

こうした中、本県では平成30年3月に「みやぎ森と緑の県民条例」を制定するとともに、同条例の基本計画である「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」を策定し、令和4年度中には中間見直しを行いました。令和9年度末までの森林・林業施策の指針である同基本計画に基づき、林業・木材産業の振興と森林の整備・保全に関する施策の強化に取り組むこととしています。

本計画は、このようなことを念頭において、森林の多様な機能が十分に発揮されるよう、森林整備に関する基本的な方向と目標・基準を示しています。

森林計画制度の体系



計画のあらまし

1 計画の対象森林

地域森林計画は、民有林のうち森林法第5条に規定する森林を対象*として、県内2つの計画区ごとに策定しており、本計画区の面積は次のとおりです。

(単位 面積: ha)

森林計画区	土地面積	森林面積	民有林面積	計画対象森林面積
宮城南部森林計画区	278,326	162,965	107,470	107,166
県総数	728,229	413,422	282,841	281,888

※ 土地面積は宮城県統計年鑑（令和6年版：宮城県企画部統計課）、森林面積及び民有林面積等は東北森林管理局及び林業振興課資料による。

2 宮城南部森林計画区の計画事項

本計画では、森林の多様な機能の高度発揮や持続可能な森林経営の実現、森林資源の適正な利用等を目的として、全国森林計画に即し、森林の整備及び保全に関する10か年間（令和8年度～令和17年度）の計画数量及び指針等を定めています。

なお、主な計画数量等は、下記のとおりです。

(1) 森林の構成（面積・森林蓄積）の計画期末の目標

区分	面 積 (ha)			森林蓄積 (千m ³)
	育成单層林	育成複層林	天然生林	
現況	47,030	230	55,419	23,408
計画期末	47,058	262	57,543	23,408

(2) 伐採立木材積の目標

区分	総 数 (千m ³)			主 伐 (千m ³)			間 伐 (千m ³)		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
計画区総数	2,619	2,244	375	1,829	1,454	375	790	790	—

(3) 人工造林及び天然更新別の造林面積の目標

区分	人工造林面積	天然更新面積
計画区総数	6,704ha	2,437ha

(4) 林道開設目標

区分	開設路線数	開設延長
計画区総数	48 路線	113km

(5) 保安林として管理すべき森林の計画期末面積

区分	全保安林面積(実面積)
計画区総数	22,475ha

(6) 実施すべき治山事業の数量

区分	治山事業施行地区数
計画区総数	116 地区

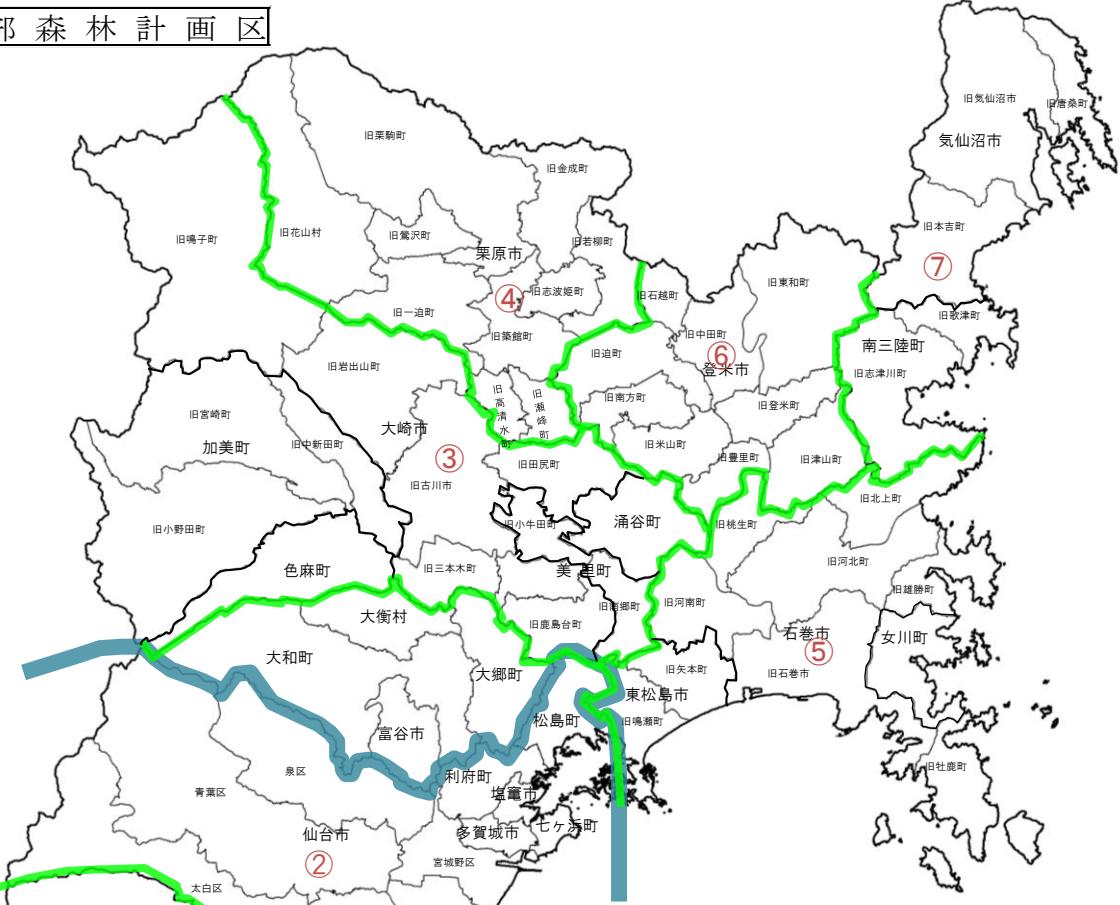
3 市町村森林整備計画及び森林経営計画との関連

市町村長は、本計画との適合を前提として、地域の実情に応じた具体的な森林施業の方法等の規範を示す「市町村森林整備計画」を作成します。森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、その所有又は管理する森林について、具体的な伐採・造林等の実施に関する「森林経営計画」を属人又は属地的に作成することができます。

* 計画の対象森林：森林法第5条の規定に基づき、森林の整備及び保全並びに伐採や造林に関する計画をたてることとなっており、この計画の対象となる森林は5千分の1の地形図（森林計画図）に図示されている。この計画の対象森林において立木を伐採する場合や開発を行う場合は、事前の届出や許可が必要となる。

宮城南部森林計画区位置図

宮城北部森林計画区



宮城南部森林計画区

凡 例				
■	計	画	区	界
■	地	方	機	關

地 方 機 關

- ① 大河原地方振興事務所
- ② 仙台地方振興事務所
- ③ 北部地方振興事務所
- ④ 北部地方振興事務所
- ⑤ 栗原地方振興事務所
- ⑥ 東部地方振興事務所
- ⑦ 東部地方振興事務所
- ⑧ 登米地方振興事務所
- ⑨ 気仙沼地方振興事務所

目 次

はじめに

計画のあらまし

宮城南部森林計画区位置図

I 宮城南部森林計画区の概要

第1	自然的条件	
1	地形	1
2	地質	1
3	土壤	2
4	気象	2
5	植生	2
第2	社会経済的条件	
1	人口	6
2	土地利用	7
3	地域産業	7
4	交通網	7
第3	森林・林業の概要	
1	森林資源	8
2	林業・木材産業の概況	9

II 計画樹立に当たっての基本的考え方

第1	森林の整備及び保全の課題	
1	本計画区の特徴	10
2	現状と課題	10
第2	前期実行結果の概要及びその評価	11
第3	森林の整備及び保全の推進方向	
1	持続可能な森林経営の推進	14
2	重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全	14
3	林業生産基盤の整備	14
4	森林施業の合理化の推進	14
5	森林の保全・管理の推進	14

III 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	15
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	16
(1) 森林の整備及び保全の目標	16
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	17
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	18
2 その他必要な事項	18
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	19
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	19
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	19
(3) その他必要な事項	19
2 造林に関する事項	20
(1) 人工造林に関する指針	20
(2) 天然更新に関する指針	21
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	22
(4) その他必要な事項	22
3 間伐及び保育に関する事項	23
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	23
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	24
(3) その他必要な事項	24
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	25
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	25
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	26
(3) その他必要な事項	26
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	27
(1) 林道（林業専用道を含む）の開設及び改良に関する基本的な考え方	27
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	27
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	27
(5) 林産物の搬出方法等	28

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	29
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	29
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	29
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	29
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	30
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	30
(6) その他必要な事項	30
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	31
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	31
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	31
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	31
2 保安施設に関する事項	33
(1) 保安林の整備に関する方針	33
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	33
(3) 治山事業の実施に関する方針	33
(4) 特定保安林の整備に関する事項	33
3 鳥獣害の防止に関する事項	34
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	34
(2) その他必要な事項	34
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	34
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	34
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	34
(3) 林野火災の予防の方針	34
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
1 保健機能森林の区域の基準	35
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	35
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	35
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	35
第6 計画量等	
1 伐採立木材積	36
2 間伐面積	36
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	36

4 林道の開設及び拡張に関する計画	37
(1) 林道の開設	37
(2) 林道の拡張	39
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	41
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	41
イ 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積	41
ロ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	42
ハ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積等	43
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	43
(3) 実施すべき治山事業の数量	44
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	44
第7 その他必要な事項	
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	45

(附) 参 考 資 料

1 森林計画区の概要	
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	53
(2) 地況	54
(3) 土地利用の現況	55
(4) 産業別生産額	56
(5) 産業別就業者数	57
2 森林の現況（地域森林計画対象森林）	
(1) 齢級別森林資源表	58
(2) 制限林普通林別森林資源表	60
(3) 市町村別森林資源表	62
(4) 所有形態別森林資源表	64
(5) 制限林の種類別面積	66
(6) 樹種別材積表	68
(7) 特定保安林の指定状況	69
(8) 荒廃地等の面積	69
(9) 森林の被害	70
(10) 防火線等の整備状況	70
3 林業の動向	
(1) 保有山林規模別林業経営体数	71
(2) 森林経営計画の認定状況	72

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	74
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	75
(5) 林業事業体等の現況	79
(6) 林業労働力の概況	80
(7) 林業機械化の概況	81
(8) 作業路網等の整備の概況	82
4 林地の異動状況（地域森林計画対象森林）	
(1) 前計画第三次変更時点から1年間の異動状況	83
(2) 過去5年間の異動状況	85
5 森林資源の推移	
(1) 分期別伐採立木材積等	87
(2) 分期別期首資源表	88
6 その他	
(1) 天然更新完了基準	89
(2) 一般材生産施業体系図	90
(3) 持続的伐採可能量	91

I 宮城南部森林計画区の概要

I 宮城南部森林計画区の概要

本計画区は、県の中南部を包括し、北は宮城北部森林計画区に、西は奥羽山脈を境として山形県と、南は福島県とそれぞれ接し、東は太平洋に面している、仙台市ほか7市12町からなる総面積 278,326 haの区域である。包括される市町村は、次のとおり。

計画対象森林面積		107,166.46 ha
包括される市町村	大河原地方振興事務所管内	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、丸森町
	仙台地方振興事務所管内	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、 亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町

第1 自然的条件

1 地形

本計画区の西端を南北に走る奥羽山脈は、北から船形山 (1,500m・仙台市)、泉ヶ岳 (1,175m・仙台市)、大東岳 (1,365m・仙台市)、雁戸山 (1,484m・川崎町)、刈田岳 (1,758m・七ヶ宿町、蔵王町)、屏風岳 (1,825m・七ヶ宿町、蔵王町) を主峰とする山塊であるが、東方に向かうにつれ標高を減じながら、山麓部、丘陵部、平野部へと移行している。

一方、東南部は、窓ノ倉山 (674m・丸森町)、手倉山 (672m・丸森町)、天明山 (488m・丸森町) を擁する阿武隈高地が、福島県から高度・幅を減じながら仙南丘陵地帯へと移行しており、山頂部は准平原状で、起伏の少ないなだらかな山容を呈している。

河川は、福島県に源を発し福島県中央部及び県南部を流域に持つ阿武隈川が計画区南部を北東に流れ、奥羽山脈に源を発する白石川と合流したのち岩沼市・亘理町の境界で太平洋に注ぐ。

また、同じく奥羽山脈に源を発し仙台市域を流下する名取川及び広瀬川が区域北部を東に流れ、合流したのち仙台市・名取市の境界で太平洋に注いでおり、これらの河川の下流域には沖積平野が広がっている。

2 地質

奥羽山脈は新第三紀後期から第四紀にかけての地殻変動によって大きく隆起したところで、頂部は第四紀の火山噴出物の安山岩類からなり、山麓部は第三紀の緑色凝灰岩などの凝灰岩類が基盤を構成している。また、丘陵地帯は新第三紀の中新生世や鮮新世に堆積した砂岩、泥岩などの堆積岩と、

第三紀及び第四紀の安山岩を主とする火山岩類からなっている。

阿武隈高地は、中生代の後期に貫入した花崗岩類が大勢を占める。

3 土 壤

奥羽山脈の標高800m以上の山岳地帯にはポドゾル化土壌が見られ、それ以下の山岳地帯から丘陵地帯にかけては、褐色森林土が大勢を占めるが、山麓部の一部には火山灰を母材とする黒色土が分布している。

阿武隈高地は、赤褐色系褐色森林土を主体とする褐色森林土が広く分布しているが、一部風化した火山灰を元とする黒色土も分布している。

4 気 象

本計画区内にある6の気象庁観測地における令和4年～令和6年の3か年平均は、次のとおり。

(1) 気 温

年平均気温は、新川（仙台市）で11.8°Cと最も低く、沿岸部の亘理で13.9°C、6観測地で最も高いのは仙台の14.6°C、計画区平均は13.6°Cである。

(2) 年間降水量

年間降水量は、山間部の新川（仙台市）で1,409mmと最も多く、次いで仙台の1,095mmで、6観測地の平均は、1,079mmである。

(3) 最深積雪深

積雪は、西部山間地帯で多く、新川（仙台市）で49cm、白石で24cm、仙台で21cmとなっている。

5 植 生

(1) 沿岸地帯

松島は、松島丘陵で囲まれた湾内に海平面の上昇で誕生した約230もの島々が浮かぶたぐいまれな景観を形作っている。

本土の沿岸部及び島嶼は、浸食されやすい凝灰岩質またはシルト岩質の岩石で出来ているため、砂浜を除いてその多くが乳白色の急峻な海食崖に囲まれている。また、表土も浅いため松島の大部分はやせた土地に真っ先に侵入するのでパイオニア植物と言われるアカマツに覆われている。

本土の沿岸部や比較的大きい島嶼のアカマツ林内には、ヒサカキ、コナラ、マルバアオダモ、イヌヅケなどが生育し、林床にはヤブコウジ、ヒメヤブラン、ヤマツツジ、テリハノイバラなどが見られる。

宮戸島や寒風沢島などの太平洋に面する外側島嶼や湾内の朴島などには、常緑広葉樹のタブノキ群落が成立し、林内にはシロダモやヤブツバキ、ティカカズラ、マサキ、ヒサカキ、オオバジヤノヒグ、ヒメヤブランなどの暖地系常緑植物が見られる。

外側島嶼の潮風が激しい岬端や海食崖肩には、アカマツと並ぶパイオニア植物で耐塩性の高いクロマツが生育している。

海食崖には、コハマギク群落やラセイタソウ、ハマギクが生育し、内陸の岸壁には、キヅタやマメヅタ、ミツデウラボシなどが見られる。

瑞巌寺境内の老杉の一部には、セッコクが着生している。

仏教の聖地でもあった松島には、鎌倉時代にアカマツの植林が行われたとの伝説もあるが、明治時代の松島は製塩の燃料などのためのアカマツの濫伐や山火事のために荒廃したので、宮城県は議会の提案により明治42年に松島湾全体を県立公園に指定し、植林による風致林の育成と公園としての整備に努めた。名勝（現在は特別名勝）に指定されたのは、その14年後の大正12年である。

なお、松島湾内の島嶼は自然交雑を避けるのに都合が良いため、朴島に野菜の種苗畑が設置されている。（かつては桂島にもあった。）

松島から福島県境に至る砂浜海岸には、ハマニンニクやコウボウムギなどの海浜植物が分布・生育している。その背後に内陸部を飛砂や塩害から守り、津波の被害を軽減するため、藩政時代からクロマツによる海岸防災林が形成され、以来400年以上にわたり、多くの先人達によって守り育てられてきた。地域の重要な環境資源にもなっていたが、東北地方太平洋沖地震に伴う津波によってそのほとんどが壊滅的な被害を受けた。現在では復旧工事が完了し、防災機能が十分に発揮されるまで、関係者が一丸となり適切な保育管理を進めているところである。

（2）平野地帯

平野地帯は、ほとんどが耕作地と市街地になっている。

耕作地の大部分を占める水田では、スズメノテッポウ、タネツケバナ、コナギ、アギナシ、ヘラオモダカ、ホシクサ、マツバイなどの水田雑草群落が季節によって移り変わっている。

畑や果樹園には、ハコベ、ナズナ、オオイヌノフグリ、メヒシバ、スペリヒユ、イヌビユなどの畠雑草群落がやはり季節によって入れ替わっている。

放棄された水田には、ミゾソバ、イグサ、コブナグサなどの放棄水田雑草群落が成立している。都市周辺の空き地や道路際には、セイタカアワダチソウ、ヨモギ、クズなどの路傍・空地雑草群落が成立し、帰化植物が多い。

阿武隈川などの下線や池沼には、マコモーヨシ群落が成立している。

また、下線や池沼畔にはハンノキ群落が広く成立している。現在、水田となっている平野部には、かつては池沼や低湿地が点在していたので、マコモーヨシ群落とともにハンノキ群落が沖積平野を広く覆っていたと見られる。

（3）丘陵地帯

丘陵地帯は、平野から標高300m程度までの地域である。暖温帯を代表する常緑広葉樹林と冷温帯を代表する落葉広葉樹林の推移帯に当たり、中間温帯と呼ばれる。

かつては、丘陵地帯はイヌブナなどの落葉広葉樹林に暖地系針葉樹のモミが混生するモミーイヌブナ林で覆われていたと見られていたが、花粉分析などの研究の結果、モミとイヌブナは主要な構成種ではなく、陽樹のため極相林の主要構成種にはなり得ず、ぼう芽力が強いので人間の伐採により成立した二次林であると言われてきたコナラが、人為の影響を受ける前から丘陵地帯の主要な構成種であったことが分かってきている。

モミ林は、松島町の富山観音、仙台市の青葉山、名取市の高館、白石市の弥太郎山、角田市の斗藏山、丸森町の青葉山などに、主にイヌブナなどと混生して成立しているが、尾根筋を中心とした土地的極相林の性格が強い。

イヌブナ林は、仙台市の青葉山、村田町の谷山、白石市の手倉山などに成立しており、コナラ林と類縁の群落である。

丘陵地帯の大部分は、クリーコナラ林で占められており、本県の里山を代表する景観を構成している。

クリーコナラ林では、コナラに次いでクリとカスミザクラが多く、アオハダ、ウリハダカエデ、マンサク、ヤマウルシ、ホオノキ、コバノトネリコなどの落葉広葉樹が混生している。

下層植生にもヤマツツジ、アズマネザサ、チゴユリ、タガネソウ、ヒカゲスゲ、オケラ、アキノキリンソウ、オヤリハグマ、オクモミジハグマ、タチツボスミレなどの多くの種類が見られる。

山頂部や尾根筋の表土が浅くて乾燥しやすく、土壤養分が少ないところでは、アカマツ林が成立している。この林内には、ヤマツツジ、マルバカクミノスノキ、トウゴクミツバツツジ、ナツハゼなどのツツジ科植物が多く生育している。

丘陵地帯には、スギやヒノキ、アカマツなどの植林も多い。沢筋や斜面下部の比較的土壤が深く適潤なところには、ほとんどスギが植えられている。

阿武隈山地の丘陵地帯は本県で最も暖かく、潜在自然植生は暖温帯常緑広葉樹林と見られているが、現在はほとんどクリーコナラ林やスギ、アカマツの植林で覆われている。

しかし、角田市の斗藏山にはウラジロガシ林が残っており、モミ、シロダモ、ヤブツバキなどが混生している。また、林床には、オオバジヤノヒゲ、ジャノヒゲ、ヤブコウジなどの陰生植物が密生している。角田市の高藏寺の裏山には、やはり暖地系のカヤ林が成立している。河川の上・中流域の河畔にはシロヤナギ群落が成立している。

仙台市の竜の口渓谷や白石氏の小原渓谷などの河岸は絶壁状をなしており、アカシデを主とし、ヤマモミジ、ハウチワカエデ、ウリハダカエデ、コシアブラなどが生育している。

また、仙台市の鎌倉山などの岩山の麓の大きい岩が崩壊して角礫が堆積している土壤水分の豊富な岩角地には、ケヤキとイタヤカエデが混生するケヤキ林が成立している。ケヤキ林は、仙台市の棒目木や白石市の寒成山などで渓畔林としても成立している。

(4) 山地帯

山地帯は、標高300mから1,400m程度の地域で、落葉広葉樹を主とする冷温帯に属している。

奥羽山脈の船形山や蔵王連峰などの多雪地域には、日本海型のブナ林と言われるチシマザサ-ブナ群落が成立している。この群落は、ハウチワカエデ、オオカメノキ、オオバクロモジなどが混生しているブナの割合が多く、林床にチシマザサ、エゾユズリハ、ヒメモチ、ヒメアオキ、ハイイヌガヤなどを伴うのが特徴である。

ブナは、かつては冷温帯の主要構成樹種で、山地帯を広く覆っていたと見られていたが、アジア大陸には分布しておらず、花粉分析などの研究の結果、ブナ林は日本列島の日本海側に主に分布する冬期の多雪に伴って発達した特異的な多雪誘導系極相林であると見られている。

冬期に乾燥する地域では、日本海側のブナ林から随分前に遺伝的に分かれた太平洋型のブナ林が、各地の山頂付近に点在している。林床にスズタケを伴い、他の樹種の混合割合が多いのが特徴で、丸森町の手倉山のブナ-イヌブナ林もその一つである。

蔵王連峰の東斜面の標高500mから1,000mの地域にかけて、ミズナラ林が成立している。林内には、シロヤシオ、サラサドウダン、コバノトネリコ、ハウチワカエデ、ハナヒリノキ、オオバクロモジ、チゴユリ、シシガシラなどが生育している。

現在、山地帯の上・中部にはミズナラ林が、その下部にはコナラ林が広く分布している。

ミズナラ林も人間の伐採などの影響によって成立した二次林であると言われてきたが、ミズナラの近縁種であるモンゴリナラはアジア大陸に広く分布しており、花粉分析などの研究の結果、人為の影響を受ける前からミズナラがコナラと並んで冷温帶の主要な構成種であったことが分かっている。

ミズナラは、コナラやブナに比べて乾燥に対する耐性が強く、より立地条件の悪いところで優勢になっていることが多い。

産地帯の沢通りなどの湿潤地には、トチノキーサワグルミ林が成立している。林内にはカツラが混生し、下層植生にはジュウモンジシダ、オシダ、リョウメンシダなどのシダ植物やミヤマイラクサ、ヤグルマソウなどの湿潤地に特有の植物が見られる。

尾根筋などの土壤が浅く乾燥しやすいところには、キタゴヨウクロベ林が筋状に発達している。林内には、シロヤシオ、サラサドウダン、コヨウラクツツジ、ムラサキヤシオ、オオバスノキ、アカミノイヌツゲなどが生育し、林床にはウスノキ、ヒメモチ、タケシマラン、シシガシラ、シノブカグマなどが見られる。

仙台市の磐司岩の岩壁には、ヤマスカシユリーイワキンバイ群落が成立している。

白石市小原の材木岩の対岸には、西日本を中心として各地で稀に自生しているヨコグラノキが見られる。

山地帯には、スギやヒノキ、アカマツなどの植林も多い。蔵王山の東麓には比較的広い面積のカラマツ植林が見られる。

(5) 高山帯・亜高山帯

本県において、亜高山帯以上に達している山は奥羽山脈だけに限られる。

現在では、ハイマツ群落は亜高山帯に含める考え方が主流であるが、景観上明瞭に区分できるので、本稿では伝統的な分類に従って高山帯として取り扱った。

船形山のおよそ標高1,350mから1,480mの地域には、ミヤマナラ、ミネカエデ、ダケカンバ、ナナカマド、サラサドウダン、ウラジロヨウラク、オオカメノキ、ツノハシバミなどの落葉広葉低木とアカミノイヌツゲ、キャラボクなどの常緑低木が密に混生する亜高山帯落葉低木林が成立している。

林床には、ツルシキミ、ツルツゲ、タケシマラン、マイヅルソウなどが散生している。船形山では、蔵王連峰のオオシラビソなどのような亜高山帯針葉樹林は見られない。

船形山山頂南西斜面の冬期に雪が吹き溜まる箇所には、ミヤマハンノキ林が成立している。

船形山では高山帯を代表するハイマツ群落は、およそ標高1,450mから1,500mの地域に見られる。

船形山山頂部の戸立沢に面する斜面は、風が激しく当たる急傾斜の岩角地になっている。希少種が多く、イワオオギ、キンロバイ、チシマゼキショウ、キバナノコマノツメ、ハクサンフウロ、ミヤマキンバイ、ホソバノイワベンケイ、ウスユキソウ、ユキワリソウ、ユキワリコザクラ、ミヤマシャジンなどの高山性草本からなる高山性風衝草原となっている。

蔵王連峰のおよそ標高1,300mから1,700mまでの地域には、亜高山帯針葉樹林を代表し、ハイマツを除く針葉樹では最も多雪環境に強いと言われるオオシラビソ林が成立している。

本州の亜高山帯針葉樹には、北海道に近縁種を持つものが多いが、オオシラビソには近縁種は見られない。花粉分析などの研究の結果、オオシラビソは最終氷期には東北地方に分布しておらず、比較的新しく分布を広げた植物と見られる。

オオシラビソ林内には、チシマザサが密生し、オオカメノキ、オオバスノキ、ハクサンシャクナゲ、ナナカマド、コヨウラクツツジなども生育する。林床には、ヤマソテツ、シノブカグマ、ツバメオモト、ハリブキなどの亜高山帯特有の植物が見られる。

蔵王連峰の賽の河原は火山荒原になっていて、匍匐状になったキタゴヨウが優占し、低木状になったイヌエンジュやミネヤナギ、ミヤマハンノキなどの低木、ミネズオウ、ガンコウランなどの矮性低木などによって構成されている。

蔵王連峰の杉ガ峰の南斜面には芝草平と言う湿原がある。この湿原の植物は、ミヤマイヌノハナヒゲが優占し、チングルマ、キンコウカ、イワイチョウ、モウセンゴケ、イワショウブ、ミズゴケ類で構成されている。

蔵王連峰のおよそ標高1,500から1,800mの地域には、高山帯を代表するハイマツ群落が成立している。この群落では、ハイマツが優占し、ミネカエデ、ナナカマド、ハクサンシャクナゲ、キヤラボク、ミネザクラ、ミネヤナギ、ウラジロヨウラク、サラサドウダン、ノリウツギなどが密生している。林床には、チシマザサ、マイヅルソウ、ミツバオウレン、ツルツゲ、コケモモなどが生育している。

蔵王連峰の噴火口であるお釜や五色岳を中心とする地域は火山荒原となっている。ここには、ミネズオウ、コメバツガザクラ、ガンコウラン、コケモモ、アオノツガザクラなどの矮性の低木やコマクサ、コメススキ、メイゲツソウ、シラネニンジン、ヤマハハコ、ミヤマコウゾリナ、ヒメスグなどが生育している。コマクサは、蔵王を代表する高山植物で駒草平や名号峰の山頂付近にも生育しているが、本県では蔵王連峰以外では見られない。

(植生に関する記述については、環境省と宮城県によって繰り返し行われている自然環境保全基礎調査等を参考にしました。)

第2 社会経済的条件

1 人 口 (宮城県統計年鑑 (令和6年版・企画部統計課)

本計画区の人口は1,612,819人で、県総数2,301,996人の70%を占め、仙台市の1,096,704人を最高に、名取市(78,718人)、多賀城市(62,827人)、塩竈市(52,203人)の順となり、最少は七ヶ宿町の1,262人となっている。

人口密度は計画区平均で579人／km²で、県平均316人／km²の約1.8倍となっている。

2 土地利用

本計画区の総面積は、278,326haで県土面積728,229haの38%に当たり、土地利用の現況は次のとおり。

(単位 面積:ha)

	農 地			その 他	
	総 数	田	畠	総 数	うち宅地
総面積 (100%) 278,326	(12%) 33,094	23,667	9,427	(29%) 81,618	25,593
	森 林			備考	
	総 数			本表は宮城県統計年鑑(令和6年版)を基に作成したもので、森林面積は、参考資料「(1)市町村別土地面積及び森林面積」と一致しない。	
	(59%) 163,614				

本計画区の森林率は59%と県平均(57%)に比べやや高く、市町村別では、七ヶ宿町の91%を最高に、5市町が県平均を超えており。

農地は12%と県平均(17%)より低いが、亘理町(44%)外6市町が県平均を超えて、仙南及び仙台東部農業地帯の一角を形成している。また、宅地は県平均7%に対し、仙台市及びその周辺市町で15~45%と、これらの地域で宅地が占める割合が大きくなっている。

3 地域産業

本計画区内の産業別総生産額は、第1次産業が312億95百万円(計画区内の総生産額に対する割合:0.4%)、第2次産業は1兆1,486億10百万円(同:16%)、第3次産業は5兆8,320億57百万円(同:83%)で、県全体に占める割合はそれぞれ22%、55%、79%となっており、県全体の第3次産業に占める割合が大きい。

なお、第1次産業のうち林業の総生産額は19億14百万円で県全体の29%となっている。

就業者総数は82万6,045人で県全体の70%を占め、これを産業別で見ると、第1次産業1万4,854人(うち林業579人)、第2次産業16万854人、第3次産業65万337人となっている。

4 交通網

鉄道は、JR仙台駅を中心に東北新幹線、東北本線、常磐線が計画区東部を南北に縦断し、仙石線、仙山線がそれぞれ東西に横断しているほか、阿武隈急行が柴田町から角田市、丸森町を経て福島市までをつないでいる。

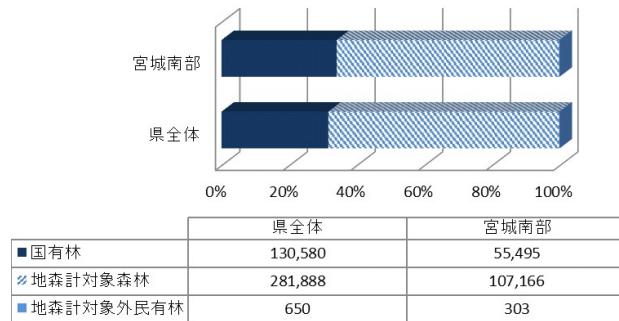
道路は、東北自動車道と三陸自動車道、仙台東部道路が計画区中央部と沿岸部を南北に縦断し、福島県と県北部や岩手県とを結ぶとともに、東北自動車道から分岐する山形自動車道が山形県とをつないでいる。また、国道4号・国道6号・国道45号・国道48号等が仙台市を中心に東西南北に伸び、周辺各都市に通じ、さらに、主要県道が地域の重要な交通網となって産業経済発展の基盤となっている。

第3 森林・林業の概要

1 森林資源

森林面積は162, 965haで、その内訳は国有林が55, 495ha（国有林率：34%）、民有林が107, 470ha（民有林率：66%）となっている。

民有林のうち本計画の対象となる森林の面積は107, 166haで、県全体の計画対象森林面積の38%を占める。また、材積は2, 340万8, 227m³で、県全体の35%を占めている。

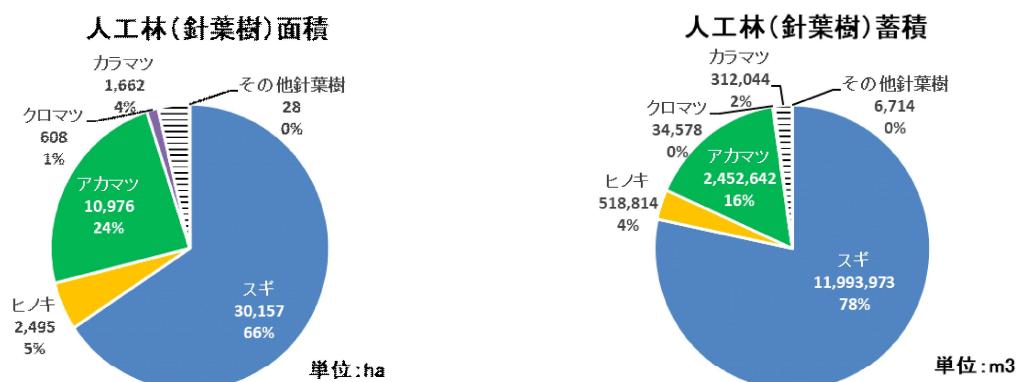


所有形態別では県有林3, 719. 32ha(3%)、市町村有林10, 784ha(10%)、財産区^{*1}有林495ha(1%未満)、私有林92, 168ha(86%)となっている。

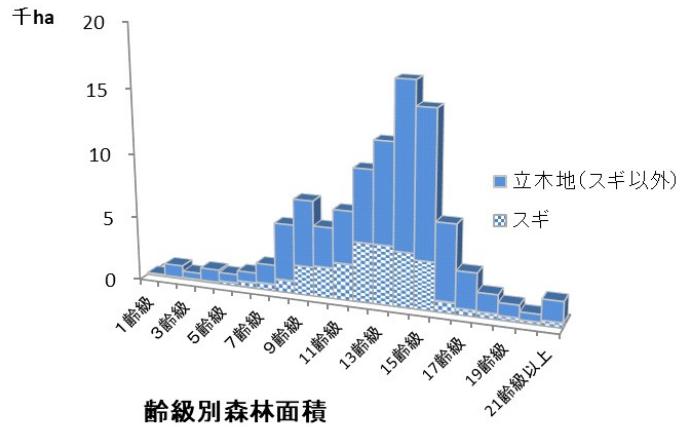
林地の利用状況は立木地102, 679ha（うち竹林848ha）、無立木地3, 639. 12haであり、普通林^{*2}・制限林^{*3}別では普通林77, 612ha、制限林29, 555haで、制限林の割合は28%となっている。

立木地のうち針葉樹・広葉樹別の割合は、面積では針葉樹47%、広葉樹53%、材積では針葉樹67%、広葉樹33%となっており、1ヘクタール当たりの平均材積は針葉樹330m³、広葉樹139m³で、全体平均では228m³である。平均材積は全体平均で前計画より13m³増加している。また、人工林率は46%で、県平均54%を下回っている。

樹種別では、人工林はスギ30, 157ha（材積11, 994千m³、ヘクタール当たり材積398m³）、ヒノキ2, 495ha（同519千m³、208m³/ha）、アカマツ10, 976ha（同2, 453千m³、223m³/ha）となっており、スギは人工林の針葉樹のうち面積で66%、材積で78%を占める。また、天然林はアカマツ1, 731ha（同415千m³、240m³/ha）、クヌギ1, 255ha（同183千m³、146m³/ha）、その他広葉樹52, 603ha（同7, 347千m³、140m³/ha）でコナラ・クリ林が主体を占めている。



人工林の主体を占めるスギについて齢級別構成を見ると、VIII齢級(36～40年生)が990ha、IX齢級(41～45年生)が2,254ha、X齢級(46～50年生)が2,379ha、XI齢級(51～55年生)が2,831ha、XII齢級が4,605ha、XIII齢級が4,596haで、XII齢級がピークで、次いXIII齢級が多いことから森林資源は充実していることがわかる。



* 1 財産区：特別地方公共団体の一つ。市町村の一部で山林などの財産を持つ法人。

* 2 普通林：制限林以外の森林

* 3 制限林：保安林や自然公園特別地域などで、法令により伐採の制限を受けている森林

2 林業・木材産業の概況

本計画区内の林業経営体は145経営体で、そのうち山林を保有する林業経営体数は139で、県全体(489)の28%を占めている。3～30haを保有する林業経営体数は98で、本計画区内の林業経営体の68%を占めている。

産業別の就業者数で見ると、本計画区内で林業に就業している人数は579人で、県全体の林業就業者数(1,541人)の36%を占めているが、この人数は第一次産業の就業者数の2%に過ぎない。また、産業別の生産額では、本計画区の林業生産額は19億14百万円で県全体の林業生産額(66億41百万円)の29%を占めているが、これは本計画区の第一次産業の生産額の6%となっている。

本計画区内の林業・木材産業事業体のうち、林業事業体は53事業体で、木材木製品製造業のうち製材業及び木製品製造業が27事業体で、造作材、合板、建築用組立材料製造業及び木製容器製造業は25事業体となっており、その他の木製品製造業が8事業体となっている。

一方、森林組合は本計画区内に6組合があり、組合員数は6,331人、組合員が所有する森林面積は48,708haで、民有林面積の45%を占めている。払込済出資金の合計は355,207千円で、1組合当たりは59,201千円となっている。執行体制について見ると常勤役員を置いている組合は5組合、職員は6組合で39名となっている。

組合活動を経済事業取扱高でみると、経済事業取扱高は1,903,966千円で県全体の20%となっており、森林造成事業、販売・林産事業が組合事業の主要な部門となっている。

雇用労働者は134人(県全体の32%)で、年間延べ労働日数は25,330日(同29%)、1人当たりの年間労働日数は189日となっている。

II 計画樹立に当たっての 基 本 的 考 え 方

II 計画樹立に当たっての基本的考え方

第1 森林の整備及び保全の課題

1 本計画区の特徴

本計画区の県全体に占める割合は、土地面積の38%、民有林面積の38%（国有林を含む森林面積では39%）、民有林材積の35%である。これに対し人口は県全体の70%となっており、計画区内に人口の多い仙台都市圏が含まれる地域である。

民有林の人工林率は47%と宮城北部森林計画区の60%に比べて低く、天然林が多くなっている。また、七ヶ宿ダム、釜房ダム、大倉ダムは、仙台都市圏の水がめとして期待され、水源をかん養する森林の適正な整備・保全の推進が求められている。

このため、本計画区では、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能・土壤保全機能、生活環境保全機能、保健文化等機能に配慮した森林の整備が必要である。

2 現状と課題

水源涵養、山地災害防止・土壤保全、保健・文化機能等の森林の有する多面的機能に対する県民の期待はますます多様化、高度化している。さらに、生物多様性の保全、地球温暖化防止に果たす森林の役割は大きな比重を占めている。

一方、林業を取り巻く情勢は、木材価格の長期低迷や経営コストの増大による採算性の悪化などが森林所有者の経営意欲の低下を招き、間伐が実施されない森林が増加しつつあるなど、森林の適切な管理の低下が懸念される状況にある。

森林の有する多面的機能発揮のため、スギ人工単層林施業からの転換、多様な森林への誘導、適切な保育^{*1}・間伐^{*2}、主伐・再造林等の推進が課題であり、その整備を担う人材の育成と施業の集約化、低コストで効率的な作業システムの普及の推進への取組みを強化する必要がある。

これらの課題に取組むことにより、国際的課題である持続可能な森林経営^{*3}の確立に寄与する。

* 1 保育：植栽後の下草刈り（下刈り）や余分な枝の除去（枝打ち）等、健全な森林に育てるための作業

* 2 間伐：林の混み具合を調整し、主要な立木の成長を促進するために行う抜き伐り作業

* 3 持続可能な森林経営：森林を生態系としてとらえ、生物の多様性の保全、木材生産量の維持、森林生態系の健全性と活力の維持、土壤と水資源の保全等、森林のもつ多面的な機能の重要性を認識した上で、森林の保全と利用を両立させつつ、多様なニーズに永続的に対応していくこうとする森林の取扱

第2 前期実行結果の概要及びその評価

本事項における各表は、前計画の前期5か年分に対応する計画量及び実行量（最終年度の実行量は、見込み数量を算入）を記載したものである。

1 伐採立木材積

イ 計画と実行状況

(単位 材積：千m³、実行歩合：%)

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
計画区総数	815	584	1,399	781	153	934	96	26	67
針葉樹	638	584	1,222	676	153	829	106	26	68
広葉樹	177	-	177	105	-	105	59	-	59

(注) 林業振興課資料による。

ロ 計画と実行結果についての検討

針葉樹の主伐についてはウッドショック後の木材需要の増加により計画を上回ったものの、広葉樹は計画を下回った。

間伐については前計画に比べて実行歩合が微増したものの、大幅に計画を下回った。

2 間伐面積

イ 計画と実行状況

(単位 面積：ha、実行歩合：%)

計画区総数			備考
計画	実行	実行歩合	
9,600	4,665	49	

(注) 森林整備課資料による。

ロ 計画と実行結果についての検討

経済状況・情勢の変化に伴う木材の需給動向等により、計画を下回った。

3 人工造林・天然更新別面積

イ 計画と実行状況

(単位 面積:ha、実行歩合:%)

計画区総数			人工造林			天然更新			備考
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
4,714	999	21	3,284	319	10	1,430	680	48	

(注) 林業振興課資料による。

ロ 計画と実行結果についての検討

人工造林については林業の採算性の低迷に伴う経営意欲の低迷に起因し、計画を大きく下回った。

天然更新については前計画に比べ実行歩合が低下した。

4 林道の開設又は拡張

イ 計画と実行状況

(単位 延長:km、箇所数:箇所、実行歩合:%)

区分	開設延長			拡張箇所数			備考
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
基幹路網	4.0	-	-	20	7	35	
うち林業専用道	-	-	-	-	-	-	

(注) 林業振興課資料による。

ロ 計画と実行結果についての検討

開設については、完了に至ってはいないが工事に着手している。

拡張についても同様に、おおよそ半分が完了には至っていないが、測量、工事に着手している。

5 保安林整備及び治山事業

(1) 保安林の指定又は解除の面積

イ 計画と実行状況

(単位 面積:ha、実行歩合:%)

種 別	指 定			解 除			備考
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	
水 源 か ん 養 保 安 林	61.00	28.41	46.58	0.00	0.00	0.00	
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	154.00	119.88	77.85	0.00	0.00	0.00	
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	1.00	0.02	1.87	0.00	0.00	0.00	
そ の 他 の 保 安 林	33.00	1.25	3.79	2.29	0.00	0.00	
計	249.00	149.56	60.07	2.29	0.00	0.00	

(注) 森林整備課資料による。

ロ 計画と実行結果についての検討

保安林の指定については、すべての保安林種において指定に必要な要件が整わず、計画を下回った。保安林の解除については、解除に必要な要件が整わず、計画を実行できなかった。

(2) 保安施設地区の指定

該当なし

(3) 治山事業の数量

イ 計画と実行状況

(単位:箇所、実行歩合:%)

区 分	治山事業施行地区数			備考
	計 画	実 行	実行歩合	
計画区総数	88	82	93	

(注) 森林整備課資料による。

ロ 計画と実行結果についての検討

令和元年東日本台風等の影響に伴い、緊急性の高い災害箇所等に重点を置き事業を実施したが、事業調整等により、計画の93%の水準に留まった。

6 要整備森林の整備 該当なし

第3 森林の整備及び保全の推進方向

前述の課題を踏まえ、長期的な視点に立ち、全国森林計画に即して、本計画における森林の整備及び保全の推進方向を次のとおり定める。

1 持続可能な森林経営の推進

人工林の適切な保育及び間伐を実施するとともに、長伐期施業、複層林施業又は広葉樹林施業などにより多様な森林整備を推進して、健全な森林を育成することにより安定的な木材生産ができる森林の整備を図り、持続可能な森林経営を推進する。

2 重視すべき機能に応じた多様な整備及び保全

森林の有する諸機能のうち、水源涵養機能を重視する「水源涵養機能維持増進森林」、山地災害防止機能を重視する「山地災害防止・土壤保全機能維持増進森林」、快適な生活環境の形成機能を重視する「快適環境形成機能維持増進森林」、保健文化機能を重視する「保健文化機能維持増進森林」、木材等生産機能を重視する「木材等生産機能維持増進森林」に区分し、これらの機能が高度に発揮されるような森林整備を推進するほか、保安林制度の適切な運用、山地災害や森林病害虫等被害の防止対策、スギ等の花粉発生の抑制対策の推進等により、多様な森林資源の整備及び保全を図る。

なお、「木材等生産機能維持増進森林」では、育成林の適切な施業—とりわけ利用間伐等の間伐施業の積極的な実施により、資源の育成と効率的な林業生産を推進する。

3 林業生産基盤の整備

集約化によって、造林、保育、間伐、伐採などの森林施業や森林の保全・管理を効率的に進めるとともに、農山村地域の振興にも資するため、計画的に林道等の路網を整備する。

4 森林施業の合理化の推進

森林整備を着実に推進するため、森林施業の集約化、高性能林業機械*の配備及び効率的な作業システムの普及を図るとともに、積極的に林業従事者の育成・確保を図っていく。

5 森林の保全・管理の推進

保安林等を適切に配置するなど、県民が安全・安心に暮らせる森林の保全及び管理を進める。

また、レクリエーションや保健・文化・教育の場として利用できる森林の整備を進める。

* 高性能林業機械：林業機械のうち、作業の効率化及び労働強度の軽減等の性能が著しく高い機械で、プロセッサ、ハーベスター等の多工程処理機械の総称

III 計画事項

III 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

計画の対象とする森林は、森林計画図*において表示する区域内の民有林とし、市町村別の面積は次のとおりである。

なお、この区域内の森林は、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項に基づく開発行為の許可(保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出等(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)の対象となる。

(単位 面積: ha)

区分	森林面積	前計画第四次変更の面積	比較増減
計画区総数	107,166.46	107,509.79	△ 343.33
大河原地方振興事務所管内	白石市	14,769.15	15,198.97
	角田市	5,558.60	5,568.26
	蔵王町	5,184.26	5,184.82
	七ヶ宿町	8,732.92	8,786.48
	大河原町	712.27	711.55
	村田町	3,740.95	3,739.07
	柴田町	1,897.64	1,897.69
	川崎町	12,414.26	12,412.48
	丸森町	16,754.10	16,769.49
	計	69,764.15	70,268.81
仙台地方振興事務所管内	仙台市	25,479.96	25,313.72
	塩竈市	219.23	219.23
	名取市	2,663.01	2,662.38
	多賀城市	34.46	34.46
	岩沼市	1,249.07	1,249.07
	亘理町	1,010.18	1,013.62
	山元町	1,952.81	1,953.23
	松島町	2,518.20	2,519.11
	七ヶ浜町	181.21	181.21
	利府町	2,094.18	2,094.95
計		37,402.31	37,240.98
			161.33

* 森林計画図: 5,000分の1の地形図に、森林所有者、樹種、林齢ごとの区画線を入れた図面。

(注) 森林計画図は、宮城県林業振興課ホームページにて公開しているほか、宮城県林業振興課及び大河原・仙台の各地方振興事務所に配備している。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する各機能を發揮する上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 かん	林木の樹冠 ^{*1} 及び根系の発達が良好で、 団粒構造 ^{*2} がよく発達し、かつ、粗孔隙 ^{*3} に富む森林土壤を有し、成長のおう盛な下層植生がほどよく発達した森林であって、必要に応じて浸透を促進する治山施設等が整備されている森林
山地災害防止機能、土壤保全機能	根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど風、飛砂、騒音等を遮蔽(しゃへい)する能力が高く、諸害に対する抵抗性が高い樹種又は葉量の多い樹種によって構成されている森林
保健・レクリエーション機能	多様な樹種からなり、かつ、林木が適度な間隔で配置されている森林、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、多様な樹種及び林相からなり、明暗・色調に変化を有する森林、郷土樹種を中心として安定した林相を形成している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	全ての森林が發揮する機能であるが、特に属地的に機能が發揮されるものとしては、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している渓畔林、学術的に貴重な生物が生息している森林
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壤を有し、適正な密度を保ち、二酸化炭素の固定能力が高く、団地的なまとまりがあって形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であって、林道等の林業生産基盤が適切に整備され、持続的な森林生産が安定的かつ効率的に実施することができる森林
地球環境保全機能	二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発発散作用等により地球環境を調節する属地性のない機能であり、全ての森林が發揮する。

* 1 樹冠：立木の枝と葉の集まり

* 2 団粒構造：適潤から湿性な森林土壤の表層部分で比較的柔らかで丸みのあるパンくず状を呈し、有機物に富み、通気性・透水性に優れた土壤

* 3 粗孔隙：土壤の中の比較的粗い隙間（水分・養分・酸素等を含み、根系の健全な発達を促す）

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の方針を次のとおりとする。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図る。また、水源涵養の機能が十分発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能、土壤保全機能	山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれのある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備を図るべき森林	災害に強い地盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。また、土砂流出防備機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、必要に応じて谷止や土留等の治山施設を整備する。
快適環境形成機能	地域住民の日常生活に密接な関わりをもつ里山林等であって、騒音や粉塵、風害や潮害等を防止する効果が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風・騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。また、環境保全のための保安林の指定やその適切な管理、海岸林の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、保健・教育的利用等に適した森林	地域住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や地域のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これら史跡等と一緒に優れた自然景観等を形成する森林	潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林は、生物多様性の維持増進を図る森林として保全する。なお、全ての森林は生物多様性の保全に寄与しており、基本的に地域の森林が様々な生育段階や樹種から構成されバランスよく配置されることを目指す。
木材等生産機能	林木の生育に適し、効率的な森林施業が可能な森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化・機械化に配慮し、効率的に森林整備を推進する。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間（計画期末：令和17年度末）において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおりとする。

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	47,030	47,058
	育成複層林	230	262
	天然生林	55,419	57,543
森林蓄積		23,408	23,408

注 1 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹幹層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林

2 育成複層林

森林を構成する林木を択抜等により伐採し、複数の樹幹層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林

3 天然生林

主として、天然力を活用することにより成立させ維持される森林

2 その他必要な事項

森林の整備及び保全の推進に当たっては、国、県及び市町村が十分な連携を取りながら、森林の各機能が高度に発揮されるよう、一体的な森林の整備及び保全に努めるものとする。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るために、立地条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案しながら、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、この際、森林の生物多様性の保全、伐採跡地の連続性の回避、伐採後の適確な更新の確保、保護樹帯の設置等について、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。人工林の主伐については、樹種ごとの生産目標に対応する直径（胸高直径）に達した時期に行うものとし、特に花粉の発生源となるスギ等人工林については、伐採・植替えの促進に努める。また、スギ（中仕立）の主伐時期の目安は下表のとおりとする。

なお、天然林の伐採は、天然更新が確実な林分又は人工造林によって森林生産力の増大が相当程度期待される森林について実施する。

主伐時期の目安

樹種	生産目標	胸高直径(cm)	主伐時期の目安(年)
スギ	一般小径材	23	35
	一般中径材	28	50
	大径材	34	70

（2）立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量*が最大となる林齢を基準として市町村森林整備計画において定められるものであるが、本計画区における指針は下表のとおりである。

なお、標準伐期齢は、その林齢に達した森林の伐採を義務づけるものではない。

標準伐期齢の指針

（単位：年）

樹種						
スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
35	40	35	30	40	10	20

（3）その他必要な事項

伐採に当たっては、林地の保全や景観の保全及び気象害の防止のほか、原生的な森林生態系や希少な生物の保全に配慮して伐採跡地の連続を回避するとともに、必要に応じて保護樹帯を設置し、適確な更新を確保する。

* 平均成長量：ある林齢において、その年まで成長した量の合計を林齢で割った数値

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行うこととし、次のような指針のもとに、市町村森林整備計画において規範を定めることとする。

イ 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、適地適木に配慮しながら自然条件や造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して選定するものであり、選択の規範は市町村森林整備計画において定められるが、人工造林の対象樹種を定めるに当たっては、地域の自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるとともに、多様な森林の整備及び保全を図る観点から、そのような考え方当てはまる範囲内で、広葉樹等の郷土樹種を含め幅広い樹種の選定が行われるよう留意するものとする。

なお、標準的な樹種を例示すれば、スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、ミズキ及びケヤキ等を主体とする。また、苗木を選定する際は、成長に優れた苗木や花粉発生源対策の加速化に資する花粉の少ない苗木の導入に努める。

ロ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るための造林の標準的な方法については、造林を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、この場合、地域の自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を定めるものとするほか、多様な森林の整備及び保全を図る観点から、そのような範囲内において多様な施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数の定めが行われるよう留意するとともに、コンテナ苗の活用や伐採から再造林までの一貫作業システム、低密度植栽の導入による、造林の低コスト化に努めるものとする。

なお、主な項目の基準は次のとおりである。

(1) 植栽本数

植栽本数は、主要樹種について既往の植栽本数を勘案して生産目標別に下表を基準とする。

植栽本数の基準

樹種	生産目標	1ヘクタール当たりの植栽本数	備考
スギ	一般材	3,000本	低コスト造林のため、活着率の高い植栽法又は初期成長が期待できる植栽法（コンテナ苗、大苗等）による場合は、1ヘクタール当たり1,000本～2,000本とすることも可とする。ただし、地形・地質や土壤条件、地域の気象条件等を十分勘案し、成林が見込まれる場合にのみ実施するものとする。
ヒノキ	一般材	3,000本	
アカマツ	一般材	4,000本	

(口) 人工造林の標準的な方法

人工造林に当たっては、伐採木の枝葉等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮する。また、樹種の選定に当たっては、適地適木に配慮するとともに、適期に植え付けを行う。

ハ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地の人工造林をすべき期間の規範は、市町村森林整備計画で定められるが、林地の荒廃防止及び森林の有する多面的機能の中でも二酸化炭素吸収源としての機能を発揮するために森林の早期回復に留意する必要がある。植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、2年を経過する日までに更新するものとし、そのうち、択伐^{*1}により伐採を行った場合は、森林の有する機能への影響が比較的小ないことから、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年を経過する日までに更新を行うものとする。

そのほかの森林は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年を経過する日までに植栽又は天然更新が図られていない場合、天然更新完了基準の5年生における期待成立本数の30%以上の本数となるよう植栽することとする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととし、次のような指針のもとに、市町村森林整備計画において天然更新の方法について規範を定めることとする。

イ 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、適地適木に配慮しながら自然条件や周辺の環境等を勘案して選定するものであり、その規範は市町村森林整備計画において定められるが、天然更新の対象樹種を定めるに当たっては、地域の自然条件とともに施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。

なお、標準的な樹種を例示すれば、コナラ、クリ及びサクラ等を主体とする。

口 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新における期待成立本数、更新すべき本数、更新補助作業の方法、更新調査の方法は、(附) 参考資料6(1)の天然更新完了基準で定める。

なお、ぼう芽更新については、ぼう芽^{*2}の優劣が明らかとなる3年目ごろ(伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、3年を経過する前後)に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たり3~5本仕立てを目安として整理を行う。

人工林を伐採した後の更新のうち、植栽によらない更新を図るものは、更新予定地及びその周囲に種子を供給する母樹がある場合とし、天然下種による速やかな更新を図るため、更新予定地の適切な環境整備を行うものとする。

*1 択伐：伐期に達した林分を伐採する方法の一つ。持続的に次の世代の樹木を育成させることを考慮しながら、収入の期待できるものや成長が衰えはじめたものなどを単木的に選んで伐採すること。

*2 ぼう芽(萌芽)：主に広葉樹を伐採した後、その切り株又は地際部から出る芽。コナラやクヌギなどはぼう芽力が強いため、通常は植栽ではなくぼう芽による更新を行っている。

ハ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年を経過する日までとする。更新状況について天然更新完了基準に基づく調査を行い、更新が完了していない場合は、植栽又は追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図るものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を鑑みて、確実な天然更新が期待されない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として市町村森林整備計画において個々にその森林を特定するとともに「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、基準を定める。

(4) その他必要な事項

主に木材等生産機能を発揮させる森林においては、持続的・安定的な木材等生産を図るため、伐採後は人工造林又は天然更新により、ほぼ一定の材積を確保するよう留意するものとする。

3 間伐及び保育に関する基本的事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、間伐を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、間伐率においては、材積に係る伐採率が35%以下であり、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においての森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

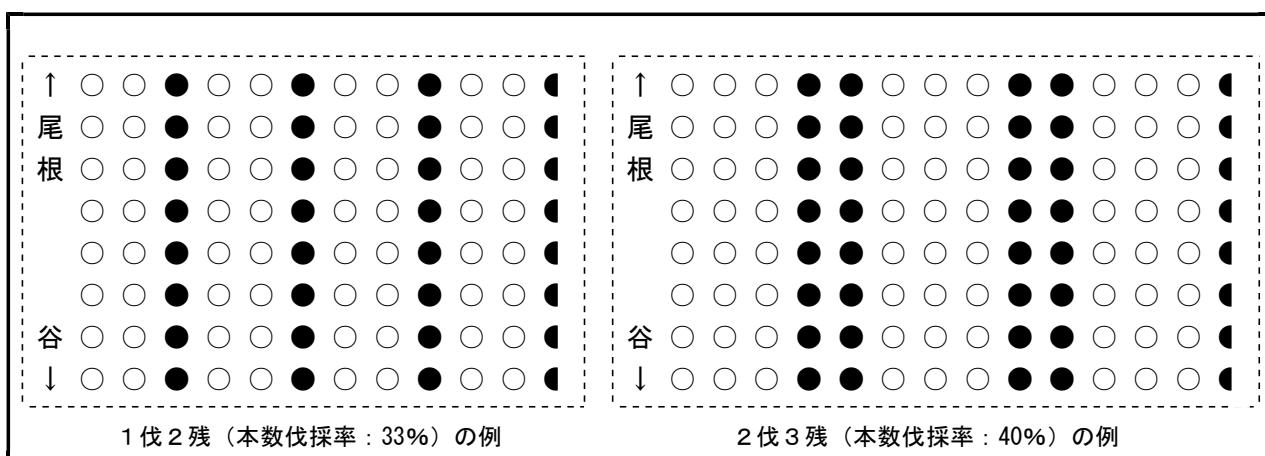
立木の成長の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るための標準的な間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法は下表のとおりである。

間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐の時期(年) 【本数伐採率】					間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	・植栽本数 3,000本 ・生産目標 一般材	15年 【26%】	20年 【28%】	25年 【26%】	※ 35年 【27%】	※ 50年 【30%】	① 生産目標、生産力及び気象条件等を考慮するとともに、林分密度管理図 ^{*1} 及び林分収穫表 ^{*2} 等によつて、適正な本数及び材積になるよう実施すること。 ② 具体的な作業については、「間伐のすすめ」(昭和54年3月・宮城県林政課)及び「長伐期施業の手引」(平成6年4月・宮城県林政課)等を参考にすること。
	・植栽本数 4,500本 ・生産目標 良質柱材	10年 【14%】	16年 【20%】	21年 【25%】	30年 【22%】	40年 【29%】	
ヒノキ	・植栽本数 3,000本 ・生産目標 一般材	18年 【29%】	23年 【29%】	30年 【28%】	※ 42年 【29%】	※ 65年 【28%】	② 具体的な作業については、「間伐のすすめ」(昭和54年3月・宮城県林政課)及び「長伐期施業の手引」(平成6年4月・宮城県林政課)等を参考にすること。
	・植栽本数 4,000本 ・生産目標 一般材	20年 【25%】	30年 【17%】	※ 40年 【20%】	—	—	

(注) ※：標準伐期齢を超える生産目標の施業を実施する場合の間伐時期

なお、森林の状況に応じて、列状間伐の導入や高性能林業機械の活用による効率的な施業の実施を図る。



列状間伐の模式図（例）（●：伐採木、○：保残木）

* 1 林分密度管理図：林木の本数と材積との定量的関係など森林の密度の法則を1つの図にまとめたもので、収穫量の予想や間伐の指針に利用される。

* 2 林分収穫表：樹種別、地位（林地の生産力を表す指標）別に、林齢ごとの直径、樹高、本数、材積などを示した表で、収穫量の予測等に使用する。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、森林の保育作業を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるが、立木の成長の促進及び林分の健全化を図るために実施する標準的な保育（下刈り、除伐*・つる切り、枝打ち）の時期、回数、作業方法は下表のとおりである。

下刈りの標準的な実施年齢

樹種	実施年齢															備考
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
スギ	○	◎	◎	○	○	○										○：1回刈り ◎：2回刈り
ヒノキ	○	◎	◎	○	○	○										
アカマツ	○	◎	○	○	○											

※作業の省力化・効率化に留意し、必要に応じて回数の削減を検討する。

除伐・つる切りの標準的な実施年齢

樹種	実施年齢															備考
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
スギ				○				○								
ヒノキ			○				○									
アカマツ					○				○							

枝打ちの標準的な実施年齢

樹種	実施年齢															備考
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
スギ					○					○						○
ヒノキ		○				○				○				○		

(3) その他必要な事項

主に木材等生産機能を発揮させる森林においては、効率的な間伐を実施するため、施業箇所の集約化を図り、高性能林業機械等を活用した作業システムの導入を推進するものとする。

* 除伐：下刈りが完了した後で侵入してきた目的外の樹木や成長の見込みのない造林木を伐り抜くこと。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林に、公益的機能別施業森林と木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を設けることとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

イ 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林等の区域は市町村森林整備計画において設定されるが、区域の設定に当たっては、保安林などの法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の立地条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁官通知）に基づく評価区分をいう）及び本書Ⅲ第2の1の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を参考にし、森林の構成・森林の有する機能・林道の整備状況・社会的要請等を勘案し、設定することとする。

なお、公益的機能別施業森林の標準的な区分は次のとおりであり、それぞれの機能の発揮に支障がないように区域を重複させることも可能である。

(イ) 面的な広がりにより発揮される機能（水源涵養機能）を重視したもの

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(ロ) 属性的に発揮される機能（山地災害防止機能、土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能）を重視したもの

- a 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止機能、土壤保全機能を重視したもの。）
- b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能を重視したもの。）
- c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能を重視したもの。）

ロ 施業の方法に関する指針

(イ) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、主伐の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

(ロ) 土地に関する災害の防止機能及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

特に森林の機能の発揮を図ろうとする場合は択伐による複層林施業を行うこととする。そのほかは択伐以外の方法による複層林施業を行うこととするが、適切な伐区の形状・配置等により公益的機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢を伐期とする。）を行うことも可能であり、その際は伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において、森林の位置及び構成、地域住民の意向等からみて、風致の優れた森林の維持又は造成が必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成することができる。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

イ 区域の設定の基準

森林の立地条件、森林の機能の評価区分及び本書Ⅲ第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を参考にし、森林の構成・森林の有する機能・林道の整備状況・社会的要請等を勘案し、設定する。また、林道からの距離や傾斜、地位級、人工林率等を基準に、この区域の中から特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定する。

ロ 施業の方法に関する指針

再生可能な資源としての重要性が高まりつつある木材等林産物を、持続的、安定的、かつ効率的に供給する観点から森林整備を推進する。この区域の森林については、地形、土壤等の自然条件や森林構成、木材の需要動向を考慮し、形質の良好な木材を安定的に生産するとともに、森林の健全性を確保し、生産目標に応じた林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等の森林整備を推進する。

具体的には、伐採に当たっては、適切な伐区^{*1}の形状、保護樹帯^{*2}の設置等に配慮するとともに、伐採跡地については、自然的条件や森林を構成している樹種に応じて、人工造林又は天然更新^{*3}を実施する。特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行う。また、効率的に森林整備を推進するため、施業の集約化や機械化に配慮するとともに、木材等の搬出及び森林の管理に不可欠な林道等の基盤整備を図る。

(3) その他必要な事項

該当なし。

* 1 伐区：一団の伐採の区域

* 2 保護樹帯：造林木を寒風害等から保護するため設けられた帶状の森林

* 3 天然更新：天然の力によって次の世代の樹木を発生させる方法で、種子が自然に落下、発芽して成長する場合と、木の切株から発芽して成長する場合がある。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等（林業専用道を含む。以下同じ）の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道^{*1}等の開設及び改良については、本書Ⅲ第2に定める森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、林道網の骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道及び林業専用道^{*2}等の計画的な整備を推進するとともに、自然条件や社会的条件がよく、将来に渡り持続的に維持・管理を行う森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの地形選択、余裕のある幅員や土場・排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

基幹路網の現状		単位 延長 : km	
区分	路線数	延長	
基幹路網	244	492	
うち林業専用道	—	—	

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両を想定する「林業専用道」、集材や造林等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道^{*3}」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等自然条件、事業量のまとめ等地域の特性の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、次の傾斜区分ごとの路網密度を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道（林業専用道を含む）及び森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度(m/ha)	基幹路網
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	60<50> 以上	15 以上
	架線系作業システム	20<15> 以上	15 以上
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

※「架線系作業システム」とは、林内に架線したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り下げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

※「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

※「急傾斜地」のくわ書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 路網^{*4}整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

地域における森林資源が充実しており、量的なまとめのある伐採・搬出ができる区域とし、基幹路網^{*5}の整備と効率的な森林施業を推進する。

立地条件や森林の資源状況を勘案し、森林施業の集約化による低コストで持続的に木材を生産することができる区域とする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、路網整備にあたっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、宮城県林業専用道作設指針及び宮城県森林作業道作設指針に則り開設することとする。

(5) 林産物の搬出方法等

イ 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壤等の条件に応じた適切な方法により行う。

ロ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

イを踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壤等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすそれがあり、森林の更新に支障を生ずると認められる森林は、本計画区においては該当ない。

* 1 林道：森林の内外に通じ、森林の管理及び林産物の搬出等のために作られた自動車道で、林道規程により設計・施工され、林道台帳により管理されている。

* 2 林業専用道：林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業等に供する自動車道で、10t トラック等に対応した規格・構造となっており、台帳により管理されている。

* 3 森林作業道：森林の中で、林産物の搬出及び資材の運搬等のために作られた簡易な自動車道。地形に沿って繰り返しの使用に耐える丈夫な構造となっている。

* 4 路網：効率的な森林施業を行うため、林道を中心に網の目状に配置された複数の自動車道。

* 5 基幹路網：林道、林業専用道、林内公道による路網。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林の整備及び保全を着実に推進するため、森林・林業・木材産業関係者及び関係機関の合意形成を図り、施業の受委託、林業事業体の体質強化及び高性能林業機械の積極的導入を図るとともに、作業路網の整備、木材加工・流通の合理化等の条件整備を総合的に推進するよう努める。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

イ 施業集約化の推進

森林所有者との信頼関係を構築しつつ、施業内容やコストを明示する提案型の施業の普及及び定着を進め、施業集約化を推進する。

ロ 森林の施業又は経営の委託の促進

施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託などに必要な情報の提供及び公開並びに助言、あっせんや地域協議会の開催による合意形成等により、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業又は経営の委託を促進する。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、林地台帳の森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により森林資源情報の整備を促進し、面的な集約化を図る。

ハ 森林施業の共同化の促進

市町村及び森林組合等による啓発活動の促進等を通じて、森林施業を共同して行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに、市町村森林整備計画に即した施業実施協定の締結等を推進する。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、森林所有者から市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については県が公表する意欲と能力のある林業経営体に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を推進する。

森林経営管理制度の円滑な推進を図るため、「宮城県森林経営管理制度推進方針」を定め、市町村支援及び意欲と能力のある林業経営者の育成等を実施することとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

イ 林業事業体の体質強化

長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体及び林業事業体の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化等を一体的かつ総合的に推進する。

ロ 林業就業者の養成・確保

林業就業者の通年雇用化や社会保険の加入促進、技能等の客観的評価の促進等を図るとともに、社会保険等への加入促進など就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に努める。

また、林業就業者に対して段階的・体系的研修により「キャリア形成支援」を行い、間伐や道づくりを効率的に行える現場技能者としての育成に努める。

一方、新規就業の円滑化を図るため、就業希望者等を対象とした技能・技術研修等を実施するなど、「林業労働力確保支援センター^{※1}」を中心として林業関係団体等が密接に連携し、林業への就業の促進を図る。

あわせて、地域の実情に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適切な受入れ等に取り組む。

* 1 林業労働力確保支援センター：林業への就業希望者の相談、林業従事者の技能研修の実施など、林業労働力の確保・育成の事業を実施する団体

ハ 林業後継者の育成

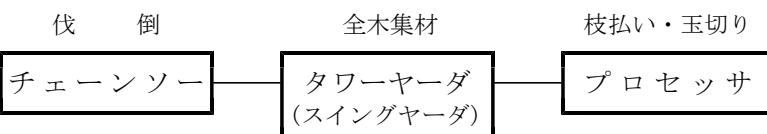
農林家の後継者等が林業への関心を持ち、林業に就業する環境を整備するとともに、林業研究グループ^{*1}等若手林業後継者の活動を育成・支援し、林業後継者を育成する。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入に関する方針

素材生産性の向上、労働安全性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械の導入を推進する。導入に当たっては、伐採搬出作業等を主体とする森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、高性能林業機械を活用した効果的な作業システムの整備、普及及び定着を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる機械作業オペレーターの養成及び機械の共同利用化等を推進する。この場合、より効率的な作業が展開できるような路網体系の整備を同時に推進するものとする。

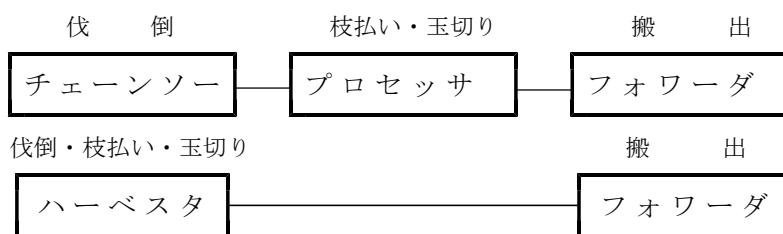
地形等の特性に応じた標準的な機械作業システム

○ 急傾斜地タイプ



- ◇タワーヤーダ
元柱を具備した集材車
- ◇スイングヤーダ
旋回可能ブームを装備する簡易索張集材車両
- ◇プロセッサ
枝払い・玉切りする自走式機械
- ◇ハーベスタ
伐倒・枝払い・玉切りする自走式機械
- ◇フォワーダ
積載式集材用車両

○ 緩傾斜地タイプ



(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

イ 木材の流通・加工体制の整備

森林組合・素材生産業者等の事業体が、流域を単位として計画的な木材生産を推進し、共同出材等により出材ロットの拡大を図るとともに、地域における熱利用及び熱電供給等に向けた関係者等の連携体制の構築など、合板工場をはじめとした大口需要者に対する木材の安定供給体制の整備に努める。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

木材の加工については、生産方式の合理化による低コスト化や高付加価値化を推進とともに、事業の共同化、銘柄化の体制の整備に努める。

ロ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産流通システムの確立等を図るため、「流域森林・林業活性化センター^{*2}」が中心となり、地域材の産地化形成の推進などについて地域の関係者の合意形成に努める。

(6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の就業機会の創出や生活環境の整備等により、山村地域における定住促進を図るとともに、レクリエーションや環境教育の場としての森林空間の総合的な利用を推進し、都市と山村の交流促進を図ることとする。また、自伐林家や地域住民、NPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を推進する。

* 1 林業研究グループ：林業の経営改善や技術の向上のため、地域の林業後継者が中心となって結成された研究グループ

* 2 流域森林・林業活性化センター：林業・木材産業の振興を図るため、流域を基本単位として、関係者の合意形成の場として県、市町村・林業団体、木材関連団体などで組織された任意団体。宮城県では、令和7年度に宮城南部と宮城北部のセンターが統合され、「宮城森林・林業活性化センター」が存在する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、水害防備、干害防備、雪崩防止、落石防止及び魚つきの各保安林^{*1}に指定されている森林については、樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意することとし、その地区及び面積等については、別表のとおり定める。

なお、伐採種を定めていない区域の立木の伐採に当たっては、森林の持つ公益的機能の低下を防止するため、極力皆伐を避けるとともに、伐採箇所を小面積とし分散させるよう努める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

地形、地質、土壤等から判断して、搬出方法によっては土砂の崩壊などのおそれがあり、搬出方法を特定しなければ林地の保全に支障が生ずる森林については、本計画区において該当ない。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の形質の変更に当たっては、森林の適正な保全と利用の調和に留意するものとする。なお、地域の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林等で、居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林については、他用途への転用は極力避ける。また、土砂流出、土砂崩壊、水害等の防止、地域における水資源の確保及び環境の保全を図るため、その態様等に応じ、土留工等の防災施設及び貯水池等を適正に配置する。太陽光発電設備を設置する場合には、小規模の林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げなど、改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮する。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、宮城県知事が指定する規制区域^{*2}の森林の土地においては、森林の谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

*1 保安林：水源の涵養、土砂の流出その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など公共の目的を達成するため、立木の伐採や土地の形質の変更などに一定の制限が課せられた森林

*2 規制区域：市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定する「宅地造成等工事規制区域」と、市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定する「特定盛土等規制区域」からなる。宮城県では、令和7年度に当該区域の指定及び許可等業務が開始した。

別表 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(単位 面積: ha)

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考
市 町 村				
計 画 区 総 数		19,722.56		
大河原所地務内振興事務所管内	白石市	4,154.47	森林が有する水源涵養、土砂流出防止、土砂崩壊防止等の機能が低下しないように適正な管理及び適切な施業の実施を図ること。	
	角田市	373.53		
	蔵王町	778.86		
	七ヶ宿町	4,121.74		
	大河原町	—		
	村田町	653.53		
	柴田町	161.19		
	川崎町	2,475.03		
	丸森町	2,278.27		
	計	14,996.62		
仙台地方振興事務所管内	仙台市	3,968.24		
	塩竈市	1.12		
	名取市	39.25		
	多賀城市	—		
	岩沼市	70.27		
	亘理町	34.51		
	山元町	132.94		
	松島町	9.25		
	七ヶ浜町	—		
	利府町	470.36		
	計	4,725.94		

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため、保安林を計画的に配備するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を図る。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の機能を発揮させるため保安施設事業^①を行う必要がある場合、保安施設地区^②を指定する。

(3) 治山事業^③の実施に関する方針

近年頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれがあること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方たち、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るとともに、計画的に治山施設を整備する。また、流域治水の取組と連携した浸透・保水機能の維持・向上や流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置、根系の発達を促す間伐等の森林整備、渓流域での危険木の伐採などに取り組むこととする。

なお、東北地方太平洋沖地震に伴う津波により甚大な被害を受けた海岸防災林の整備に当たっては、防潮工、植栽工等について津波に対する被害の軽減効果等を考慮しつつ実施することとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林^④については、本書Ⅲの第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項、同書Ⅲの第3の1に定める森林の立木竹の伐採に関する事項、Ⅲの第3の2に定める造林に関する事項、同書Ⅲの第3の3に定める間伐及び保育に関する事項に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林^⑤とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。

* 1 保安施設事業：保安林の指定された目的が達成されるよう行われる、山地治山、防災林造成、保安林整備等の事業の総称。

* 2 保安施設地区：保安施設事業を行う必要がある場合、事業地及び周辺森林等を指定した地区であり、一定期間経過後保安林に転換される。

* 3 治山事業：「保安施設事業」と「地すべり防止工事に関する事業」の総称。

* 4 特定保安林：機能が低位で、全国森林計画で定める要件すべてを満たすとして農林水産大臣に指定された保安林

* 5 要整備森林：特定保安林の区域内で、林木の生育の状況等からみて機能の発揮が低位な状態で、気象、土壤等の自然条件、林道等整備状況、指定施業要件の内容、当該地域の林業技術水準からみて森林所有者等に施業を実施させることが相当、かつ、施業実施により早期に機能の回復・増進が図られるもの。

3 鳥獣害の防止に関する事項

伐採後の適確な更新及び造林木の着実な育成を確保し、森林の有する公益的機能の維持を図るため、鳥獣害がある森林又は鳥獣害発生のおそれがある森林に、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設けるとともに、区域内における鳥獣害防止対策を推進するものとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

イ 区域の設定の基準

鳥獣害防止森林区域については、ニホンジカを対象鳥獣とし、市町村森林整備計画において設定されるが、区域の設定に当たっては、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、「森林生態系多様性基礎調査」の結果を基本とし、「宮城県ニホンジカ管理計画」、研究論文等の文献、市町村における森林被害又は生息状況に関する情報等を勘案し、設定することとする。

ロ 鳥獣害の防止に関する方針

鳥獣害防止森林区域における森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、ニホンジカによる森林被害や生息状況等の地域の実情に応じて、防護柵の設置や森林モニタリングの実施等の植栽木の保護措置又は銃器やわなを用いた捕獲等による鳥獣害の防止の方法を選定し、適切な鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図るものとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交林造成等により病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備を図るとともに、日常の管理を通じて森林の保護等の充実に努めることとする。

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

松くい虫被害については、感染源の早期駆除や樹種転換を進めるなど、被害まん延防止策の徹底を図ることとし、地域による防除の重点化や被害程度に応じた対策を推進する。

また、ナラ枯れ被害対策については、監視体制の強化や被害木の早期駆除を進めるなど、被害の拡大防止に努める。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ以外の鳥獣による森林被害や鳥獣害防止森林区域以外におけるニホンジカによる森林被害については、鳥獣保護管理施策や鳥獣被害対策等と連携を図りつつ、森林被害のモニタリングや被害対策等の取組を進めるとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図ることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、山火事パトロール等を適時適切に実施するとともに、防火線及び防火樹帯等の整備、標識等の設置及び地域住民への普及啓発を図る。

森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項等に従うものとする。

第5 保健機能森林の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」第5条に規定する保健機能森林の区域等は、次の基準により「市町村森林整備計画」において定める。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、森林レクリエーションの場として活用され、今後、森林保健施設整備が行われる見込みのある森林について定める。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能の一層の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、山地災害防止等の機能の低下を防止するため、広葉樹の植栽や複層林施業を積極的に実施する。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に実施する。

(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設は、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮するとともに、地域の実状、利用者の意向等を踏まえて整備する。

施設の総量規制及び技術的基準は「森林の保健機能の増進に関する特別措置法施行規則（平成2年4月27日農林水産省令第18号）」によることとする。また、施設に係る建築物の高さは、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高）未満とし、期待平均樹高は市町村森林整備計画において定める。

第6 計画量等

1 伐採立木材積

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	2,619	2,244	375	1,829	1,454	375	790	790	-
前半5か年の計画量	1,513	1,293	220	1,058	838	220	455	455	-

2 間伐面積

区分	間伐面積
総 数	12,600
前半5か年の計画量	7,300

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

区分	人工造林	天然更新
総 数	6,704	2,437
前半5か年の計画量	3,702	1,428

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(1) 林道の開設

(単位 延長: km, 面積: ha)

事務所	市町村	種類	区分	番号	路線名及び路線数	延長	利用区域面積	前半5か年の計画箇所	備考
	計画区総数	自動車道			48 路線	113.3	9,548		
大河原地方振興事務所管内	白石市	自動車道		1	雨塚山線	23.9	1,920		
		"		2	砂押山線	1.5	125		
		"		3	塩ノ倉線	2.5	360		
		"		4	毛無山線	1.0	105		
		計			4 路線	28.9	2,510		
	藏王町	自動車道		1	谷山・四方峠線	0.7	30		
		"		2	小野入線	1.7	120		
		計			2 路線	2.4	150		
	七ヶ宿町	自動車道		1	茂庭道線	8.9	1,100		
		"		2	水上線	0.5	41		
		計			2 路線	9.4	1,141		
	村田町	自動車道		1	谷山・四方峠線	7.8	1,052		
		"		2	二流線	2.2	121		
		"		3	鶴沢線	0.8	112		
		"		4	沢戸線	0.8	60		
		計			4 路線	11.6	1,345		
	柴田町	自動車道		1	葉坂・村田線	0.9	22		
		"		2	猪倉線	2.0	60		
		"		3	東山線	0.1	46		
		"		4	真音線	0.8	26		
		"		5	羽山線	1.5	41		
		"		6	丸山線	0.6	24		
		"		7	上川名線	0.5	21		
		"		8	二五田線	0.4	35		
		計			8 路線	6.8	275		
	川崎町	自動車道		1	谷山・四方峠線	1.1	276		
		"		2	安達線	4.0	1,100		
		"		3	末沢線	1.6	50		
		"		4	湯沢先線	1.7	169		
		"		5	小屋沢線	1.0	70		
		"		6	鷹の巣線	0.8	50		
		"		7	火ノ塚線	3.4	125		
		計			7 路線	13.6	1,840		
	丸森町	自動車道		1	黒松線	0.5	98		
		"		2	梅木平線	2.0	52		
		"		3	大山線	1.5	187		
		"		4	明光沢線	1.4	70		
		"		5	明光沢2号線	1.7	77		
		計			5 路線	7.1	484		
	合計	自動車道			32 路線	79.8	7,745		

(単位 延長:km, 面積:ha)

事務所	市町村	種類	区分	番号	路線名及び路線数	延長	利用区域面積	前半5か年の計画箇所	備考
仙台地方振興事務所管内	仙台市	自動車道		1	亀ヶ森線	3.2	141		(太白区)
		"		2	青下線	4.0	374		(青葉区)
		"		3	菅の崎線	3.2	142		(泉区)
		"		4	愛宕山線	4.5	283		(太白区)
		"		5	中身山線	1.6	84		(")
		"		6	七ツ森湖～泉ヶ岳線	4.0	282	○	(泉区)
		計			6 路線	20.5	1,306		
	名取市	自動車道		1	館山那智ヶ丘線	0.6	11		
		"		2	赤原線	1.4	36		
					2 路線	2.0	47		
	岩沼市	自動車道		1	西大森線	2.2	112		
		"		2	一の坂線	1.6	73		
		"		3	其木原線	1.8	42		
		計			3 路線	5.6	227		
	亘理町	自動車道		1	中沢線	1.0	29		
		計			1 路線	1.0	29		
	山元町	自動車道		1	真庭線	0.7	31		
		"		2	山寺南線	0.5	27		
		"		3	上鷺足線	1.6	54		
		"		4	山寺線	1.6	82		
		計			4 路線	4.4	194		
	合計	自動車道			16 路線	33.5	1,803		

(2) 林道の拡張

(単位 延長: km、面積: ha)

事務所	市町村	種類	区分	番号	路線名及び路線数	改良箇所数	舗装延長	利用区域面積	前半5か年の計画箇所	備考
	計画区総数	自動車道			55 路線	64	90.9	14,198		
大河原地方振興事務所管内	白石市	自動車道		1	樋の塚線	3	2.8	116		法面・排水
		"		2	新町線	2	2.0	312	○	"
		"		3	入山線	6	1.0	1,145	○	法面・排水・橋梁補修
		"		4	三沢線	4	6.0	42		排水
		"		5	小奥線	2	1.5	35		"
		"		6	大清水線	3	2.4	117		"
		"		7	黒森線	1	-	508	○	橋梁補修
		計			7 路線	21	15.7	2,275		
	蔵王町	自動車道		1	青麻山線	-	12.9	1,365		
		"		2	東根・塩沢線	-	1.9	35		
		"		3	横柴支線	-	2.2	82		
		計			3 路線	-	17.0	1,482		
	七ヶ宿町	自動車道		1	若林線	3	-	529		法面
		"		2	愛宕山線	-	1.0	84		
		"		3	大谷地線	-	0.6	247		
		"		4	白水沢線	1	-	36		橋梁補修
		計			4 路線	4	1.6	896		
	村田町	自動車道		1	カケストヤ支線	1	-	171		幅員拡張
		"		2	真音線	1	-	78		"
		計			2 路線	2	-	249		
	柴田町	自動車道		1	東山線	-	1.9	46		
		"		2	雨乞線	1	4.0	138		法面・排水
		"		3	二五田線	1	0.9	35		幅員拡張
		計			3 路線	2	6.8	219		
	川崎町	自動車道		1	北沢線	3	6.5	593	○	法面・排水
		"		2	砂見沢線	6	0.5	245	○	"
		"		3	三沢線	1	-	157		橋梁補修
		計			3 路線	10	7.0	995		
	丸森町	自動車道		1	鷺の平線	1	-	530		幅員拡張・橋梁補修
		"		2	大山線	1	-	143		幅員拡張
		"		3	北山線	1	-	274		"
		"		4	源太郎線	-	2.3	56		
		"		5	後川平線	-	2.4	104		
		"		6	市子沢線	-	1.8	47		
		"		7	大谷地線	-	2.2	79		
		"		8	川平線	1	2.0	215	○	幅員拡張・舗装

(単位 延長: km、面積: ha)

事務所	市町村	種類	区分	番号	路線名及び路線数	改良箇所数	舗装長	利用区域面積	前半5か年の計画箇所	備考
大河原地方振興事務所管内	丸森町	〃		9	小塚線	-	3.5	237		
		〃		10	北沢2号線	-	0.5	46		
		〃		11	大高丸線	1	-	37		幅員拡張
		〃		12	ツボケ線	1	-	151		〃
		〃		13	北沢線	1	-	103		〃
		〃		14	銅谷線	1	-	75		〃
		〃		15	東山線	1	0.1	357	○	幅員拡張・橋梁補修
		〃		16	西畠線	-	1.6	34		
		〃		17	相の山線	-	-	80	○	橋梁補修
		〃		18	斎川線	-	-	266	○	橋梁補修
		〃		19	近辺線	-	-	87	○	橋梁補修
		〃		20	上滝線	-	0.3	77	○	橋梁補修
		計			20路線	9	16.7	2,998		
	合計	自動車道			42路線	48	64.8	9,114		
仙台地方振興事務所管内	仙台市	自動車道		1	二口線	3	10.0	2,734	○	局部・法面・橋梁
		〃		2	熊沢線	2	5.7	785	○	橋梁補修・法面
		〃		3	太刀切定義線	1	4.4	321	○	〃
		〃		4	鎌掛線	1	-	352	○	橋梁
		〃		5	中崎線	1	-	307	○	橋梁補修
		〃		6	八ツ森線	1	-	37	○	〃
		〃		7	芦見2号線	1	-	48	○	〃
		〃		8	田子線	1	-	99		〃
		計			8路線	11	20.1	4,683		
	名取市	自動車道		1	樽水線	1	2.5	58		橋梁
		計			1路線	1	2.5	58		
	岩沼市	自動車道		1	田中線	1	1.2	151		幅員・橋梁
		〃		2	大師1号線	1	1.4	57		局部
		〃		3	大師2号線	1	0.9	121		〃
		計			3路線	3	3.5	329		
	利府町	自動車道		1	内の目線	1	-	14	○	橋梁補修
		計			1路線	1	-	14		
	合計	自動車道			13路線	16	26.1	5,084		

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

イ 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積 : ha)

保安林の種類	面 積	備 考	
		うち前半5年分	
計画区総数 (実数)	22,475	22,060	期首面積 21,625
内 訳	水源涵養のための保安林*1	18,331	期首面積 17,816
	災害防備のための保安林*2	3,756	期首面積 3,420
	保健、風致の保存等のための保安林*3	1,463	期首面積 1,464

(注) 2以上の目的を達成するために指定された保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計と一致しない。

(注) 各計画期末面積は、期首面積を基準として、□に記載の指定・解除を実行した面積である。

*1水源涵養のための保安林：□では「水源かん養保安林」が該当する

*2災害防備のための保安林：□では「土砂流出防備保安林」、「土砂崩壊防備保安林」、「飛砂防備保安林」、「潮害防備保安林」が該当する

*3保健、風致の保存等のための保安林：□では「保健保安林」、「風致保安林」が該当する

□ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位 面積: ha)

指定 解除 別	種類	森林の所在		面積	うち前半5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
		計画区 総数 (指定)		852	473		
指定	水源かん養 保安林	白石市		141	72	かん 水源の涵養	
		角田市		7	4		
		蔵王町		14	7		
		七ヶ宿町		113	58		
		村田町		9	4		
		川崎町		70	36		
		丸森町		77	40		
		大河原地方振興事務所管内 計		431	221		
		仙台市		84	44		
		仙台地方振興事務所管内 計		84	84		
指定	土砂流出防備 保安林	合計		515	305		
		白石市		41	20		
		川崎町		8	4		
		丸森町		221	110		
		大河原地方振興事務所管内 計		270	134		
		仙台市		8	4		
		名取市		3	2		
		亘理町		2	1		
		山元町		2	1		
		利府町		2	1		
指定	土砂崩壊防備 保安林	仙台地方振興事務所管内 計		17	9		
		合計		287	143		
		白石市		7	3		
		川崎町		1	1		
		丸森町		36	18		
		大河原地方振興事務所管内 計		44	22		
		仙台市		2	1		
		名取市		1	1		
		亘理町		1	0		
		山元町		1	1		
解除	飛砂防備 保安林	利府町		1	0	土砂の崩壊の 防備	土砂の崩壊の 防備
		仙台地方振興事務所管内 計		6	3		
		合計		50	25		
		計画区 総数 (解除)		2.28	2.28		
		山元町		0.75	0.75		
		仙台地方振興事務所管内 計		0.75	0.75		
		合計		0.75	0.75		
	潮害防備 保安林	山元町		0.72	0.72		
		仙台地方振興事務所管内 計		0.72	0.72		
		合計		0.72	0.72		
解除	保健 保安林	仙台市		0.02	0.02	指定理由の消滅	
		利府町		0.05	0.05		
		仙台地方振興事務所管内 計		0.07	0.07		
		合計		0.07	0.07		
	風致 保安林	仙台市		0.01	0.01		
		岩沼市		0.03	0.03		
		塩竈市		0.43	0.43		
		松島町		0.18	0.18		
		七ヶ浜町		0.09	0.09		
		仙台地方振興事務所管内 計		0.74	0.74		
		合計		0.74	0.74		

ハ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(単位 面積 : ha)

種 類	指 定 施 業 要 件 の 整 備 区 分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽 の 変更面積
水 源 か ん 養 保 安 林			1, 657		1, 228
土 砂 流 出 防 備 保 安 林			166	3	258
土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林					19
飛 砂 防 備 保 安 林			1	176	176
防 風 保 安 林					5
潮 害 防 備 保 安 林				6	131
干 害 防 備 保 安 林			99	21	85
航 行 目 標 保 安 林			2		2
保 健 保 安 林			55		338
風 致 保 安 林				14	378

(2) 保安施設として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

・該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

(単位 地区)

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数	主な工種	備 考
市 町 村	区 域			
計 画 区 総 数		116	38	
大河原地方振興事務所管内	白 石 市	小原 外	20	2 山腹工 外
	角 田 市	島田 外	10	4 森林整備
	藏 王 町	円田 外	5	1 森林整備
	七 ケ 宿 町	茂庭道 外	8	3 森林整備
	村 田 町	菅生 外	7	0 森林整備
	柴 田 町	入間田 外	7	0 森林整備 外
	川 崎 町	今宿 外	8	2 溪間工 外
	丸 森 町	大内 外	12	4 溪間工 外
	計		77	16
仙台地方振興事務所管内	仙 台 市	五ツ森 外	11	4 溪間工 外
	塩 篠 市	桂島	1	0 山腹工
	名 取 市	北釜 外	3	0 森林整備 外
	岩 沼 市	川向 外	5	3 森林整備 外
	亘 理 町	蛭塚 外	5	5 森林整備 外
	山 元 町	坂元 外	6	6 森林整備
	松 島 町	浜井場 外	2	0 山腹工
	七 ケ 浜 町	菖蒲田浜 外	4	4 森林整備
	利 府 町	明神沢 外	2	0 山腹工 外
	計		39	22

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

イ 保安林

(イ) 水源かん養保安林

施業方法		その他
伐採方法		
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>3 伐採できる立木の林齢は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>ただし、指定施業要件により特例を設けたものについては、この限りでない。</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>1 皆伐による場合</p> <p>(1) 伐採年度において皆伐による伐採をすることができる面積 同一の単位とする保安林の区域面積を、更新期待樹種の標準伐期齢で除した面積とする。 ただし、前伐採年度の当該地域の伐採につき許可された面積が前記の面積に達しない場合には、その達するまでの面積を加えて得た面積とする。</p> <p>(2) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる、1箇所当たりの面積の限度 20ha 以下とする。</p> <p>2 択伐による場合</p> <p>伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えた時の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が 10 分の 3 を超えるときは、10 分の 3 とする。）を乗じた材積とする。</p> <p>植栽義務が定められている森林について伐採することができる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えた時の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が 10 分の 4 を超えるときは、10 分の 4 とする。）を乗じた材積とする。</p> <p>ただし、指定後最初に行う択伐の択伐率は、指定施業要件を定める者が必要に応じて定める係数を、10 分の 3（植栽義務が定められている森林については 10 分の 4）に乗じて算出する。</p> <p>◎ 間 伐</p> <p>伐採年度ごとに間伐をすることができる立木の材積は当該年度の初日における森林の立木の材積の10分の2又は10分の3.5を超えず、かつ、伐採後おおむね5年後において樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。</p> <p>◎ 植 栽</p> <p>1 方 法</p> <p>満 1 年以上の苗を、おおむね 1 ha 当たり省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期 間</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、2 年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹 種</p> <p>保安林機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として、指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽する。</p>	

(d) 土砂流出防備保安林

施業方 法	
伐採方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 保安施設事業の施行地の森林で、地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない</p> <p>3 その他の森林にあっては、択伐</p> <p>4 伐採できる立木の林齡は、水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>1 皆伐による場合</p> <p>(1) 伐採年度において皆伐による伐採をすることができる面積 水源かん養保安林と同様</p> <p>(2) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる、1箇所当たりの面積 10ha 以下とする。</p> <p>2 択伐による場合</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>
<p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(e) 土砂崩壊防備保安林

施業方 法	
伐採方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 保安施設事業の施行地の森林で、地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあっては、択伐</p> <p>3 伐採できる立木の林齡は、水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様</p>
<p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(f) 飛砂防備保安林

施業方 法	
伐採方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐</p> <p>2 その地表が、比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあっては、択伐</p> <p>4 伐採できる立木の林齡は、水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>土砂流出防備保安林と同様</p>
<p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(g) 防風保安林

施業方 法	
伐採方 法	そ の 他
<p>◎ 主 伐</p> <p>1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね 20 メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね 10 メートル未満のものをいうものとする。）にあっては、禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>3 伐採できる立木の林齡は、水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 主 伐</p> <p>1 皆伐による場合</p> <p>(1), (2)は水源かん養保安林と同様</p> <p>(3) 原則としてその保安林のうち、その立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期龄以上である部分が、幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするもの。</p> <p>2 択伐による場合</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>
<p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>	<p>◎ 間 伐</p> <p>水源かん養保安林と同様</p>

(ヘ) 水害防備保安林

伐採方法		施業方法	その他の
◎ 主伐	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐 3 伐採できる立木の林齡は、水源かん養保安林と同様	◎ 主伐	択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様
◎ 間伐	水源かん養保安林と同様	◎ 間伐	水源かん養保安林と同様

(ト) 潮害防備保安林

伐採方法		施業方法	その他の
◎ 主伐	水害防備保安林と同様	◎ 主伐	択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様
◎ 間伐	水源かん養保安林と同様	◎ 間伐	水源かん養保安林と同様

(チ) 干害防備保安林

伐採方法		施業方法	その他の
◎ 主伐	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐） 2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。 3 伐採できる立木の林齡は、水源かん養保安林と同様	◎ 主伐	土砂流出防備保安林と同様
◎ 間伐	水源かん養保安林と同様	◎ 間伐	水源かん養保安林と同様

(リ) なだれ防止保安林

伐採方法		施業方法	その他の
◎ 主伐	1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては、択伐 2 その他の森林にあっては、禁伐 3 伐採できる立木の林齡は、水源かん養保安林と同様	◎ 主伐	択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様
◎ 間伐	水源かん養保安林と同様	◎ 間伐	水源かん養保安林と同様

(ヌ) 落石防止保安林

伐採方法		施業方法	その他の
◎ 主伐	なだれ防止保安林と同様	◎ 主伐	択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様
◎ 間伐	水源かん養保安林と同様	◎ 間伐	水源かん養保安林と同様

(ル) 防火保安林

伐採方法		施業方法	その他の
◎ 禁伐			

(3) 魚つき保安林

施業方 法		そ の 他
伐採方 法		
◎ 主 伐 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 魚つきの目的に係る海岸、湖沼等に面しない森林にあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐 4 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 水源かん養保安林と同様	
◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	

(4) 航行目標保安林

施業方 法		そ の 他
伐採方 法		
◎ 主 伐 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐 3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様	
◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	

(5) 保健保安林

施業方 法		そ の 他
伐採方 法		
◎ 主 伐 1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐 4 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 土砂流出防備保安林と同様	
◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	

(6) 風致保安林

施業方 法		そ の 他
伐採方 法		
◎ 主 伐 1 風致の保存のため、特に必要があると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐 3 伐採できる立木の林齢は、水源かん養保安林と同様	◎ 主 伐 択伐による伐採の限度は、水源かん養保安林と同様	
◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	◎ 間 伐 水源かん養保安林と同様	

口 保安施設地区

伐採方法	施業方法	その他の
<p>◎ 主伐</p> <p>1 立木を伐採しても保安施設地区の指定目的の達成に支障がないと認められる場合には、択伐又は伐採種を定めない。</p> <p>2 その他の森林にあっては、禁伐</p>	<p>◎ 主伐</p> <p>土砂流出防備保安林と同様</p>	

ハ 砂防指定地

伐採方法	施業方法	その他の
砂防指定地等管理条例（平成15年宮城県規則第42号）第5条による。		

二 国立公園

(イ) 特別保護地区

伐採方法	施業方法	その他の
特別保護地区においては禁伐とする。		ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるもののはこの限りでない。

(ロ) 第一種特別地域

伐採方法	施業方法	その他の
<p>第一種特別地域における森林施業については、以下の各号に定める要件に該当しないものは、伐採できない。</p> <p>1 単木択伐法によるものであること。</p> <p>2 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の10パーセント以内にあること。</p> <p>3 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期間に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。</p>		ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるもののはこの限りでない。

(ハ) 第二種特別地域

伐採方法	施業方法	その他の
<p>第二種特別地域における森林施業については、以下に掲げる伐採方法の区別に従い、以下の各号に定める要件に該当しないものは伐採できない。</p> <p>1 択伐法</p> <p>ア 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあっては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあっては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。</p> <p>イ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期間に見合う年齢以上であること。</p> <p>ウ 公園計画に基づく、車道、歩道、集団施設地区、単独施設の周辺においては、単木択伐法によるものであること。</p> <p>2 皆伐法</p> <p>ア 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期間に見合う年齢以上であること。</p> <p>イ 1伐区の面積が2ha以内であること。ただし、粗密度3より多く保存木を残すもの又は、伐区が車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合はこの限りでない。</p> <p>ウ 当該伐区が皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。</p>		<p>ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるもののはこの限りでない。</p> <p>第二種特別地域の施業については、原則として択伐法によることとし、皆伐法をとることができるのは、当該行為が風致の維持上支障のない場合に限る。</p>

(ニ) 第三種特別地域

伐採方法	施業方法	その他の
第三種特別地域における森林施業については、特に伐採要件は定めない。		全般的な風致の維持を考慮して、施業を実施する。

木 国定公園

(イ) 特別保護地区

伐採方法	施業方法	その他の
特別保護地区においては禁伐とする。		ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるもののはこの限りでない。

(ロ) 第一種特別地域

伐採方法	施業方法	その他の
第一種特別地域における森林施業については、以下の各号に定める要件に該当しないものは、伐採できない。 1 単木択伐法によるものであること。 2 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の10パーセント以内にあること。 3 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期間に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。		ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるもののはこの限りでない。

(ハ) 第二種特別地域

伐採方法	施業方法	その他の
第二種特別地域における森林施業については、以下に掲げる伐採方法の区分に従い、以下の各号に定める要件に該当しないものは伐採できない。 1 択伐法 ア 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあっては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあっては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。 イ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期間に見合う年齢以上であること。 ウ 公園計画に基づく、車道、歩道、集団施設地区、単独施設の周辺においては、単木択伐法によるものであること。 2 皆伐法 ア 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期間に見合う年齢以上であること。 イ 1伐区の面積が2ha以内であること。ただし、粗密度3より多く保存木を残すもの又は、伐区が車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合はこの限りでない。 ウ 当該伐区が皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。		ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるもののはこの限りでない。 第二種特別地域の施業については、原則として択伐法によることとし、皆伐法をとることができるのは、当該行為が風致の維持上支障のない場合に限る。

(ニ) 第三種特別地域

伐採方法	施業方法	その他の
第三種特別地域における森林施業については、特に伐採要件は定めない。		全般的な風致の維持を考慮して、施業を実施する。

へ 県立自然公園

(イ) 第一種特別地域

伐採方法	施業方法	その他の
第一種特別地域における森林施業については、以下の各号に定める要件に該当しないものは、伐採できない。 1 単木択伐法によるものであること。 2 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、当該区分の現在蓄積の10パーセント以内にあること。 3 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期間に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。		ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるもののはこの限りでない。

(ロ) 第二種特別地域

施業方法		その他
伐採方法		
<p>第二種特別地域における森林施業については、以下に掲げる伐採方法の区別に従い、以下の各号に定める要件に該当しないものは伐採できない。</p> <p>1 抜伐法</p> <p>ア 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した抲伐率が、用材林にあっては当該区分の現在蓄積の 30%以下、薪炭林にあっては当該区分の現在蓄積の 60%以下であること。</p> <p>イ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齡に見合う年齢以上であること。</p> <p>ウ 公園計画に基づく、車道、歩道、集団施設地区、単独施設の周辺においては、単木抲伐法によるものであること。</p> <p>2 皆伐法</p> <p>ア 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が、市町村森林整備計画で定める標準伐期齡に見合う年齢以上であること。</p> <p>イ 1伐区の面積が 2ha 以内であること。ただし、粗密度 3 より多く保存木を残すもの又は、伐区が車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合はこの限りでない。</p> <p>ウ 当該伐区が皆伐法による伐採が行われた後、更新して 5 年を経過していない伐区に隣接していないこと。</p>		<p>ただし、学術研究、その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病害虫の防除・防災・風致維持その他森林の管理として行われるもの又は測量のため行われるもののはこの限りでない。</p> <p>第二種特別地域の施業については、原則として抲伐法によることとし、皆伐法をとることができるのは、当該行為が風致の維持上支障のない場合に限る。</p>

(ハ) 第三種特別地域

施業方法		その他
伐採方法		
第三種特別地域における森林施業については、特に伐採要件は定めない。		全般的な風致の維持を考慮して、施業を実施する。

ト 県自然環境保全地域特別地区

施業方法		その他
伐採方法		
自然環境保全条例（昭和 47 年宮城県条例第 25 号）第 18 条による。		

チ 鳥獣保護区特別保護地区

施業方法		その他
伐採方法		
<p>木竹の伐採は、下記の場合を除き、大臣又は知事の許可を要する。</p> <p>（許可不要の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単木抲伐 ・木竹の本数において 20%以下の間伐 ・保育のための下刈り若しくは除伐 		

リ 都市計画区域風致地区

施業方法		その他
伐採方法		
風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和 45 年宮城県条例第 15 号）第 2 条による。		

ヌ 史跡名勝天然記念物

施業方法		その他
伐採方法		
文化財保護法第125条及び文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第36条による。		

ル 急傾斜地崩壊危険区域

施業方 伐採方法	その他
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号) 第7条による。	

(附) 參 考 資 料

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

(単位 面積 : ha)

区分	区域面積①	森林面積			森林比率 ②/①×100	
		総数②	国有林	民有林		
県総数	728,229	413,422	130,580	282,841	57%	
宮城南部計画区 総数	278,326	162,965	55,495	107,470	59%	
大河原地方振興事務所管内	白石市	28,648	18,946	4,176	14,771	66%
	角田市	14,753	5,641	82	5,559	38%
	蔵王町	15,283	9,408	4,223	5,185	62%
	七ヶ宿町	26,309	24,057	15,308	8,749	91%
	大河原町	2,499	712	0	712	29%
	村田町	7,838	4,147	406	3,741	53%
	柴田町	5,403	1,934	37	1,898	36%
	川崎町	27,077	21,380	8,864	12,516	79%
	丸森町	27,330	19,129	2,362	16,767	70%
	計	155,140	105,356	35,457	69,898	68%
仙台地方振興事務所管内	仙台市	78,635	45,127	19,546	25,581	57%
	塩竈市	1,737	258	23	235	15%
	名取市	9,818	2,718	49	2,669	28%
	多賀城市	1,969	53	0	53	3%
	岩沼市	6,045	1,374	115	1,259	23%
	亘理町	7,360	1,030	18	1,012	14%
	山元町	6,458	2,023	70	1,954	31%
	松島町	5,356	2,681	163	2,518	50%
	七ヶ浜町	1,319	196	8	188	15%
	利府町	4,489	2,148	47	2,102	48%
	計	123,186	57,610	20,038	37,571	47%

(注) 1 区域面積は、宮城県統計年鑑（令和6年版企画部統計課）による。

2 森林面積は、下記3、4の国有林と民有林の面積の計とし、集計時期等が異なるため、宮城県統計年鑑を基に作成する「(3) 土地利用の現況」と一致しない。

3 国有林面積は、林野庁所管国有林は東北森林管理局資料、その他国有林は林業振興課資料による。

4 民有林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積で、本計画の対象外の森林を含み、林業振興課資料による。

5 単位未満を四捨五入したため、総数が一致しない場合がある。

(2) 地況

イ 気候

観測所	気温 (°C)			年間降水量 (mm)	最深積雪深 (cm)	主風の方向	備考
	最高	最低	年平均				
白石	36.2	-7.4	13.7	1,065	20	西	
丸森	36.3	-10.8	13.7	962	※	西	
仙台	36.5	-5.3	14.6	1,095	14	西北西	
新川	34.5	-9.3	11.8	1,409	37	西	
塩釜	35.6	-6.3	13.7	1,030	※	西北西	
亘理	34.9	-7.4	13.9	914	※	西	
平均	35.7	-7.8	13.6	1,079	24	—	

(注) 気象庁データ（令和4～令和6年）の月ごとの値から平均を算出。（※：公表データなし）

ロ 地勢

区分	名 称 等	
主要山岳	標高1,000m以上	
	峠田岳 (1,082m) 後鳥帽子岳 (1,681m) 寒風山 (1,117m)	
	フスベ山 (1,222m) 五色岳 (1,672m) 白髪山 -	
	番城山 (1,323m) 刈田岳 (1,758m) 後白髪山 (1,422m)	
	二ツ森山 (1,269m) 名号峰 (1,491m) 泉ヶ岳 (1,175m)	
	舟引山 (1,173m) 雁戸山 (1,484m) 北泉ヶ岳 (1,253m)	
	不忘山 (1,705m) 神室岳 (1,356m) 三峯山 (1,417m)	
	屏風岳 (1,825m) 大東岳 (1,365m) 楠峰 (1,210m)	
	杉ヶ峰 (1,745m) 南面白山 (1,225m) 船形山 (1,500m)	
	馬ノ神岳 (1,551m) 面白山 (1,264m)	
主要河川	一級河川：名取川水系　名取川（延長：45.5km）、広瀬川（延長：40.0km）	
	阿武隈川水系　阿武隈川（延長：53.6km）、白石川（延長：69.7km）	
	二級河川：七北田川水系　七北田川（延長：40.9km）	
	砂押川水系　砂押川（延長：14.5km）	
主要ダム	高城川水系　高城川（延長：7.7km）	
	主要ダム　七ヶ宿ダム、釜房ダム、樽水ダム、大倉ダム、七北田ダム	
主要島しょ	主要島しょ　寒風沢島、朴島、野々島、桂島	

(注) 「宮城県統計年鑑（令和6年版・企画部統計課）」による。

(3) 土地利用の現況

(単位 面積: ha)

区分	総数	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畠	総数	うち宅地
県 総 数	728,229	413,570	124,480	102,385	22,095	190,179	48,676
宮城南部計画区 総数	278,326	163,614	33,094	23,667	9,427	81,618	25,593
大河原地方振興事務所管内	白石市	28,648	19,367	2,890	1,570	1,320	6,391
	角田市	14,753	5,613	4,193	3,250	943	4,947
	蔵王町	15,283	9,564	1,991	911	1,080	3,728
	七ヶ宿町	26,309	24,017	496	251	245	1,796
	大河原町	2,499	702	575	432	143	1,222
	村田町	7,838	4,150	1,188	817	371	2,500
	柴田町	5,403	1,886	889	732	157	2,628
	川崎町	27,077	21,517	1,577	1,080	497	3,983
	丸森町	27,330	19,284	2,270	1,260	1,010	5,776
	計	155,140	106,100	16,069	10,303	5,766	32,971
仙台地方振興事務所管内	仙台市	78,635	44,991	5,830	4,650	1,180	27,814
	塩竈市	1,737	261	21	12	9	1,455
	名取市	9,818	2,700	2,798	2,280	518	4,320
	多賀城市	1,969	51	312	283	29	1,606
	岩沼市	6,045	1,372	1,499	1,240	259	3,174
	亘理町	7,360	1,044	3,216	2,490	726	3,100
	山元町	6,458	2,044	1,910	1,260	650	2,504
	松島町	5,356	2,709	922	803	119	1,725
	七ヶ浜町	1,319	196	143	109	34	980
	利府町	4,489	2,146	374	237	137	1,969
計		123,186	57,514	17,025	13,364	3,661	48,647
20,065							

(注) 1 「宮城県統計年鑑（令和6年版・企画部統計課）」による。

2 森林面積は、集計時期等が異なるため、「(1) 市町村別土地面積及び森林面積」と一致しない。

(4) 産業別総生産額

(単位 金額：百万円)

区分	総生産額	第一次産業				第二次産業	第三次産業	
		総額	農業	林業	水産業			
県総数	9,614,668	139,204	81,103	6,641	51,460	2,071,707	7,417,237	
宮城南部計画区総数	7,002,145	31,295	22,708	1,914	6,673	1,148,610	5,832,057	
大河原地方振興事務所管内	白石市	137,232	2,378	2,159	217	2	67,359	67,687
	角田市	214,748	2,348	2,225	123	0	155,552	57,149
	蔵王町	46,742	2,439	2,321	110	8	16,300	28,069
	七ヶ宿町	4,641	539	402	137	0	946	3,163
	大河原町	88,883	465	460	5	0	20,245	68,298
	村田町	43,499	581	513	68	0	22,280	20,699
	柴田町	150,463	495	458	37	0	75,766	74,413
	川崎町	26,993	1,772	1,403	369	0	8,382	16,877
	丸森町	42,521	2,371	2,026	345	0	24,120	16,090
	計	755,722	13,388	11,967	1,411	10	390,950	352,445
仙台地方振興事務所管内	仙台市	5,156,634	3,602	3,254	326	22	496,019	4,664,243
	塩竈市	171,921	6,081	0	2	6079	34,257	131,824
	名取市	284,483	1,437	1,338	50	49	68,113	215,332
	多賀城市	178,698	249	249	0	0	32,072	146,627
	岩沼市	170,971	1,061	1,050	11	0	51,840	118,309
	亘理町	84,685	2,931	2,775	8	148	29,295	52,577
	山元町	38,337	1,508	1,399	39	70	13,385	23,498
	松島町	33,967	335	270	24	41	5,966	27,714
	七ヶ浜町	33,267	419	169	4	246	4,455	28,439
	利府町	93,460	284	237	39	8	22,258	71,049
	計	6,246,423	17,907	10,741	503	6,663	757,660	5,479,612

(注) 1 「令和4年度宮城県市町村民経済計算(企画部)」による。

2 総計には輸入品に課される税・関税が含まれ、総資本形成に係る消費税が除されているため、各産業の和と一致しない。

(5) 産業別就業者数

(単位 人数: 人)

区分	総数	第一次産業				第二次産業	第三次産業	
		総数	農業	林業	漁業			
県総数	1,181,118	47,651	39,948	1,541	6,162	263,229	870,238	
宮城南部計画区 総数	826,045	14,854	13,555	579	720	160,854	650,337	
大河原地方振興事務所管内	白石市	16,771	922	861	59	2	5,657	10,192
	角田市	13,899	1,065	1,030	33	2	5,249	7,585
	蔵王町	6,041	823	793	19	11	1,841	3,377
	七ヶ宿町	614	130	103	26	1	131	353
	大河原町	11,993	315	289	26	-	3,853	7,825
	村田町	5,397	373	354	19	-	1,869	3,155
	柴田町	18,282	411	387	22	2	5,993	11,878
	川崎町	4,528	439	369	62	8	1,485	2,604
	丸森町	6,070	787	744	41	2	2,342	2,941
	計	83,595	5,265	4,930	307	28	28,420	49,910
仙台地方振興事務所管内	仙台市	564,587	4,354	4,044	213	97	89,625	470,608
	塩竈市	25,538	271	100	7	164	6,199	19,068
	名取市	40,294	1,243	1,212	13	18	8,842	30,209
	多賀城市	32,831	336	300	10	26	6,758	25,737
	岩沼市	22,935	516	505	5	6	6,166	16,253
	亘理町	16,951	1,208	1,129	7	72	5,307	10,436
	山元町	5,705	713	682	5	26	1,755	3,237
	松島町	6,337	336	276	9	51	1,277	4,724
	七ヶ浜町	9,016	278	59	0	219	2,317	6,421
	利府町	18,256	334	318	3	13	4,188	13,734
	計	742,450	9,589	8,625	272	692	132,434	600,427

(注) 1 「宮城県統計年鑑（令和6年度・企画部統計課）」による。
2 総数には、「分類不能の産業」を含む。

2 森林の現況 (地域森林計画対象森林)

(1) 齢級別森林資源表

区分		総数			1齢級			2齢級			3齢級			4齢級				
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
県総数	総数	281,888.22	67,660,863	678,394	547.15	-	746	2,644.26	17,419	9,889	2,312.94	74,897	9,735	3,054.17	161,261	13,144		
	針	152,181.33	51,244,214	552,493	371.00	-	-	1,141.54	-	6,792	1,062.35	45,346	6,438	830.74	70,031	5,973		
	広	118,644.59	16,416,649	125,901	176.15	-	746	1,502.72	17,419	3,097	1,250.59	29,551	3,297	2,223.43	91,230	7,171		
宮城南部 計画区 総数	総数	107,166.46	23,408,227	229,358	159.03	-	282	1,065.21	6,944	4,269	640.78	17,330	2,258	1,092.08	53,179	4,427		
	針	47,789.07	15,770,169	168,686	116.27	-	-	464.71	-	2,887	376.95	12,180	1,750	197.64	13,831	1,221		
	広	54,890.34	7,638,058	60,672	42.76	-	282	600.50	6,944	1,382	263.83	5,150	508	894.44	39,348	3,206		
人工林	総数	46,940.64	15,425,238	168,282	129.38	-	68	493.69	412	2,948	406.22	12,831	1,829	230.46	15,101	1,299		
		針	45,924.30	15,318,618	166,652	115.71	-	-	455.29	-	2,867	374.77	12,142	1,742	184.91	13,152	1,159	
		広	1,016.34	106,620	1,630	13.67	-	68	38.40	412	81	31.45	689	87	45.55	1,949	140	
	育成 単層林	総数	46,714.58	15,374,115	167,216	129.38	-	68	493.59	412	2,948	404.09	12,744	1,824	198.55	12,551	1,081	
		針	45,706.85	15,268,040	165,606	115.71	-	-	455.29	-	2,867	373.48	12,082	1,737	154.88	10,664	946	
		広	1,007.73	106,075	1,610	13.67	-	68	38.30	412	81	30.61	662	87	43.67	1,887	135	
	育成 複層林	総数	226.06	51,123	1,066	-	-	-	0.10	-	-	2.13	87	5	31.91	2,550	218	
		針	217.45	50,578	1,046	-	-	-	-	-	-	1.29	60	5	30.03	2,488	213	
		広	8.61	545	20	-	-	-	0.10	-	-	0.84	27	-	1.88	62	5	
	木地 天然林	総数	55,738.77	7,982,989	61,076	29.65	-	214	571.52	6,532	1,321	234.56	4,499	429	861.62	38,078	3,128	
		針	1,864.77	451,551	2,034	0.56	-	-	9.42	-	20	2.18	38	8	12.73	679	62	
		広	53,874.00	7,531,438	59,042	29.09	-	214	562.10	6,532	1,301	232.38	4,461	421	848.89	37,399	3,066	
	育成 単層林	総数	315.75	46,840	320	0.22	-	-	3.73	60	9	2.33	41	2	1.40	55	4	
		針	33.66	8,277	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		広	282.09	38,563	294	0.22	-	-	3.73	60	9	2.33	41	2	1.40	55	4	
	育成 複層林	総数	4.01	702	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		針	1.36	319	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		広	2.65	383	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	天然 生林	総数	55,419.01	7,935,447	60,753	29.43	-	214	567.79	6,472	1,312	232.23	4,458	427	860.22	38,023	3,124	
		針	1,829.75	442,955	2,006	0.56	-	-	9.42	-	20	2.18	38	8	12.73	679	62	
		広	53,589.26	7,492,492	58,747	28.87	-	214	558.37	6,472	1,292	230.05	4,420	419	847.49	37,344	3,062	
竹林		847.93	881,599	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無立木地		3,639.12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

区分		11齢級			12齢級			13齢級			14齢級			15齢級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
県総数	総数	19,342.00	5,405,971	72,169	29,842.82	9,146,214	97,511	38,400.26	11,608,746	94,774	43,041.46	11,575,129	69,779	35,961.81	9,199,886	44,395	
	針	14,279.18	4,729,263	66,395	23,651.84	8,275,370	91,151	27,253.23	9,979,504	85,051	22,596.81	8,481,180	55,013	15,889.72	6,083,808	31,277	
	広	5,062.82	676,708	5,774	6,190.98	870,844	6,360	11,147.03	1,629,242	9,723	20,444.65	3,093,949	14,766	20,072.09	3,116,078	13,118	
宮城南部 計画区 総数	総数	6,888.69	1,744,580	22,384	10,168.81	2,882,580	29,278	12,349.80	3,327,026	24,331	16,893.62	4,020,427	22,324	15,005.61	3,604,398	17,398	
	針	4,262.90	1,398,650	19,097	7,239.10	2,474,422	26,064	7,355.15	2,600,440	19,909	6,874.34	2,503,426	14,415	5,496.35	2,124,296	10,844	
	広	2,625.79	345,930	3,287	2,929.71	408,158	3,214	4,994.65	726,586	4,422	10,019.28	1,517,001	7,909	9,509.26	1,480,102	6,554	
人工林	総数	4,258.33	1,395,483	19,021	7,232.93	2,468,934	25,976	7,270.16	2,577,345	19,715	6,659.79	2,448,005	14,112	5,332.68	2,076,321	10,587	
		針	4,223.23	1,391,240	18,980	7,175.69	2,461,039	25,913	7,224.06	2,570,865	19,676	6,584.33	2,436,277	14,068	5,232.00	2,061,136	10,523
		広	35.10	4,243	41	57.24	7,895	63	46.10	6,480	39	75.46	11,728	44	100.68	15,185	64
	育成 単層林	総数	4,251.85	1,392,870	18,987	7,218.93	2,464,225	25,928	7,255.61	2,573,718	19,699	6,645.77	2,443,652	14,091	5,322.86	2,073,013	10,576
		針	4,216.75	1,388,627	18,946	7,161.69	2,456,330	25,865	7,209.51	2,567,238	19,660	6,570.31	2,431,924	14,047	5,222.18	2,057,828	10,512
		広	35.10	4,243	41	57.24	7,895	63	46.10	6,480	39	75.46	11,728	44	100.68	15,185	64
	育成 複層林	総数	6.48	2,613	34	14.00	4,709	48	14.55	3,627	16	14.02	4,353	21	9.82	3,308	11
		針	6.48	2,613	34	14.00	4,709	48	14.55	3,627	16	14.02	4,353	21	9.82	3,308	11
		広	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	木地 天然林	総数	2,630.36	349,097	3,363	2,935.88	413,646	3,302	5,079.64	749,681	4,616	10,233.83	1,572,422	8,212	9,672.93	1,528,077	6,811
		針	39.67	7,410	117	63.41	13,383	151	131.09	29,575	233	290.01	67,149	347	264.35	63,160	321
		広	2,590.69	341,687	3,246	2,872.47	400,263	3,151	4,948.55	720,106	4,383	9,943.82	1,505,273	7,865	9,408.58	1,464,917	6,490
	育成 単層林	総数	16.01	2,175	23	28.65	4,220	34	43.87	6,205	40	63.78	9,484	48	40.68	6,585	32
		針	2.04	356	7	2.93	712	9	1.41	294	1	0.89	200	-	3.08	721	4
		広	13.97	1,819	16	25.72	3,508	25	42.46	5,911	39	62.89	9,284	48	37.60	5,864	28
	育成 複層林	総数	0.72	134	2	0.90	128	1	1.10	162	-	-	-	-	0.59	87	-
		針	0.69	130	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		広	0.03	4	-	0.90	128	1	1.10	162	-	-	-	-	0.59	87	-
	天然 生林	総数	2,613.63	346,788	3,338	2,906.33	409,298	3,267	5,034.67	743,314	4,576	10,170.05	1,562,938	8,164	9,631.66	1,521,405	6,779
		針	36.94	6,924	108	60.48	12,671	142	129.68	29,281	232	289.12	66,949	347	261.27	62,439	317
		広	2,576.69	339,864	3,230	2,845.85	396,627	3,125	4,904.99								

(単位 面積:ha 材積:立木地はm³、竹林は束 成長量:m³)

5 齢 級			6 齢 級			7 齢 級			8 齢 級			9 齢 級			10 齢 級		
面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量
2,940.48	247,849	14,642	4,273.94	519,887	22,598	5,792.64	896,477	29,528	10,947.55	1,777,645	43,368	15,569.61	3,080,421	62,063	14,535.79	3,742,517	63,738
1,226.28	152,742	9,238	2,330.86	375,913	17,019	3,335.01	656,821	22,922	4,538.07	1,073,942	29,407	7,908.08	2,171,804	49,063	10,752.60	3,269,387	58,870
1,714.20	95,107	5,404	1,943.08	143,974	5,579	2,457.63	239,656	6,606	6,409.48	703,703	13,961	7,661.53	908,617	13,000	3,783.19	473,130	4,868
917.91	72,473	4,147	1,235.95	142,144	6,373	2,033.58	291,946	9,955	5,355.24	785,613	19,461	7,361.19	1,385,515	28,679	5,463.84	1,326,865	22,551
352.51	40,633	2,476	701.47	105,540	5,218	963.14	191,026	7,244	1,675.40	392,652	11,433	3,294.72	915,319	21,485	3,634.67	1,105,338	19,840
565.40	31,840	1,671	534.48	36,604	1,155	1,070.44	100,920	2,711	3,679.84	392,961	8,028	4,066.47	470,196	7,194	1,829.17	221,527	2,711
470.97	47,693	2,827	734.64	108,455	5,294	1,054.49	199,351	7,413	1,704.89	395,139	11,439	3,365.89	922,169	21,526	3,672.08	1,107,949	19,855
340.38	39,794	2,431	680.79	104,482	5,175	957.88	190,341	7,220	1,656.43	389,839	11,353	3,276.26	912,326	21,419	3,620.98	1,103,031	19,800
130.59	7,899	396	53.85	3,973	119	96.61	9,010	193	48.46	5,300	86	89.63	9,843	107	51.10	4,918	55
455.96	46,076	2,712	707.83	104,717	5,131	1,020.68	193,782	7,217	1,686.95	391,057	11,317	3,353.43	918,759	21,447	3,670.70	1,107,544	19,847
328.66	38,376	2,327	654.08	100,750	5,012	926.14	184,971	7,028	1,638.49	385,757	11,231	3,263.80	908,916	21,340	3,619.60	1,102,626	19,792
127.30	7,700	385	53.75	3,967	119	94.54	8,811	189	48.46	5,300	86	89.63	9,843	107	51.10	4,918	55
15.01	1,617	115	26.81	3,738	163	33.81	5,569	196	17.94	4,082	122	12.46	3,410	79	1.38	405	8
11.72	1,418	104	26.71	3,732	163	31.74	5,370	192	17.94	4,082	122	12.46	3,410	79	1.38	405	8
3.29	199	11	0.10	6	-	2.07	199	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
446.94	24,780	1,320	501.31	33,689	1,079	979.09	92,595	2,542	3,650.35	390,474	8,022	3,995.30	463,346	7,153	1,791.76	218,916	2,696
12.13	839	45	20.68	1,058	43	5.26	685	24	18.97	2,813	80	18.46	2,993	66	13.69	2,307	40
434.81	23,941	1,275	480.63	32,631	1,036	973.83	91,910	2,518	3,631.38	387,661	7,942	3,976.84	460,353	7,087	1,778.07	216,609	2,656
8.26	445	24	1.99	128	5	10.67	947	24	10.58	1,133	24	8.31	957	16	6.06	720	8
-	-	-	-	-	-	0.43	60	2	0.15	18	1	-	-	-	0.13	20	-
8.26	445	24	1.99	128	5	10.24	887	22	10.43	1,115	23	8.31	957	16	5.93	700	8
-	-	-	0.03	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	0.03	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
438.68	24,335	1,296	499.29	33,559	1,074	968.42	91,648	2,518	3,639.77	389,341	7,998	3,986.99	462,389	7,137	1,785.70	218,196	2,688
12.13	839	45	20.68	1,058	43	4.83	625	22	18.82	2,795	79	18.46	2,993	66	13.56	2,287	40
426.55	23,496	1,251	478.61	32,501	1,031	963.59	91,023	2,496	3,620.95	386,546	7,919	3,968.53	459,396	7,071	1,772.14	215,909	2,648
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

16 齢 級			17 齢 級			18 齢 級			19 齢 級			20 齢 級			21 齢 級 以 上		
面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量
16,924.18	3,664,730	14,223	8,237.01	1,949,147	7,015	5,012.69	1,356,697	4,223	3,828.32	1,040,680	2,552	2,168.11	648,429	1,522	5,448.73	1,546,861	780
4,319.86	1,663,375	7,482	2,608.42	1,033,428	3,772	2,223.25	891,810	3,056	1,706.45	679,304	1,931	1,126.38	468,960	1,020	3,029.66	1,142,226	623
12,604.32	2,001,355	6,741	5,628.59	915,719	3,243	2,789.44	464,887	1,167	2,121.87	361,376	621	1,041.73	179,469	502	2,419.07	404,635	157
6,772.51	1,392,726	5,846	3,311.30	731,224	2,589	1,874.58	474,858	1,414	1,302.95	349,381	765	811.33	237,951	448	1,975.40	561,067	179
1,309.51	516,550	2,106	807.07	318,613	1,051	700.92	277,230	767	509.71	214,374	479	387.24	163,791	307	1,069.30	401,858	93
5,463.00	876,176	3,740	2,504.23	412,611	1,538	1,173.66	197,628	647	793.24	135,007	286	424.09	74,160	141	906.10	159,209	86
1,152.03	475,561	1,929	707.19	290,106	947	628.95	256,689	707	468.69	200,484	452	316.12	143,248	258	651.06	283,962	80
1,125.92	471,284	1,917	681.48	285,946	937	612.82	253,960	693	441.74	195,868	442	312.39	142,593	257	647.24	283,303	80
26.11	4,277	12	25.71	4,160	10	16.13	2,729	14	26.95	4,616	10	3.73	655	1	3.82	659	-
1,147.92	474,410	1,926	706.35	289,789	946	627.58	256,048	705	462.15	197,698	442	306.92	138,809	244	647.48	282,241	80
1,122.14	470,185	1,914	680.64	285,629	936	611.45	253,319	691	435.20	193,082	432	303.19	138,154	243	643.66	281,582	80
25.78	4,225	12	25.71	4,160	10	16.13	2,729	14	26.95	4,616	10	3.73	655	1	3.82	659	-
4.11	1,151	3	0.84	317	1	1.37	641	2	6.54	2,786	10	9.20	4,439	14	3.58	1,721	-
3.78	1,099	3	0.84	317	1	1.37	641	2	6.54	2,786	10	9.20	4,439	14	3.58	1,721	-
0.33	52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5,620.48	917,165	3,917	2,604.11	441,118	1,642	1,245.63	218,169	707	834.26	148,897	313	495.21	94,703	190	1,324.34	277,105	99
183.59	45,266	189	125.59	32,667	114	88.10	23,270	74	67.97	18,506	37	74.85	21,198	50	422.06	118,555	13
5,436.89	871,899	3,728	2,478.52	408,451	1,528	1,157.53	194,899	633	766.29	130,391	276	420.36	73,505	140	902.28	158,550	86
11.35	2,004	3	6.50	1,194	3	2.70	478	-	26.86	4,619	18	1.37	261	1	20.43	5,129	2
3.08	694	1	1.50	373	1	0.31	78	-	0.99	275	-	0.23	63	-	16.49	4,413	-
8.27	1,310	2	5.00	821	2	2.39	400	-	25.87	4,344	18	1.14	198	1	3.94	716	2
-	-	-	0.12	35	-	-	-	-	0.55	154	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	0.12	35	-	-	-	-	0.55	154	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5,609.13	915,161	3,914	2,597.49	439,889	1,639	1,242.93	217,691	707	806.85	144,124	295	493.84	94,442	189	1,303.91	271,976	97
180.51	44,572	188	123.97	32,259	113	87.79	23,1										

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分		総 数	立木											
			総 数			人工林								
						総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
面 積	面 積	281,888.22	270,825.92	152,181.33	118,644.59	146,797.77	144,420.24	2,377.53	145,941.95	143,631.12	2,310.83	855.82	789.12	66.70
県総数	材 積	67,660,863	67,660,863	51,244,214	16,416,649	49,509,384	49,253,071	256,313	49,302,120	49,050,815	251,305	207,264	202,256	5,008
	成長量	678,394	678,394	552,493	125,901	547,013	543,002	4,011	543,389	539,566	3,823	3,624	3,436	188
	面 積	107,166.46	102,679.41	47,789.07	54,890.34	46,940.64	45,924.30	1,016.34	46,714.58	45,706.85	1,007.73	226.06	217.45	8.61
宮城南部計画区総数	材 積	23,408,227	23,408,227	15,770,169	7,638,058	15,425,238	15,318,618	106,620	15,374,115	15,268,040	106,075	51,123	50,578	545
	成長量	229,358	229,358	168,686	60,672	168,282	166,652	1,630	167,216	165,606	1,610	1,066	1,046	20
	面 積	29,554.83	28,676.16	15,128.66	13,547.50	14,842.95	14,492.46	350.49	14,696.54	14,353.16	343.38	146.41	139.30	7.11
制限林	材 積	6,361,656	6,361,656	4,424,079	1,937,577	4,299,296	4,259,933	39,363	4,269,652	4,230,741	38,911	29,644	29,192	452
	成長量	70,622	70,622	55,840	14,782	55,879	55,298	581	55,158	54,597	561	721	701	20
	面 積	77,611.63	74,003.25	32,660.41	41,342.84	32,097.69	31,431.84	665.85	32,018.04	31,353.69	664.35	79.65	78.15	1.50
普通林	材 積	17,046,571	17,046,571	11,346,090	5,700,481	11,125,942	11,058,685	67,257	11,104,463	11,037,299	67,164	21,479	21,386	93
	成長量	158,736	158,736	112,846	45,890	112,403	111,354	1,049	112,058	111,009	1,049	345	345	0

(単位 面積:ha 材積:立木地はm³, 竹林は束 成長量:m³)

地												竹林	無立木地						
天然林												竹林	總数	伐採跡地	未立木地				
総数			育成单層林			育成複層林			天然生林										
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹								
124,028.15	7,761.09	116,267.06	1,838.82	173.37	1,665.45	39.95	11.32	28.63	122,149.38	7,576.40	114,572.98	1,991.50	9,070.80	3,985.98	5,084.82				
18,151,479	1,991,143	16,160,336	253,878	44,044	209,834	5,570	1,949	3,621	17,892,031	1,945,150	15,946,881	2,151,373							
131,382	9,491	121,891	2,461	252	2,209	49	15	34	128,872	9,224	119,648								
55,738.77	1,864.77	53,874.00	315.75	33.66	282.09	4.01	1.36	2.65	55,419.01	1,829.75	53,589.26	847.93	3,639.12	1,585.33	2,053.79				
7,982,989	451,551	7,531,438	46,840	8,277	38,563	702	319	383	7,935,447	442,955	7,492,492	924,722							
61,076	2,034	59,042	320	26	294	3	2	1	60,753	2,006	58,747								
13,833.21	636.20	13,197.01	122.29	15.97	106.32	2.76	0.67	2.09	13,708.16	619.56	13,088.60	51.93	826.74	265.50	561.24				
2,062,360	164,146	1,898,214	19,747	4,164	15,583	491	189	302	2,042,122	159,793	1,882,329	55,291							
14,743	542	14,201	110	3	107	0	-	0	14,633	539	14,094								
41,905.56	1,228.57	40,676.99	193.46	17.69	175.77	1.25	0.69	0.56	41,710.85	1,210.19	40,500.66	796.00	2,812.38	1,319.83	1,492.55				
5,920,629	287,405	5,633,224	27,093	4,113	22,980	211	130	81	5,893,325	283,162	5,610,163	869,431							
46,333	1,492	44,841	210	23	187	3	2	1	46,120	1,467	44,653								

(3) 市町村別森林資源表

区 分		総 数	立 木											
			総 数			人 工 林								
						総 数			針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数
県 総 数	面 積	281,888.22	270,825.92	152,181.33	118,644.59	146,797.77	144,420.24	2,377.53	145,941.95	143,631.12	2,310.83	855.82	789.12	66.70
	材 積	67,660,863	67,660,863	51,244,214	16,416,649	49,509,384	49,253,071	256,313	49,302,120	49,050,815	251,305	207,264	202,256	5,008
宮城南部 計画区総数	面 積	107,166.46	102,679.41	47,789.07	54,890.34	46,940.64	45,924.30	1,016.34	46,714.58	45,706.85	1,007.73	226.06	217.45	8.61
	材 積	23,408,227	23,408,227	15,770,169	7,638,058	15,425,238	15,318,618	106,620	15,374,115	15,268,040	106,075	51,123	50,578	545
白 石 市	面 積	14,769.15	13,698.48	7,537.47	6,161.01	7,390.94	7,229.75	161.19	7,387.19	7,226.33	160.86	3.75	3.42	0.33
	材 積	3,304,179	3,304,179	2,462,857	841,322	2,407,144	2,386,115	21,029	2,406,205	2,385,228	20,977	939	887	52
角 田 市	面 積	5,558.60	5,152.81	2,269.76	2,883.05	2,287.78	2,210.02	77.76	2,271.41	2,193.78	77.63	16.37	16.24	0.13
	材 積	1,287,959	1,287,959	908,629	379,330	900,087	893,642	6,445	894,234	887,797	6,437	5,853	5,845	8
藏 王 町	面 積	5,184.26	5,018.86	2,751.34	2,267.52	2,755.35	2,707.74	47.61	2,748.24	2,705.54	42.70	7.11	2.20	4.91
	材 積	1,091,587	1,091,587	777,429	314,158	771,047	765,626	5,421	770,343	765,170	5,173	704	456	248
七 ケ 宿 町	面 積	8,732.92	8,316.11	4,416.31	3,899.80	4,427.72	4,303.55	124.17	4,402.57	4,278.40	124.17	25.15	25.15	-
	材 積	1,882,384	1,882,384	1,310,480	571,904	1,299,471	1,284,909	14,562	1,291,756	1,277,194	14,562	7,715	7,715	-
大 河 原 町	面 積	712.27	655.35	295.32	360.03	293.83	292.08	1.75	293.64	291.89	1.75	0.19	0.19	-
	材 積	164,978	164,978	115,117	49,861	114,534	114,309	225	114,488	114,263	225	46	46	-
村 田 町	面 積	3,740.95	3,608.58	1,876.39	1,732.19	1,825.59	1,789.45	36.14	1,815.19	1,779.05	36.14	10.40	10.40	-
	材 積	821,123	821,123	582,330	238,793	562,277	559,769	2,508	560,580	558,072	2,508	1,697	1,697	-
柴 田 町	面 積	1,897.64	1,807.32	1,016.76	790.56	1,018.34	1,003.54	14.80	990.50	975.70	14.80	27.84	27.84	-
	材 積	525,011	525,011	413,788	111,223	411,735	410,432	1,303	405,395	404,092	1,303	6,340	6,340	-
川 崎 町	面 積	12,414.26	12,144.40	4,883.87	7,260.53	5,006.66	4,853.33	153.33	4,970.31	4,820.02	150.29	36.35	33.31	3.04
	材 積	2,665,583	2,665,583	1,615,303	1,050,280	1,623,668	1,606,668	17,000	1,616,112	1,599,343	16,769	7,556	7,325	231
丸 森 町	面 積	16,754.10	16,027.90	8,138.22	7,889.68	7,910.37	7,754.26	156.11	7,846.12	7,690.21	155.91	64.25	64.05	0.20
	材 積	3,346,873	3,346,873	2,358,385	988,488	2,291,314	2,279,617	11,697	2,280,019	2,268,328	11,691	11,295	11,289	6
大河原地振 管内計	面 積	69,764.15	66,429.81	33,185.44	33,244.37	32,916.58	32,143.72	772.86	32,725.17	31,960.92	764.25	191.41	182.80	8.61
	材 積	15,089,677	15,089,677	10,544,318	4,545,359	10,381,277	10,301,087	80,190	10,339,132	10,259,487	79,645	42,145	41,600	545
仙 台 市	面 積	25,479.96	24,982.24	8,535.67	16,446.57	8,425.34	8,272.89	152.45	8,393.63	8,241.18	152.45	31.71	31.71	-
	材 積	5,567,818	5,567,818	3,203,200	2,364,618	3,152,782	3,135,872	16,910	3,144,566	3,127,656	16,910	8,216	8,216	-
塩 竜 市	面 積	219.23	212.43	133.35	79.08	60.56	58.16	2.40	60.22	57.82	2.40	0.34	0.34	-
	材 積	56,262	56,262	43,741	12,521	23,125	22,724	401	23,030	22,629	401	95	95	-
名 取 市	面 積	2,663.01	2,525.61	1,215.63	1,309.98	1,179.14	1,173.16	5.98	1,179.14	1,173.16	5.98	-	-	-
	材 積	655,070	655,070	479,813	175,257	469,647	469,030	617	469,647	469,030	617	-	-	-
多 賀 城 市	面 積	34.46	32.76	13.21	19.55	13.41	13.13	0.28	13.41	13.13	0.28	-	-	-
	材 積	9,278	9,278	6,192	3,086	6,213	6,171	42	6,213	6,171	42	-	-	-
岩 沼 市	面 積	1,249.07	1,164.22	650.40	513.82	631.40	628.49	2.91	631.40	628.49	2.91	-	-	-
	材 積	307,295	307,295	236,309	70,986	229,080	228,971	109	229,080	228,971	109	-	-	-
亘 理 町	面 積	1,010.18	952.24	655.48	296.76	637.80	630.76	7.04	637.80	630.76	7.04	-	-	-
	材 積	237,229	237,229	195,747	41,482	191,017	190,561	456	191,017	190,561	456	-	-	-
山 元 町	面 積	1,952.81	1,870.42	1,030.65	839.77	868.83	858.35	10.48	867.39	856.91	10.48	1.44	1.44	-
	材 積	371,008	371,008	248,394	122,614	212,786	212,081	705	212,497	211,792	705	289	289	-
松 島 町	面 積	2,518.20	2,387.39	1,042.14	1,345.25	904.86	893.55	11.31	904.86	893.55	11.31	-	-	-
	材 積	542,648	542,648	355,042	187,606	316,464	315,370	1,094	316,464	315,370	1,094	-	-	-
七 ケ 浜 町	面 積	181.21	174.17	139.03	35.14	97.07	96.87	0.20	97.07	96.87	0.20	-	-	-
	材 積	42,991	42,991	37,725	5,266	25,788	25,754	34	25,788	25,754	34	-	-	-
利 府 町	面 積	2,094.18	1,948.12	1,188.07	760.05	1,205.65	1,155.22	50.43	1,204.49	1,154.06	50.43	1.16	1.16	-
	材 積	528,951	528,951	419,688	109,263	417,059	410,997	6,062	416,681	410,619	6,062	378	378	-
仙台地振 管内計	面 積	37,402.31	36,249.60	14,603.63	21,645.97	14,024.06	13,780.58	243.48	13,989.41	13,745.93	243.48	34.65	34.65	-
	材 積	8,318,550	8,318,550	5,225,851	3,092,699	5,043,961	5,017,531	26,430	5,034,983	5,008,553	26,430	8,978	8,978	-

(単位 面積:ha 材積:立木地はm³、竹林は束)

地 然 林												竹林	無立木地			
総数			育成單層林			育成複層林			天然生林				総数	伐採跡地	未立木地	
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹					
124,028.15	7,761.09	116,267.06	1,838.82	173.37	1,665.45	39.95	11.32	28.63	122,149.38	7,576.40	114,572.98	1,991.50	9,070.80	3,985.98	5,084.82	
18,151,479	1,991,143	16,160,336	253,878	44,044	209,834	5,570	1,949	3,621	17,892,031	1,945,150	15,946,881	2,151,373				
55,738.77	1,864.77	53,874.00	315.75	33.66	282.09	4.01	1.36	2.65	55,419.01	1,829.75	53,589.26	847.93	3,639.12	1,585.33	2,053.79	
7,982,989	431,551	7,531,438	46,840	8,277	38,563	702	319	383	7,935,447	442,955	7,492,492	924,722				
6,307.54	307.72	5,999.82	65.12	1.19	63.93	-	-	-	6,242.42	306.53	5,935.89	148.26	922.41	531.10	391.31	
897,035	76,742	820,293	8,596	320	8,276	-	-	-	888,439	76,422	812,017	181,446				
2,865.03	59.74	2,805.29	7.54	0.07	7.47	-	-	-	2,857.49	59.67	2,797.82	136.13	269.66	117.82	151.84	
387,872	14,987	372,885	969	20	949	-	-	-	386,903	14,967	371,936	137,831				
2,263.51	43.60	2,219.91	9.95	0.89	9.06	0.59	-	0.59	2,252.97	42.71	2,210.26	23.67	141.73	22.27	119.46	
320,540	11,803	308,737	1,481	247	1,234	87	-	87	318,972	11,556	307,416	25,070				
3,888.39	112.76	3,775.63	65.82	12.66	53.16	0.37	-	0.37	3,822.20	100.10	3,722.10	0.40	416.41	213.13	203.28	
582,913	25,571	557,342	11,287	3,364	7,923	51	-	51	571,575	22,207	549,368	400				
361.52	3.24	358.28	0.64	-	0.64	-	-	-	360.88	3.24	357.64	16.00	40.92	14.00	26.92	
50,444	808	49,636	87	-	87	-	-	-	50,357	808	49,549	15,388				
1,782.99	86.94	1,696.05	15.93	0.77	15.16	-	-	-	1,767.06	86.17	1,680.89	33.58	98.79	42.43	56.36	
258,846	22,561	236,285	2,021	205	1,816	-	-	-	256,825	22,356	234,469	33,580				
788.98	13.22	775.76	6.42	0.15	6.27	0.15	0.12	0.03	782.41	12.95	769.46	56.11	34.21	4.45	29.76	
113,276	3,356	109,920	880	46	834	39	35	4	112,357	3,275	109,082	56,110				
7,137.74	30.54	7,107.20	14.89	2.40	12.49	1.10	-	1.10	7,121.75	28.14	7,093.61	20.40	249.46	140.56	108.90	
1,041,915	8,635	1,033,280	2,460	592	1,868	162	-	162	1,039,293	8,043	1,031,250	20,810				
8,117.53	383.96	7,733.57	44.38	4.48	39.90	0.03	-	0.03	8,073.12	379.48	7,693.64	144.94	581.26	332.17	249.09	
1,055,559	78,768	976,791	6,289	876	5,413	2	-	2	1,049,268	77,892	971,376	157,805				
33,513.23	1,041.72	32,471.51	230.69	22.61	208.08	2.24	0.12	2.12	33,280.30	1,018.99	32,261.31	579.49	2,471.33	1,224.64	1,246.69	
4,708,400	243,231	4,465,169	34,070	5,670	28,400	341	35	306	4,673,989	237,526	4,436,463	628,440				
16,556.90	262.78	16,294.12	44.92	2.04	42.88	1.22	0.69	0.53	16,510.76	260.05	16,250.71	52.50	445.22	102.32	342.90	
2,415,036	67,328	2,347,708	6,606	535	6,071	207	130	77	2,408,223	66,663	2,341,560	58,832				
151.87	75.19	76.68	-	-	-	-	-	-	151.87	75.19	76.68	4.98	1.82	0.51	1.31	
33,137	21,017	12,120	-	-	-	-	-	-	33,137	21,017	12,120	4,980				
1,346.47	42.47	1,304.00	7.96	0.01	7.95	-	-	-	1,338.51	42.46	1,296.05	37.31	100.09	17.59	82.50	
185,423	10,783	174,640	1,020	4	1,016	-	-	-	184,403	10,779	173,624	48,585				
19.35	0.08	19.27	0.27	-	0.27	-	-	-	19.08	0.08	19.00	1.57	0.13	-	0.13	
3,065	21	3,044	41	-	41	-	-	-	3,024	21	3,003	1,570				
532.82	21.91	510.91	0.30	-	0.30	-	-	-	532.52	21.91	510.61	12.71	72.14	4.11	68.03	
78,215	7,338	70,877	4	-	4	-	-	-	78,211	7,338	70,873	12,710				
314.44	24.72	289.72	6.69	1.74	4.95	-	-	-	307.75	22.98	284.77	6.06	51.88	1.96	49.92	
46,212	5,186	41,026	1,130	376	754	-	-	-	45,082	4,810	40,272	6,385				
1,001.59	172.30	829.29	8.97	3.49	5.48	-	-	-	992.62	168.81	823.81	16.79	65.60	4.48	61.12	
158,222	36,313	121,909	1,588	759	829	-	-	-	156,634	35,554	121,080	16,915				
1,482.53	148.59	1,333.94	3.97	1.88	2.09	-	-	-	1,478.56	146.71	1,331.85	83.53	47.28	6.32	40.96	
226,184	39,672	186,512	792	489	303	-	-	-	225,392	39,183	186,209	93,280				
77.10	42.16	34.94	0.46	0.15	0.31	-	-	-	76.64	42.01	34.63	2.32	4.72	-	4.72	
17,203	11,971	5,232	65	18	47	-	-	-	17,138	11,953	5,185	2,355				
742.47	32.85	709.62	11.52	1.74	9.78	0.55	0.55	-	730.40	30.56	699.84	50.67	95.39	30.11	65.28	
111,892	8,691	103,201	1,524	426	1,098	154	154	-	110,214	8,111	102,103	50,670				
22,225.54	823.05	21,402.49	85.06	11.05	74.01	1.77	1.24	0.53	22,138.71	810.76	21,327.95	268.44	884.27	167.40	716.87	
3,274,589	208,320	3,066,269	12,770	2,607	10,163	361	284	77	3,261,458	205,429	3,056,029	296,282				

(4) 所有形態別森林資源表

区分		総数	立木											
			総数			人工林								
						総数	育成単層林	育成複層林	総数	育成単層林	育成複層林	総数	育成単層林	育成複層林
総数	面積	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数
県総数	面積	281,888.22	270,825.92	152,181.33	118,644.59	146,797.77	144,420.24	2,377.53	145,941.95	143,631.12	2,310.83	855.82	789.12	66.70
	材積	67,660,863	67,660,863	51,244,214	16,416,649	49,509,384	49,253,071	256,313	49,302,120	49,050,815	251,305	207,264	202,256	5,008
宮城南部計画区 総数	面積	107,166.46	102,679.41	47,789.07	54,890.34	46,940.64	45,924.30	1,016.34	46,714.58	45,706.85	1,007.73	226.06	217.45	8.61
	材積	23,408,227	23,408,227	15,770,169	7,638,058	15,425,238	15,318,618	106,620	15,374,115	15,268,040	106,075	51,123	50,578	545
都道府県有林	面積	3,719.32	3,552.98	2,747.96	805.02	2,836.15	2,678.71	157.44	2,827.95	2,670.64	157.31	8.20	8.07	0.13
	材積	908,647	908,647	797,826	110,821	798,922	779,298	19,624	795,999	776,380	19,619	2,923	2,918	5
市町村有林	面積	10,784.36	10,325.16	6,280.13	4,045.03	6,326.26	6,090.74	235.52	6,213.94	5,979.26	234.68	112.32	111.48	0.84
	材積	2,266,570	2,266,570	1,704,063	562,507	1,676,474	1,656,328	20,146	1,656,790	1,636,671	20,119	19,684	19,657	27
財産区有林	面積	494.94	486.42	383.22	103.20	391.29	383.22	8.07	391.29	383.22	8.07	-	-	-
	材積	130,892	130,892	118,372	12,520	119,559	118,372	1,187	119,559	118,372	1,187	-	-	-
私有林	面積	92,167.84	88,314.85	38,377.76	49,937.09	37,386.94	36,771.63	615.31	37,281.40	36,673.73	607.67	105.54	97.90	7.64
	材積	20,102,118	20,102,118	13,149,908	6,952,210	12,830,283	12,764,620	65,663	12,801,767	12,736,617	65,150	28,516	28,003	513

(注) 都道府県有林とは都道府県が、市町村有林とは市・特別区・町村及びそれらの組織する組合が、財産区有林とは地方自治法

第3編第4章に規定される財産区がそれぞれ森林所有者である森林をいい、私有林とは上記以外の民有林をいう。

ただし、分収造林契約の場合は、造林者をもって森林所有者とする。

(単位 面積: ha 材積: 立木地はm³、竹林は束)

地													竹林	無立木地		
天然林													竹林	伐採跡地		未立木地
総数			育成單層林			育成複層林			天然生林			総数				
総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	伐採跡地	未立木地		
124,028.15	7,761.09	116,267.06	1,838.82	173.37	1,665.45	39.95	11.32	28.63	122,149.38	7,576.40	114,572.98	1,991.50	9,070.80	3,985.98	5,084.82	
18,151,479	1,991,143	16,160,336	253,878	44,044	209,834	5,570	1,949	3,621	17,892,031	1,945,150	15,946,881	2,023,448				
55,738.77	1,864.77	53,874.00	315.75	33.66	282.09	4.01	1.36	2.65	55,419.01	1,829.75	53,589.26	847.93	3,639.12	1,585.33	2,053.79	
7,982,989	451,551	7,531,438	46,840	8,277	38,563	702	319	383	7,935,447	442,955	7,492,492	937,203				
716.83	69.25	647.58	53.07	1.70	51.37	1.24	1.24	-	662.52	66.31	596.21	0.03	166.31	-	166.31	
109,725	18,528	91,197	7,262	322	6,940	284	284	-	102,179	17,922	84,257	80				
3,998.90	189.39	3,809.51	28.31	3.36	24.95	0.55	0.12	0.43	3,970.04	185.91	3,784.13	10.50	448.70	214.66	234.04	
590,096	47,735	542,361	4,026	824	3,202	92	35	57	585,978	46,876	539,102	11,035				
95.13	-	95.13	1.46	-	1.46	-	-	-	93.67	-	93.67	-	8.52	7.41	1.11	
11,333	-	11,333	215	-	215	-	-	-	11,118	-	11,118	-				
50,927.91	1,606.13	49,321.78	232.91	28.60	204.31	2.22	-	2.22	50,692.78	1,577.53	49,115.25	837.40	3,015.59	1,363.26	1,652.33	
7,271,835	385,288	6,886,547	35,337	7,131	28,206	326	-	326	7,236,172	378,157	6,858,015	926,088				

(5) 制限林の種類別面積

区分	保 安 林						保 安 設 地	砂 指 定 防 地	自 然													
									国 立 公 園						国 定 公 園							
	水 源	土 砂	砂 崩	崩 壊	そ の 他 の	保 安 林			特 别	第 1 種	第 2 種	第 3 種	国 立	特 别	第 1 種	第 2 種	第 3 種					
	か ん 義	流 出	防 備	防 備					保 護	特 别	特 别	特 别	公 園	保 護	特 别	特 别	特 别					
	保 安 林	保 安 林	保 安 林	保 安 林	計				地 区	地 域	地 域	地 域	小 計	地 区	地 域	地 域	地 域					
県 総 数	-	85.28	4.50	3,072.58	3,162.36		391.20	11.18	398.56	523.18	707.23	1,640.15	20.75	80.26	662.15	1,041.41						
宮城南部計画区 総数	-	14.49	0.17	997.26	1,011.92	-	60.44	-	-	-	-	-	20.75	-	184.67	129.80						
	17,010.62	2,260.86	75.04	2,341.43	21,687.95	-	617.48	-	-	-	0.27	0.27	20.75	-	357.71	617.27						
大河原地方振興事務所管内	白 石 市	4.50		29.39	33.89		1.07											29.38				
		3,398.01	664.62	40.79	85.22	4,188.64	-	27.75	-	-	-	0.27	0.27	-	-	9.36	310.79					
	角 田 市	3.91			3.91		1.20										-	-	-	-		
		274.09	81.98	1.08	21.85	379.00	-	22.20	-	-	-	-	-	-	-		21.58	5.04				
	蔵 王 町	748.37	28.40	2.09	2.99	781.85	-	46.44	-	-	-	-	-	-	-		101.75	124.45				
	七ヶ宿町	3,840.65	281.05	-	119.04	119.04		37.64							20.75		71.43	60.74				
	大河原町	-	-	-	-	-									20.75		92.26	60.74				
	村 田 町	636.47	17.06	-	-	653.53	-	7.87	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	柴 田 町	55.52	78.11	3.26	60.92	197.81	-	35.80	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	川 崎 町	2,290.55	183.70	0.78	50.92	2,525.95	-	8.88	-	-	-	-	-	-	-		91.66	34.64				
仙台地方振興事務所管内	丸 森 町	6.08			7.45	13.53		11.79									-	-	-	-		
		1,987.60	291.57	2.93	38.44	2,320.54	-	47.42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	計	-	14.49	-	192.50	206.99	-	56.86	-	-	-	-	-	-	20.75	-	184.67	129.80				
		13,231.26	1,626.49	50.93	387.75	15,296.43	-	437.20	-	-	-	0.27	0.27	20.75	-	357.71	534.97					
	仙 台 市	3,382.59	375.15	19.80	741.19	4,518.73	-	146.82	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82.30				
	塩 竈 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	名 取 市	-	11.16	0.67	231.43	243.26	-	0.75	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	多 賀 城 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	岩 沼 市	-	70.05	0.39	105.30	288.90	359.34	-	4.40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	亘 理 町	-	34.51	-	107.52	209.98	244.49	-	14.66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
仙台地方振興事務所管内	山 元 町	-	132.94	-	104.99	240.88	373.82	-	11.28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	松 島 町	-	6.00	3.25	64.24	73.49	-	1.18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	七ヶ浜町	-	-	-	33.66	33.66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	利 府 町	396.77	4.56	-	69.03	143.40	544.73	-	1.19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	計	-	3,779.36	634.37	0.17	804.76	804.93	-	3.58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82.30		

(注) 1 上段は、その左欄に記載されている制限林と重複して指定されている森林の面積で、内数である。

ただし、その他の保安林の上段の面積は、その他の保安林どうしの重複を含む面積である。

2 その他の保安林の下段の面積は、その他の保安林どうしの重複を除いた実面積である。

公園										(単位 面積: ha)									
国定公園	県立自然公園			自然公園計	自然環境保全法による自然環境全般の別地	自然環境保全法による都道府県自然環境保全地域の別地	鳥獣保護法による特別保護地	都綠地法による特別保護地	市林地法による特別保護地	市苗圃法による特別保護地	市林業法による特別保護地	文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地	財産の保有地	急傾斜地	崩壊危険地	制限林地	制限林地合計(延べ面積)	制限林面積	
国定公園	第1種	第2種	第3種		自然環境保全法による自然環境全般の別地	自然環境保全法による都道府県自然環境保全地域の別地	鳥獣保護法による特別保護地	都綠地法による特別保護地	市林地法による特別保護地	市苗圃法による特別保護地	市林業法による特別保護地	文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地	財産の保有地	急傾斜地	崩壊危険地	制限林地	制限林地合計(延べ面積)	制限林面積	
小計	地域	地域	地域	小計															
1,804.57	16.62	824.80	3,149.36	3,990.78	7,435.50	-	-	183.11	298.14	-	176.57	-	303.83	-	-	-	89,481.25		
4,051.59	27.54	1,394.24	10,130.33	11,552.11	23,773.84	-	-	584.60	349.30	97.07	256.69	-	2,432.18	-	49.70	101,431.96			
335.22	16.62	617.42	2,247.09	2,881.13	3,216.35	-	-	-	35.85	-	100.67	-	160.39	-	-	-	29,398.34		
995.73	23.96	1,118.17	7,177.40	8,319.53	9,315.53	-	-	242.39	87.01	97.07	120.80	-	1,777.20	-	38.53	33,983.96			
29.38					29.38														
320.15	-	-	-	-	320.42	-	-	-	-	-	2.84	-	5.02	-	-	4,544.67	4,480.33		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	401.20	396.09		
26.62					26.62														
226.20	-	-	-	-	226.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,054.49	1,025.74		
152.92					152.92					20.75									
173.75	-	-	-	-	173.75	-	-	-	20.75	-	-	-	-	-	-	4,684.45	4,354.10		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.53							666.93	658.42		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.53	-	-	-	-	-	-	233.61	196.99		
126.30					126.30														
193.33	-	-	-	-	193.33	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,728.16	2,601.81		
-	16.62	13.34	389.15	419.11	419.11														
-	23.96	46.13	951.49	1,021.58	1,021.58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,389.54	2,945.11		
335.22	16.62	13.34	389.15	419.11	754.33	-	-	-	26.28	-	-	-	-	-	-				
913.43	23.96	46.13	951.49	1,021.58	1,935.28	-	-	-	26.28	-	2.84	-	5.02	-	-	17,703.05	16,658.59		
-		604.08	1,857.94	2,462.02	2,462.02				9.57		100.67		45.43						
82.30	-	1,072.04	6,225.91	7,297.95	7,380.25	-	-	-	47.81	97.07	117.96	-	64.48	-	-	12,373.12	9,440.98		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	242.39	-	-	-	-	-	-	526.56	422.16		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34.46	34.46		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	363.74	257.43		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	259.15	150.73		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	385.10	279.20		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.33	-	-	-	-	-	-	1,100.43	1,031.04		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	12.59	-	-	-	-	-	-	157.75	117.90		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,080.60	1,005.85		
-	-	604.08	1,857.94	2,462.02	2,462.02	-	-	-	9.57	-	100.67	-	160.39	-	-	16,280.91	12,739.75		
82.30	-	1,072.04	6,225.91	7,297.95	7,380.25	-	-	-	242.39	60.73	97.07	117.96	-	1,772.18	-	38.53			

(6) 樹種別材積表

(単位 面積:ha 材積:m³)

区分	県 総 数		宮城南部計画区 総 数		備 考
	面 積	材 積	面 積	材 積	
立 木 地 総 数	270,825.92	67,660,863	102,679.41	23,408,227	
針 葉 樹	152,181.33	51,244,214	47,789.07	15,770,169	
人 工 林	144,420.24	49,253,071	45,924.30	15,318,618	
ス ギ	104,224.98	40,228,156	30,156.72	11,993,838	
ヒ ノ キ	7,486.00	1,427,871	2,495.00	518,814	
ア カ マツ	27,870.75	6,710,950	10,975.49	2,452,543	
ク ロ マツ	1,303.79	182,950	607.63	34,678	
カ ラ マツ	3,419.48	675,691	1,661.65	312,031	
そ の 他 針	115.24	27,453	27.81	6,714	
天 然 林	7,761.09	1,991,143	1,864.77	451,551	
ア カ マツ	7,088.35	1,815,117	1,731.33	415,067	
ク ロ マツ	588.17	153,974	69.07	19,435	
そ の 他 針	84.57	22,052	64.37	17,049	
広 葉 樹	118,644.59	16,416,649	54,890.34	7,638,058	
人 工 林	2,377.53	256,313	1,016.34	106,620	
ク ヌ ギ	405.68	57,479	194.73	25,545	
そ の 他 広	1,971.85	198,834	821.61	81,075	
天 然 林	116,267.06	16,160,336	53,874.00	7,531,438	
ク ヌ ギ	2,267.67	349,818	1,255.02	182,682	
そ の 他 広	113,999.39	15,810,518	52,618.98	7,348,756	
人 工 林 計	146,797.77	49,509,384	46,940.64	15,425,238	
天 然 林 計	124,028.15	18,151,479	55,738.77	7,982,989	

(7) 特定保安林の指定状況

・該当なし

(8) 荒廃地等の面積

(単位 面積 : ha)

区分		荒 廃 地	荒 廃 危 険 地
計画区総数		2,381.21	83.64
大河原地方振興事務所管内	白石市	340.01	7.90
	角田市	122.53	4.00
	蔵王町	114.89	-
	七ヶ宿町	99.59	-
	大河原町	49.26	-
	村田町	150.54	-
	柴田町	251.91	0.21
	川崎町	525.90	66.53
	丸森町	11.96	-
計		1,666.59	78.64
仙台地方振興事務所管内	仙台市	356.10	-
	塩竈市	7.00	-
	名取市	55.00	-
	多賀城市	-	-
	岩沼市	73.49	4.00
	亘理町	71.56	-
	山元町	79.51	-
	松島町	11.01	1.00
	七ヶ浜町	4.00	-
	利府町	56.95	-
計		714.62	5.00

(9) 森林の被害

(単位 面積: ha、松くい虫・ナラ枯れ被害材積: m³)

種類		林野火災			気象害			獸害			松くい虫被害			ナラ枯れ被害		
年 度		令和4	令和5	令和6	令和4	令和5	令和6	令和4	令和5	令和6	令和4	令和5	令和6	令和4	令和5	令和6
計画区総数		0.50	1.99	1.43	-	-	-	-	0.01	-	3,327	3,225	3,144	982	973	792
大河原地方振興事務所管内	白石市	0.03	0.10	0.02	-	-	-	-	0.01	-	68	61	31	-	-	-
	角田市	0.10	0.05	0.60	-	-	-	-	-	-	129	100	127	49	60	25
	蔵王町	-	0.07	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	-	-
	七ヶ宿町	-	-	0.46	-	-	-	-	-	-	1	2	5	-	-	-
	大河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	10	15	7	8	4
	村田町	0.01	0.10	-	-	-	-	-	-	-	61	48	-	331	333	118
	柴田町	0.14	0.04	0.01	-	-	-	-	-	-	71	56	-	94	63	43
	川崎町	-	0.92	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39	79	119
	丸森町	0.15	-	0.05	-	-	-	-	-	-	292	593	758	304	240	320
	計	0.43	1.28	1.14	-	-	-	-	0.01	-	629	870	937	856	784	629
仙台地方振興事務所管内	仙台市	-	-	0.29	-	-	-	-	-	-	297	81	144	14	48	43
	塩竈市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	168	223	633	-	-	-
	名取市	-	0.25	-	-	-	-	-	-	-	31	23	23	32	24	11
	多賀城市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	岩沼市	-	0.41	-	-	-	-	-	-	-	50	75	63	18	15	26
	亘理町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	115	32	-	-	-
	山元町	0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	43
	松島町	0.06	0.05	-	-	-	-	-	-	-	920	750	728	49	45	40
	七ヶ浜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	819	674	123	-	-	-
	利府町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	366	412	461	14	37	-
計		0.07	0.71	0.29	-	-	-	-	-	-	2,697	2,355	2,207	126	189	163

(10) 防火線等の整備状況

・該当なし

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林業経営体数

区分		総数	保有山林 なし	3ha 未満	3~5ha 未満	5~10ha 未満	10~30ha 未満	30~50ha 未満	50~500ha 未満	500ha 以上
県総数		489	16	10	88	107	143	46	61	18
宮城南部計画区 総数		145	6	1	33	36	28	10	18	7
大河原地方振興事務所管内	白石市	19	2	—	4	6	5	—	1	1
	角田市	20	1	—	5	8	1	2	3	—
	蔵王町	7	—	—	4	—	1	1	1	—
	七ヶ宿町	16	1	—	3	6	3	1	—	2
	大河原町	2	*	*	*	*	*	*	*	*
	村田町	10	—	—	3	2	—	1	3	1
	柴田町	3	—	—	—	—	1	1	1	—
	川崎町	12	2	—	4	3	3	—	—	—
	丸森町	18	—	—	6	6	3	2	1	—
	計	107	6	0	29	31	17	8	10	4
仙台地方振興事務所管内	仙台市	23	—	1	2	1	9	2	5	3
	塩竈市	1	*	*	*	*	*	*	*	*
	名取市	11	—	—	2	4	2	—	3	—
	多賀城市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	岩沼市	1	*	*	*	*	*	*	*	*
	亘理町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	山元町	1	*	*	*	*	*	*	*	*
	松島町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	七ヶ浜町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	利府町	1	*	*	*	*	*	*	*	*
	計	38	—	1	4	5	11	2	8	3

(注) 1 「2020年農林業センサス」による。

2 *は非公表

(2) 森林経営計画の認定状況

イ 市町村長認定分

(単位 人数:人、面積:ha)

区分	認定実績(市町村長認定分)									備考	
	総数			公有林			私有林				
	件数	人數	面積	件数	人數	面積	件数	人數	面積		
宮城南部計画区 総数	54	86	12,663.25	15	18	5,776.38	39	68	6,886.87		
大河原地方振興事務所管内	白石市	3	16	1,361.31	1	1	1,194.85	2	15	166.46	
	角田市	1	2	37.45	-	-	-	1	2	37.45	
	蔵王町	2	4	212.04	-	-	-	2	4	212.04	
	七ヶ宿町	3	3	1,533.78	1	1	1,312.38	2	2	221.40	
	大河原町	1	1	104.11	-	-	-	1	1	104.11	
	村田町	2	4	244.28	1	1	136.93	1	3	107	
	柴田町	1	1	161.66	1	1	161.66	-	-	-	
	川崎町	2	2	1,504.43	1	1	1,293.29	1	1	211.14	
	丸森町	14	14	3,966.70	3	3	1,054.31	11	11	2,912.39	
	計	29	47	9,125.76	8	8	5,153.42	21	39	3,972.34	
仙台地方振興事務所管内	仙台市	13	18	2,396.17	3	2	253.07	10	16	2,143.10	
	塩竈市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	名取市	4	11	582.00	1	2	85.70	3	9	496.30	
	多賀城市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	岩沼市	2	3	137.54	1	2	101.92	1	1	35.62	
	亘理町	1	2	96.57	1	2	96.57	-	-	-	
	山元町	2	3	190.02	1	2	85.70	1	1	104.32	
	松島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	七ヶ浜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	利府町	3	2	135.19	-	-	-	3	2	135.19	
	計	25	39	3,537.49	7	10	622.96	18	29	2,914.53	

(注) 1 令和6年度末現在の数値

2 市町村長認定分は、同一の市町村内に存する森林のみでたてられた森林経営計画である。

3 人數及び面積は、延べ人數と延べ面積である。

4 公有林には市町村が組織する団体及び財産区を含み、人數は団体数である。

□ 県知事認定分

(単位 人数:人、面積:ha)

区分	認定実績(県知事認定分)									備考	
	総数			公有林			私有林				
	件数	人數	面積	件数	人數	面積	件数	人數	面積		
宮城南部計画区 総数	30	30	8,727.59	13	13	4,961.53	17	17	3,766.06		
大河原地方振興事務所管内	白石市	2	2	1,520.17	1	1	764.97	1	1	755.20	
	角田市	1	1	132.07	-	-	-	1	1	132.07	
	蔵王町	4	4	516.23	1	1	17.81	3	3	498.42	
	七ヶ宿町	2	2	851.22	1	1	394.73	1	1	456.49	
	大河原町	1	1	6.21	-	-	-	1	1	6.21	
	村田町	4	4	367.77	1	1	49.27	3	3	318.50	
	柴田町	1	1	385.81	-	-	-	1	1	385.81	
	川崎町	4	4	1,604.98	2	2	998.52	2	2	606.46	
	丸森町	4	4	951.67	1	1	380.62	3	3	571.05	
	計	23	23	6,336.13	7	7	2,605.92	16	16	3,730.21	
仙台地方振興事務所管内	仙台市	3	3	1,497.13	2	2	1,461.28	1	1	35.85	
	塩竈市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	名取市	1	1	58.93	1	1	58.93	-	-	-	
	多賀城市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	岩沼市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	亘理町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	山元町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	松島町	1	1	154.09	1	1	154.09	-	-	-	
	七ヶ浜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	利府町	2	2	681.31	2	2	681.31	-	-	-	
計		7	7	2,391.46	6	6	2,355.61	1	1	35.85	

(注) 1 令和6年度未現在の数値

2 森林經營計画対象森林が複数の市町村に存する場合、県知事認定となる。

3 人數及び面積は、延べ人數と延べ面積である。

4 県知事認定は複数市町村にまたがることから、件数は重複している。

5 公有林には市町村が組織する団体及び財産区を含み、人數は団体数である。

(3) 森林経営管理権及び森林経営管理実施権の設定状況

(単位 面積: ha)

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総数	406	218.50	—	—	
白石市	7	2.07	—	—	
角田市	33	29.21	—	—	
柴田町	7	5.87	—	—	
川崎町	11	13.06	—	—	
丸森町	343	166.21	—	—	
仙台市	2	1.70	—	—	
岩沼市	3	0.38	—	—	

(注1) 件数欄には、策定した経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の数を記載している。

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

イ 構 成

(イ) 森林組合

(単位 金額: 千円 面積: ha 労働者数: 人 労働日数: 日)

区 分		組合名	組員 合 数	常勤役 職員数	出資金 総 額	組合員所有 森林面積	雇用 労働者数	年間延べ 労働日数	1人当たり 年間 労働日数
森 林 組 合 内 訳	県 総 数	16組合	20,810	150	1,386,971	150,581	414	86,474	209
	宮城南部計画区総数	6組合	6,331	45	355,207	48,708	134	25,330	189
	白石市	白石 蔵王	1,218	7	42,391	11,475	18	3,253	181
	蔵王町								
	七ヶ宿町	七ヶ宿町	265	4	32,603	3,823	7	1,806	258
	角田市	仙南 中央	1,531	8	61,369	7,139	13	2,944	226
	大河原町								
	村田町								
	柴田町								
	川崎町	川崎町	846	6	46,161	7,699	17	4,041	238
	丸森町	丸森町	998	6	88,553	8,307	52	6,636	128
	計	5組合	4,858	31	271,077	38,443	107	18,680	175
合 内 訳	仙台市	宮城 中央	1,473	14	84,130	10,265	27	6,650	246
	塩竈市								
	名取市								
	多賀城市								
	岩沼市								
	亘理町								
	山元町								
	松島町								
	七ヶ浜町								
	利府町								
	計	1組合	1,473	14	84,130	10,265	27	6,650	246

(注) 1 「宮城県森林組合統計（令和5事業年度 宮城県水産林政部水産林政総務課）」による。

2 雇用労働者数等には作業班以外の雇用労働者を含む。

(d) 生産森林組合

(単位 金額: 千円 面積: ha 労働者数: 人 労働日数: 日)

区分		組合名	組員合数	常勤役職員数	出資金総額	組合経営森林面積	雇用労働者数	年間延べ労働日数	1人当たり年間労働日数
生産森林組合内	県 総 数	24組合	3,537	-	230,141	5,481			
	宮城南部計画区総数	19組合	2,169	-	237,229	3,097			
	白石市	中斎川	29	-	13,769	51			
		越河	56	-	13,224	152			
	角田市	島田	130	-	3,770	246			
		角田市坂津田	89	-	534	129			
		角田市大谷	15	-	480	55			
		下高倉	27	-	3,726	34			
	蔵王町	円田	415	-	21,165	1,311			
		七日原	14	-	2,800	22			
	村田町	足立	231	-	2,310	244			
		菅生	139	-	129,969	84			
		沼辺	316	-	3,160	55			
	柴田町	富沢	36	-	388	9			
		上川名	23	-	1,051	14			
	計	13組合	1,520	-	196,346	2,406			
訳	仙台地方振興事務所管内	福岡共栄	178	-	89	107			
		小角愛交	50	-	1,154	25			
		福岡金畑共有山	68	-	8,460	45			
	名取市	愛島笠島	188	-	13,650	246			
	利府町	利府町森郷	38	-	8,640	134			
		森郷共栄	127	-	8,890	134			
	計	6組合	649	-	40,883	691			

(注) 「宮城県森林組合統計（令和5事業年度 宮城県水産林政部水産林政総務課）」による。

□ 事業内容及び活動状況

(イ) 森林組合

(単位 金額: 千円)

区分		組合名	経済事業取扱高								
			指導	販売	林産	加工	購買	森林整備	利用・福利厚生	金融等	合計
森 林 組 合 内 訳	県 総 数	16組合	6,515	1,989,879	2,170,009	432,353	279,806	1,912,436	2,715,269	346	9,506,613
	宮城南部計画区 総数	6組合	5,215	110,223	358,215	20,809	43,433	538,997	832,289	-	1,909,181
	白石市	白石 蔵王	2,993	26,093	47,579	-	1,938	96,612	28,745	-	203,960
	蔵王町										
	七ヶ宿町	七ヶ宿町	-	24,004	-	-	1,171	74,393	-	-	99,568
	角田市	仙南 中央	31,207	49,766	-	7,003	171,248	14,088	-	273,312	
	大河原町										
	村田町										
	柴田町										
	川崎町	川崎町	1,312	4,719	39,976	-	8,057	30,936	152,295	-	237,295
	丸森町	丸森町	-	1,414	124,525	-	16,765	98,690	88,294	-	329,688
	計	5組合	4,305	87,437	261,846	-	34,934	471,879	283,422	-	1,143,823
	仙台市	宮城 中央	910	22,786	96,369	20,809	8,499	67,118	548,867	-	765,358
	塩竈市										
	名取市										
	多賀城市										
	岩沼市										
	亘理町										
	山元町										
	松島町										
	七ヶ浜町										
	利府町										
	計	1組合	910	22,786	96,369	20,809	8,499	67,118	548,867	-	765,358

(注) 1 「宮城県森林組合統計（令和5事業年度 宮城県水産林政部水産林政総務課）」による。

2 経済事業取扱高のうち、林地等には林地供給事業を含む。

(四) 生産森林組合

(単位 金額: 千円)

区分		組合名	販売額				森林造成・林事業実施面積(ha)				きのこ類取扱数量(kg)
			立木	木材	その他	計	新植	保育	主伐	間伐	
生産森林組合内訳	県総数	24組合	16,218	49,333	41,841	107,392	4	31	3	33	40
	宮城南部計画区総数	19組合	6,770	51	35,042	41,863	4	23	3	-	
	白石市	中斎川	-	-	451	451	-	1	-	-	-
		越河	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	角田市	島田	-	11	-	11	-	-	-	-	-
		角田市坂津田	-	-	1,800	1,800	-	-	-	-	-
		角田市大谷	300	-	-	300	-	2	-	-	-
		下高倉	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	蔵王町	円田	-	-	236	236	-	8	-	-	-
		七日原	2,000	-	-	2,000	-	-	-	-	-
	村田町	足立	-	-	3,920	3,920	4	4	-	-	-
		菅生	14	-	-	14	-	-	-	-	-
		沼辺	-	-	605	605	-	-	-	-	-
	柴田町	富沢	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		上川名	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	13組合	2,314	11	7,012	9,337	4	15	-	-	-
仙台地方振興事務所管内	仙台市	福岡共栄	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		小角愛交	1,174	-	-	1,174	-	-	-	-	-
		福岡金畑共山	-	40	-	40	-	-	-	-	-
	名取市	愛島笠島	1,098	-	-	1,098	-	-	3	-	-
	利府町	利府町森郷	-	-	28,030	28,030	-	-	-	-	-
		森郷共栄	2,184	-	-	2,184	-	8	-	-	-
	計	6組合	4,456	40	28,030	32,526	-	8	3	-	-

(注) 「宮城県森林組合統計（令和5事業年度 宮城県水産林政部水産林政総務課）」による。

(5) 林業事業体等の現況

(単位:事業体数)

区分	総数	林業	木材木製品製造業		その他 ※3
			製造業 ※1	その他 ※2	
県 総 数	283	117	93	53	20
宮城南部計画区 総数	114	53	27	26	8
大河原地方振興事務所管内	白石市	19	13	4	1
	角田市	6	3	2	1
	蔵王町	3	2	-	1
	七ヶ宿町	5	3	2	-
	大河原町	2	1	-	1
	村田町	6	4	1	1
	柴田町	5	2	2	1
	川崎町	8	5	1	1
	丸森町	6	1	5	-
	計	60	34	17	7
仙台地方振興事務所管内	仙台市	32	17	5	5
	塩竈市	2	-	-	2
	名取市	5	1	1	3
	多賀城市	1	-	-	1
	岩沼市	4	-	1	2
	亘理町	5	-	1	4
	山元町	1	1	-	-
	松島町	1	-	1	-
	七ヶ浜町	0	-	-	-
	利府町	3	-	1	2
	計	54	19	10	19

(注) 1 令和3年経済センサー活動調査結果（総務省統計局）

※1 : 製材業、木製品製造業

※2 : 造作材・合板等材料製造業及び木製容器製造業（竹、とうを含む）

※3 : その他の木製品製造業及び管理、補助的経済活動を行う事務所

(6) 林業労働力の概況

(単位 人数:人、割合:%)

区分	就業者数 (15歳以上)			備考
	総数	林業	割合	
県 総 数	1,181,118	1,541	0.13	
宮城南部計画区 総数	826,085	579	0.07	
大河原地方振興事務所管内	白石市	16,771	59	0.35
	角田市	13,899	33	0.24
	蔵王町	6,041	19	0.31
	七ヶ宿町	614	26	4.23
	大河原町	11,993	26	0.22
	村田町	5,397	19	0.35
	柴田町	18,282	22	0.12
	川崎町	4,528	62	1.37
	丸森町	6,070	41	0.68
	計	83,595	307	0.37
仙台地方振興事務所管内	仙台市	564,587	213	0.04
	塩竈市	25,538	7	0.03
	名取市	40,294	13	0.03
	多賀城市	32,831	10	0.03
	岩沼市	22,935	5	0.02
	亘理町	16,951	7	0.04
	山元町	5,705	5	0.09
	松島町	6,377	9	0.14
	七ヶ浜町	9,016	0	0
	利府町	18,256	3	0.02
	計	742,490	272	0.04

(注) 宮城県統計年鑑(令和6年版企画部統計課)

(7) 林業機械化の概況

高性能林業機械等所有状況

機械機種名	摘要	単位	計画区数量	県総数	備考
フェラーバンチャー	立木を伐倒、集積する自走式機械	台	-	2	
スキッパー	牽引式集材専用のトラクタ	台	-	-	
プロセッサー	枝払い・玉切りする自走式機械	台	13	43	
ハーベスター	伐倒、枝払い、玉切りする自走式機械	台	3	39	
フォワード	積載式集材専用車両	台	20	109	
タワーヤード	元柱を具備した集材車	台	1	2	
スイングヤード	簡易索張方式に対応し、旋回可能なブームを装備する集材機械	台	-	2	
グラップルバケット	搬削作業はバケットを用い、伐根、枝条等の取り除き作業はフォークを用いるもの。	台	30	99	
その他の	上記以外のもの	台	2	10	

(注) 林業機械保有現況調査（令和6年3月31日現在）による。

(8) 作業路網等の整備の概況

(単位 延長:m)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県 総 数	162,214	163,420	186,377	148,533	133,659
宮城南部計画区 総 数	38,445	39,504	50,320	39,034	31,020
造林補助融資事業	36,338	35,966	47,988	33,945	27,543
自 力 等	1,477	1,297	1,575	2,518	2,890
そ の 他	630	2,241	757	2,571	587

(注) 森林整備課資料による作業路の開設実績である。

自力等は、県単独補助事業・自己資金に寄る開設。

その他は、森林整備センターによる開設。

4 林地の異動状況（地域森林計画対象森林）

（1）第三次変更時点から1年間の異動状況*

区分	森林以外から森林への異動（森林の増加）										
	国有林から	原野から	農用地から					新規	その他	計	
			田	畠	樹園地	草地	小計				
県総数	-	0.39	-	0.98	168.70	-	169.68	-	1.45	171.52	
宮城南部計画区 総数	-	-	-	-	168.70	-	168.70	-	0.36	169.06	
大河原地方振興事務所管内	白石市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	角田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	蔵王町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	七ヶ宿町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	大河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	村田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	柴田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	川崎町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	丸森町	-	-	-	-	-	-	-	0.36	0.36	
	計	-	-	-	-	-	-	-	0.36	0.36	
仙台地方振興事務所管内	仙台市	-	-	-	-	168.70	-	168.70	-	-	168.70
	塩竈市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	名取市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	多賀城市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	岩沼市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	亘理町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	山元町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	松島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	七ヶ浜町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	利府町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	168.70	-	168.70	-	-	168.70

* 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に異動のあったデータに基づく

(単位 面積 : ha)

森林から森林以外への異動 (森林の減少)										差引増減	精度向上による増減	合計			
レジャー施設	採石採土	農用地					住宅・工場等	道路	その他	計					
		田	畑	樹園地	草地	小計									
-	-	-	-	-	0.77	0.77	170.94	10.72	32.71	215.14	△ 43.62	△ 655.40	△ 699.02		
-	-	-	-	-	-	-	143.16	2.30	12.69	158.15	10.91	△ 354.24	△ 343.33		
-	-	-	-	-	-	-	138.89	-	8.62	147.51	△ 147.51	△ 282.31	△ 429.82		
-	-	-	-	-	-	-	-	0.12	-	0.12	△ 0.12	△ 9.54	△ 9.66		
-	-	-	-	-	-	-	-	0.56	-	0.56	△ 0.56	-	△ 0.56		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 53.56	△ 53.56		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.72	0.72		
-	-	-	-	-	-	-	1.02	0.91	-	1.93	△ 1.93	3.81	1.88		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 0.05	△ 0.05		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.78	1.78		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.34	0.34	0.02	△ 15.41	△ 15.39		
-	-	-	-	-	-	-	139.91	1.59	8.96	150.46	△ 150.10	△ 354.56	△ 504.66		
-	-	-	-	-	-	-	1.83	-	0.20	2.03	166.67	△ 0.43	166.24		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.63	0.63		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.53	3.53	△ 3.53	0.09	△ 3.44		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 0.42	△ 0.42		
-	-	-	-	-	-	-	-	0.71	-	0.71	△ 0.71	△ 0.20	△ 0.91		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
-	-	-	-	-	-	-	1.42	-	-	1.42	△ 1.42	0.65	△ 0.77		
-	-	-	-	-	-	-	3.25	0.71	3.73	7.69	161.01	0.32	161.33		

(2) 過去5年間の異動状況*

区分		森林以外から森林への異動 (森林の増加)									
		国有林から	原野から	農用地から					新規	その他	
				田	畠	樹園地	草地	小計			
県総数		242.36	5.16	-	1.22	168.70	-	169.92	7.30	4.81	429.55
宮城南部計画区 総数		213.02	0.05	-	0.24	168.70	-	168.94	7.30	3.26	392.57
大河原地方振興事務所管内	白石市	143.76	0.05	-	-	-	-	-	-	-	143.81
	角田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	蔵王町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	七ヶ宿町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	村田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	柴田町	-	-	-	-	-	-	-	-	0.07	0.07
	川崎町	-	-	-	-	-	-	-	-	0.30	0.30
	丸森町	69.26	-	-	-	-	-	-	0.21	0.36	69.83
計		213.02	0.05	-	-	-	-	-	0.21	0.73	214.01
仙台地方振興事務所管内	仙台市	-	-	-	-	168.70	-	168.70	-	-	168.70
	塩竈市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	名取市	-	-	-	-	-	-	-	4.91	-	4.91
	多賀城市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	岩沼市	-	-	-	-	-	-	-	0.47	-	0.47
	亘理町	-	-	-	-	-	-	-	0.02	0.02	0.02
	山元町	-	-	-	0.24	-	-	0.24	-	2.51	2.75
	松島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	七ヶ浜町	-	-	-	-	-	-	-	1.71	-	1.71
	利府町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計		-	-	-	0.24	168.70	-	168.94	7.09	2.53	178.56

* 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に異動のあったデータに基づく

(単位 面積 : ha)

森林から森林以外への異動 (森林の減少)										差引増減	精度向上による増減	合計			
レジャー施設	採石採土	農用地					住宅・工場等	道路	その他	計					
		田	畑	樹園地	草地	小計									
1.65	2.24	-	9.60	-	69.95	79.55	761.56	110.45	64.78	1,020.23	△ 590.68	△ 577.85	△ 1,168.74		
-	2.24	-	9.60	-	40.49	50.09	354.91	12.17	26.52	445.93	△ 53.36	△ 314.33	△ 367.69		
-	-	-	-	-	0.59	0.59	141.69	0.16	8.97	151.41	△ 7.60	△ 333.21	△ 340.81		
-	-	-	4.67	-	-	4.67	25.35	0.12	0.96	31.10	△ 31.10	59.60	28.50		
-	-	-	-	-	-	-	-	0.56	-	0.56	△ 0.56	△ 0.49	△ 1.05		
-	-	-	-	-	-	-	-	0.17	-	0.17	△ 0.17	18.30	18.13		
-	-	-	-	-	-	-	6.35	-	-	6.35	△ 6.35	16.65	10.30		
-	-	-	-	-	0.57	0.57	3.14	0.91	-	4.62	△ 4.62	△ 1.11	△ 5.73		
-	-	-	-	-	0.79	0.79	-	-	-	0.79	△ 0.72	49.61	48.89		
-	-	-	0.78	-	13.17	13.95	39.95	0.30	1.53	55.73	△ 55.43	△ 59.89	△ 115.32		
-	0.26	-	-	-	-	-	37.84	-	0.34	38.44	31.39	28.58	59.97		
-	0.26	-	5.45	-	15.12	20.57	254.32	2.22	11.80	289.17	△ 75.16	△ 221.96	△ 297.12		
0.64	-	-	0.30	-	0.51	0.81	8.38	0.98	6.89	17.70	151.00	△ 103.08	47.92		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 8.81	△ 8.81		
-	-	-	-	-	0.90	0.90	-	-	-	0.90	4.01	15.03	19.04		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.95	1.95		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.43	0.43	0.04	2.19	2.23		
-	1.98	-	3.85	-	4.11	7.96	1.03	0.31	4.95	16.23	△ 16.21	△ 5.02	△ 21.23		
-	-	-	-	-	19.17	19.17	67.31	0.72	1.20	88.40	△ 85.65	11.31	△ 74.34		
-	-	-	-	-	-	-	21.12	7.94	1.17	30.23	△ 30.23	△ 0.19	△ 30.42		
-	-	-	-	-	-	-	0.57	-	0.08	0.65	1.06	0.38	1.44		
-	-	-	-	-	0.68	0.68	3.28	-	-	3.96	△ 3.96	△ 4.39	△ 8.35		
-	1.98	-	4.15	-	25.37	29.52	100.59	9.95	14.72	156.76	21.80	△ 92.37	△ 70.57		

5 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

(単位：面積：ha、材積：千m³、延長：km)

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数	1,513	1,106	1,131	1,237	1,679	2,468	3,648	3,714
		針葉樹	1,293	951	903	907	1,111	1,491	2,238	2,386
		広葉樹	220	155	228	330	568	977	1,410	1,328
	主 伐	総 数	1,058	771	900	1,104	1,564	2,337	3,490	3,504
		針葉樹	838	616	672	774	996	1,360	2,080	2,176
		広葉樹	220	155	228	330	568	977	1,410	1,328
	間 伐	総 数	455	335	231	133	115	131	158	210
		針葉樹	455	335	231	133	115	131	158	210
		広葉樹	-	-	-	-	-	-	-	
造林面積	総 数	5,130	4,011	3,727	4,638	6,698	10,251	15,099	14,887	
	人工造林	3,702	3,002	2,245	2,513	3,078	4,047	6,170	6,470	
	天然更新	1,428	1,009	1,482	2,125	3,621	6,205	8,929	8,417	
林道開設延長		4	109	315						

(注) 地域森林計画の始期から5年間を第Ⅰ分期、次の5年間を第Ⅱ分期（以下同様）とし、最終の分期を第VIII分期とする。

(2) 分期別期首資源表

(単位：面積：ha、材積：千m³)

区分		面積											材積	
		総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上	
第I 分期	総数	102,679	1,224	1,733	2,154	7,389	12,825	17,058	29,243	21,778	5,186	2,114	1,975	23,408
	針葉樹	47,789	581	575	1,054	2,639	6,929	11,502	14,229	6,806	1,508	897	1,069	15,770
	広葉樹	54,890	643	1,158	1,100	4,750	5,896	5,555	15,014	14,972	3,678	1,217	906	7,638
第II 分期	総数	103,771	5,273	1,706	2,004	3,245	12,572	12,158	22,062	31,243	9,903	2,965	641	23,322
	針葉樹	48,925	3,802	842	547	1,648	4,866	7,726	14,178	11,921	2,035	1,078	283	15,608
	広葉樹	54,846	1,471	864	1,457	1,597	7,706	4,432	7,883	19,323	7,868	1,887	358	7,714
第III 分期	総数	104,863	9,108	1,224	1,725	2,122	7,241	12,471	16,383	27,995	20,922	4,725	947	23,408
	針葉樹	50,061	6,672	581	571	1,034	2,539	6,635	10,885	13,269	6,298	1,266	312	15,546
	広葉樹	54,802	2,437	643	1,154	1,088	4,702	5,836	5,497	14,726	14,624	3,459	635	7,862
第IV 分期	総数	105,082	7,702	5,273	1,699	1,979	3,168	12,284	11,702	20,956	29,881	9,131	1,308	23,318
	針葉樹	50,315	5,212	3,802	836	536	1,587	4,658	7,316	13,221	11,021	1,729	399	15,411
	広葉樹	54,766	2,490	1,471	863	1,443	1,581	7,626	4,386	7,734	18,861	7,402	909	7,907
第V 分期	総数	105,300	8,326	9,108	1,216	1,705	2,071	7,083	12,059	15,536	26,627	19,219	2,350	23,040
	針葉樹	50,569	4,719	6,672	576	561	995	2,429	6,283	10,139	12,267	5,486	442	15,216
	広葉樹	54,731	3,606	2,437	640	1,144	1,076	4,654	5,776	5,396	14,360	13,733	1,908	7,824
第VI 分期	総数	105,517	11,294	7,702	5,253	1,676	1,945	3,084	11,952	11,123	19,768	26,914	4,808	22,287
	針葉樹	50,815	5,548	5,212	3,782	821	516	1,519	4,406	6,819	12,223	9,281	689	14,815
	広葉樹	54,703	5,745	2,490	1,471	855	1,429	1,565	7,546	4,304	7,544	17,634	4,119	7,472
第VII 分期	総数	105,735	16,904	8,326	9,050	1,198	1,675	2,017	6,904	11,534	14,636	23,617	9,875	20,599
	針葉樹	51,061	7,078	4,719	6,621	564	541	953	2,298	5,858	9,369	10,278	2,781	13,931
	広葉樹	54,674	9,825	3,606	2,430	634	1,134	1,064	4,606	5,676	5,266	13,339	7,093	6,668
第VIII 分期	総数	105,955	25,300	11,294	7,656	5,182	1,638	1,909	2,986	11,511	10,501	17,230	10,750	17,727
	針葉樹	51,302	10,166	5,548	5,171	3,725	791	494	1,437	4,103	6,303	10,212	3,353	12,292
	広葉樹	54,652	15,134	5,745	2,485	1,457	847	1,415	1,549	7,408	4,198	7,017	7,396	5,435
第IX 分期	総数	106,175	29,931	16,904	8,285	8,907	1,171	1,641	1,953	6,656	10,963	12,609	7,156	14,948
	針葉樹	51,545	12,584	7,078	4,685	6,502	543	517	901	2,140	5,416	7,692	3,487	10,574
	広葉樹	54,630	17,347	9,825	3,599	2,406	628	1,124	1,052	4,516	5,547	4,916	3,669	4,374

(注) 1 本表は、減反率法により資源の推移を予測したものである。

2 単位未満を四捨五入したため総数が一致しない場合がある。

6 その他

(1) 天然更新完了基準

1 天然更新対象地

天然更新完了基準（以下、「完了基準」という。）の対象とする森林は、天然更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成績地等とする。

2 更新対象樹種

後継樹となる更新対象とする樹種は、すべての針葉樹、ナラ類、クヌギ、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ホオノキ、ブナ類、ミズキ類、ハリギリ、アオダモ、ミズメ、アサダ、クルミ類、ケヤキ等将来高木となりうる樹種とする。針葉樹以外はぼう芽更新が可能となるものである。

3 更新及び更新補助作業

- (1) この完了基準で対象とする更新の種類は、天然下種更新及びぼう芽更新とする。
- (2) この完了基準で対象とする更新補助の作業は、造林技術基準（林野庁）で定める刈出し、地表搔き起こし、植え込み、播種等とする。

4 更新が完了した状態（更新完了基準）

- (1) 後継樹は、更新対象樹種のうち、樹高が一定の余裕高をもって草丈を超える稚樹、幼樹、若齡木、ぼう芽枝等とする。ただし、草本がない場合の後継樹は、高さ30cm以上とする。
- (2) 後継樹の期待成立本数は「宮城県民有広葉樹林林分収穫表」（昭和36年調製）から求めること。
 - 1) 伐採後5年目における期待成立本数を林齡5年のha当たり本数とする。
 - 2) ただし、樹冠の重なりがない状態に補正し、地位に関わらずha当たり5,662本とする。
- (3) 更新が完了した状態は、後継樹が期待成立本数の30%の本数以上となるものとする。調査の便宜上数字を整え、当該本数を、1,700本とする。
- (4) 後継樹が期待成立本数の30%の本数を下回る場合には、植栽もしくは追加的な更新補助の作業の実施を図ること。
 - 1) 植栽により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数の植栽を行うものとする。
 - 2) 更新補助作業を実施して更新を図る場合は、後継樹の期待成立本数の30%の本数以上を成立させるものとする。
- (5) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策の実施を図ること。

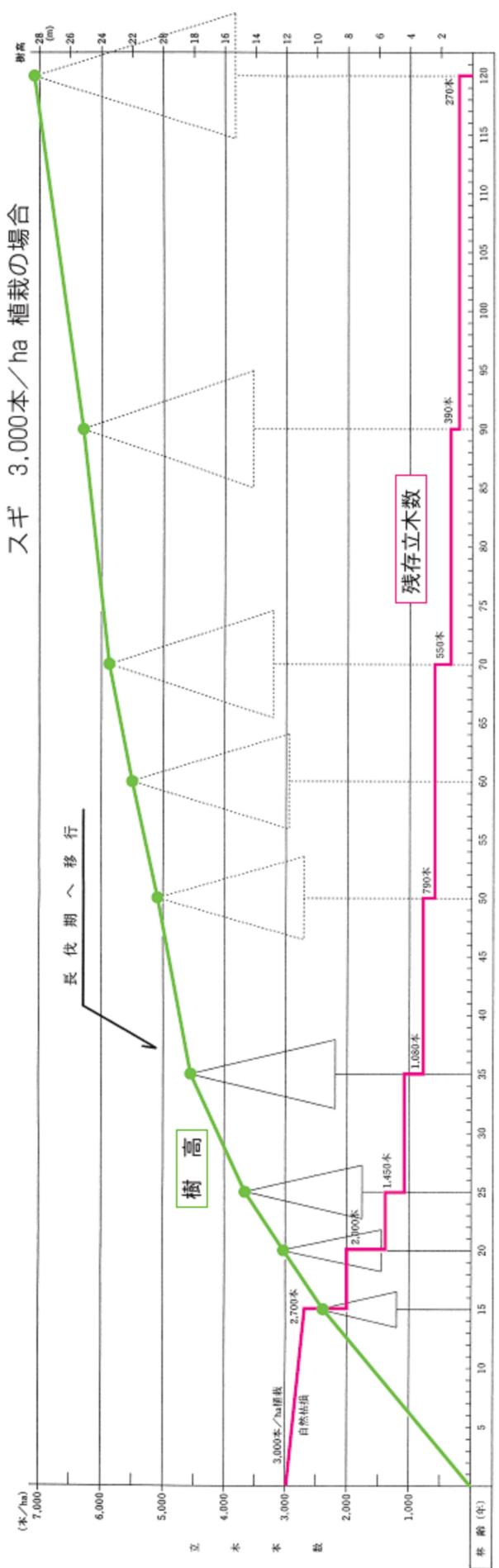
5 更新調査の方法

- (1) 更新が完了した状態を確認するため、更新調査を行う。
- (2) 更新調査の時期は、伐採の5年後とする。
- (3) 調査の方法は、次の標準地調査によることとする。
 - 1) 標準地の数は、伐採面積0.1ha当たり1箇所とする。
 - 2) 標準地は、更新状態が平均的な箇所に設定することとし、2箇所以上の場合は伐採区域を等分して設定する。
 - 3) 標準地の大きさは、実測または目測で水平距離10m×10mのプロット（区画）を設けることとする。
 - 4) 調査結果は更新調査野帳に記載する。この際、標準地が2箇所以上の場合は平均値を記載する。
 - 5) 明らかに完了基準を満たしている場合には目視とすることができるが、この場合、写真を保管する。
- (4) 更新調査野帳の様式については、次のとおりとする。

林小班 :							
標準地番号	1	2	3	4	5	・・・	平均
草丈を超える後継樹の本数割合 (%)							

(2) 一般材生産施業体系図

図-1 一般材生産施業体系図



伐後による樹齢移行
中・大径材生産へ移行

主伐一般材生産
見込林齢: 35年
林木量: 一般材
木本数: 1,080本
材積: 497m³

作業区分		植栽		除伐		間伐(第1回)		間伐(第2回)		間伐(第3回)		間伐(第4回)		(参考値)		間伐(第5回)		間伐(第6回)		主伐収穫		
見込林齢 (年)	1	10	15	20	25	35	50	60	70	90	120	23.5	25.5	28.5	28.5	28.5	28.5	28.5	28.5	28.5	28.5	
樹高 (m)		9.8	12.4	14.9	18.5	20.5	22.0	23.5	25.0	27.0	28.5	31.0	34.0	42.0	48.0							
胸高直径 (cm)		13.1	16.5	20.3	25.1	28.0	31.0	34.0	37.0	40.0	43.0	46.0	49.0	52.0	55.0	58.0	61.0	64.0	67.0	70.0	73.0	
立木本数 (本)	—	2,700	2,000	1,450	1,080	790	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	
間伐本数 (本)	—	700	550	370	290	240	—	—	—	—	—	160	120	—	—	—	—	—	—	—	—	
間伐率 (%)	—	26	28	26	27	30	—	—	—	—	—	29	31	—	—	—	—	—	—	—	—	
残存立木数 (本)	3,000	2,700	2,000	1,450	1,080	790	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	550	
長伐期にした場合の伐採材積 (m ³)	—	27	40	47	123	143	—	—	—	—	—	156	184	184	184	184	184	184	184	184	184	184

出典:「長伐期施業の手引き」(林業普及指導資料 338), 林政課, 平成6年4月

(3) 持続的伐採可能量

1 計算の対象

主伐（皆伐）材積の上限の目安の計算対象は、将来にわたって育成单層林を維持すべき森林で、皆伐作業を行う人工林とし、具体的には下記に掲げる森林とする。

- (1) 水源涵養機能維持増進森林のうち、他の公益的機能別施業森林と重複していない森林
- (2) 公益的機能別施業森林以外の森林のうち、木材等生産機能維持増進森林である森林及び官行造林地

2 計算に必要な資料

- (1) 計画区内の計算の対象となる森林の立木材積（森林簿等から求める）
- (2) 市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林等ごとの面積
- (3) 樹種別の森林面積
- (4) 地域における樹種ごとの標準伐期齢

3 計算方法

- (1) 主伐（皆伐）上限量の目安の計算は、次により行う。

【主伐（皆伐）上限量の目安の計算式（年間）】

$$E = Z_w + (V_w - V_n) / T_a$$

E : 伐採（皆伐）材積の目安

T_a : 更新期間

Z_w : 対象森林の期首時の年間成長量

V_w : 対象森林の期首時の立木材積

V_n : 基準立木材積

（対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2）

なお、T_aは対象森林につき定められている伐期齢が同一である森林の面積に当該伐期齢を乗じて得た数値の総和を対象森林の面積で除して得た数値。

また、V_nは対象森林と同一の樹種の单層林が伐期齢に達しているものとして算出される当該单層林の立木の材積の2分の1に相当する材積。

上記の伐期齢とは、市町村森林整備計画等において、公益的機能別施業森林等における施業の方法として定める伐期齢をいう。

- (2) 再造林率に応じた持続的伐採可能量の計算は、次により行う。

【持続的伐採可能量の計算式（年間）】

$$E_a = E \times A$$

E_a : 持続的伐採可能量

A : 再造林率

なお、再造林率は、10～100%までの10%刻み等で設定し算出する。

第1表
主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

（単位 材積：千m³）

主伐（皆伐）上限量の目安（年間）
225

第2表
持続的伐採可能量（年間）

（単位 再造林率：%、材積：千m³）

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	225	92	317
90	203		295
80	180		272
70	158		250
60	135		227
50	113		205
40	90		182
30	68		160
20	45		137
10	23		115